

福岡医発第1869号(地)  
平成20年 1月18日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会  
会長 横倉 義武  
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び同施行規則等の送付について

後期高齢者医療制度等につきましては、「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第83号)に基づき「老人保健法」(昭和57年8月17日法律第80号)が改正され、平成20年4月1日より「高齢者の医療の確保に関する法律」として施行されます。

これに伴い、今般「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」(平成19年10月19日付政令第318号)及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」(平成19年10月22日付厚生労働省令第129号)がそれぞれ示された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

また、「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成19年11月30日付厚生労働省告示第395号)等、上記法令に係る告示等も示されていますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、本件について、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」並びに福岡県医師会ホームページの会員専用中郡市医師会宛文書に掲載しております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



日医発第 916 号（保 177）  
平成 20 年 1 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長  
唐 澤 祥 人

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び同施行規則等の送付について

後期高齢者医療制度等につきましては、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号）に基づき「老人保健法」（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）が改正され、平成 20 年 4 月 1 日より「高齢者の医療の確保に関する法律」として施行されるところであります。

これに伴い、今般「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」（平成 19 年 10 月 19 日付政令第 318 号）及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」（平成 19 年 10 月 22 日付厚生労働省令第 129 号）がそれぞれ示されましたので、ご連絡申し上げます。

また、「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 19 年 11 月 30 日付厚生労働省告示第 395 号）等、上記法令に係る告示等も示されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

今回の改正内容の概要につきましては、下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

## 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について

第1 特定健康診査の対象となる生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下、「令」という。）第1条関係）（高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）第18条第1項関連）

### 第2 後期高齢者医療制度

一 市町村によって処理される後期高齢者医療の事務関係（令第2条関係）

※ 後期高齢者医療の事務は都道府県ごとに設立される後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）により処理されるが、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村によって処理される後期高齢者に係る事務を定めた。（法第48条関連）

二 被保険者資格関係（令第3条～第5条及び別表関係）

1 以下の②に係る障害の状態の程度を定めた。（令第3条及び別表）（法第50条第2号関連）

○後期高齢者医療の被保険者

① 75歳以上の者

② 65歳以上75歳未満の者であつて、一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けたもの

2 保険料を滞納している被保険者について、広域連合が被保険者証の返還を求める対象とならない特別の事情を定めた。（令第4条）（法第54条第4項関連）

3 保険料を滞納している被保険者が広域連合に被保険者証を返還したときは、広域連合は当該被保険者に対し被保険者資格証明書を交付するが、以下の場合には被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対し被保険者証を交付することになっている（法第54条第8項関連）。今回、以下の②に係る特別の事情が定められた。（令第5条）

① 滞納している保険料を完納したとき

② 滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるとき

三 後期高齢者医療給付関係（令第6条～第17条関係）

1 後期高齢者医療の療養の給付等に優先して行われる給付は、以下に基づく療養補償給付等である（法第57条第1項関連）。今回、以下の④を定めた。（令第6条）

- ① 労働者災害補償保険法
- ② 国家公務員災害補償法
- ③ 地方公務員災害補償法
- ④ その他政令で定める法令
- ⑤ 介護保険法
- ⑥ 上記法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において行われる医療給付

2 現役並み所得者（療養の給付等に係る一部負担金の割合が3割となる者）の判定基準を次のとおり定めた。（令第7条）（法第67条第1項第2号関連）

|                  |         |
|------------------|---------|
| 市町村民税課税所得        | 145万円以上 |
| かつ世帯収入 後期高齢者複数世帯 | 520万円以上 |
| 後期高齢者単身世帯        | 383万円以上 |

※ 現役並み所得者の判定は、同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定する。

3 入院時食事療養費（法第74条第10項関連）、入院時生活療養費（法第75条第7項関連）、保険外併用療養費（法第76条第6項関連）、訪問看護療養費（法第78条第8項関連）及び特別療養費（法第82条第2項関連）の支給に関し、健康保険法の規定を準用する。（令第8条～13条）

4 高額療養費の支給要件及び支給額（令第14条）（法第84条関連）

（1）世帯

ア 支給要件

同一の月に行われた療養（食事療養及び生活療養を除く。）のうち、同一世帯のすべての被保険者に係る一部負担金等の合算額から外来療養に係る高額療養費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準を上回る場合に支給する。



イ 支給額

一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に、被保険者の一部負担金等の額から当該者の外来療養に係る高額療養費の額を控除した額を一部負担金等世帯合算額で除して得た率（被保険者按分率）を乗じて得た額を、広域連合から支給対象者にそれぞれ支給する。

(2) 外来

同一の月に行われた外来療養に係る一部負担金等の合算額が高額療養費算定基準額を上回る場合に、その差額を広域連合から支給対象者に支給する。

(3) 公費負担医療等

その他の公費負担医療（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病費の支給又は厚生労働省令で定める医療に関する給付をいう。以下同じ。）等に係る一部負担金等の合算額が、高額療養費算定基準額を上回る場合に、その差額を支給する。

5 高額療養費算定基準額（後期高齢者医療の被保険者に係るもの）（令第15条）

(1) 4の(1)の高額療養費算定基準額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 44,400 円

イ 現役並み所得者（※経過措置あり。後掲第4の五参照）

$80,100 \text{ 円} + (\text{療養に要した費用の額} - 267,000 \text{ 円}) \times 1/100$

ただし、高額療養費多数該当（療養のあった月以前の12月以内にすでに4の(1)による高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合）は、4月目から44,400 円。

ウ 低所得者Ⅱ（市町村民税非課税等の世帯に属する被保険者）

24,600 円

エ 低所得者Ⅰ（ウのうち、所得が一定の基準に満たない被保険者） 15,000 円

(2) 外来療養に係る高額療養費算定基準額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 12,000 円

イ 現役並み所得者 44,400 円

ウ 低所得者Ⅱ 8,000 円

エ 低所得者Ⅰ 8,000 円

(参 考)

|                             |                          | 自己負担限度額  |                                |
|-----------------------------|--------------------------|----------|--------------------------------|
|                             |                          | 外来（個人ごと） |                                |
| 現役並み所得者<br>（課税所得 145 万円以上等） |                          | 44,400 円 | 80,100 円 + 1 %<br>< 44,400 円 > |
| 一 般                         |                          | 12,000 円 | 44,400 円                       |
| 低所得者<br>（住民<br>税非課<br>税等）   | Ⅱ                        | 8,000 円  | 24,600 円                       |
|                             | Ⅰ<br>（年金収入 80 万<br>円以下等） |          | 15,000 円                       |

< >内の金額は高額療養費多数該当の場合。

（３）公費負担医療に係る高額療養費算定基準額

44,400 円（外来療養にあつては 12,000 円）

（４）長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病（特定疾病）に係る広域連合の認定を受けた者（令第 14 条第 4 項関連）に係る高額療養費算定基準額 10,000 円

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病

（平成 19 年 11 月 30 日 厚生労働省告示第 397 号）

- 1 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

※老人保健法施行令第 14 条第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（平成 14 年厚生労働省告示第 286 号）は、平成 20 年 3 月 31 日限り廃止

（５）市町村民税非課税の世帯に属する被保険者であつて、老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されている者を除く。）の受給権を有している者（令第 14 条第 5 項関連）に係る高額療養費算定基準額 15,000 円

6 入院療養等に係る現物給付化関係（令第 16 条）

被保険者の入院に係る高額療養費については、現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額にとどめる。

具体的には、被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払いが行われなかったときは、広域連合は、当該被保険者に代わり当該保険医療機関等に対し、被保険者の所得区分に応じて高額療養費を支払う。ただし、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰについては、それらに該当していることにつき、広域連合の認定を受けている必要がある。

7 保険料の滞納者に対する給付の差止めの対象とならない特別の事情について、二の二の特別の事情と同様とした。（令第 17 条）

四 保険料関係（令第 18 条～第 33 条関係）

※ 広域連合及び市町村が行う保険料の徴収等の業務に必要な事項を定めたもの。

1 保険料の算定に係る基準等

（１）保険料の算定基準

（２）離島その他の医療の確保が著しく困難である地域における保険料率の算定基準

（３）賦課総額の算定基準

2 保険料の減額賦課に係る基準

3 保険料の特別徴収

4 保険料徴収を私人に委託したときは、その旨を告示する。

五 審査請求関係（令第 34 条及び第 35 条関係）

後期高齢者医療審査会（法第 128 条関連）について、国民健康保険法等に規定する国民健康保険審査会の規定を準用する。

○法第 128 条

後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

六 都道府県知事への協議（令第 36 条関係）

広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合を，次のとおり定めた。（法第 133 条第 2 項関連）

広域連合の条例で定める給付（葬祭費の支給若しくは葬祭の給付，傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付）を行おうとする場合（法第 56 条第 3 号関連）及び保険料の料率を定め，又は変更しようとする場合（法第 104 条第 2 項関連）

第 3 その他（令第 37 条及び第 38 条関係）

一 地方社会保険事務局長への権限委任（法第 163 条第 3 項関連）

地方社会保険事務局長に委任する厚生労働大臣の権限を，保険医療機関等，保険医等，指定訪問看護事業者等に対する指導，報告徴収等に係る権限とする。

ただし，厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

二 厚生労働省令への委任

この政令で定めるもののほか，この政令の実施のために必要な手続きその他必要な事項を厚生労働省令で定める。

第 4 経過措置（令附則第 2 条～第 15 条関係）

一 老人保険法施行令は廃止する。（令附則第 2 条）

二 平成 20 年 3 月以前に行われた療養に係る老人保健法の規定による高額医療費の支給については，なお従前の例による。（令附則第 3 条）

三 平成 20 年 4 月から 7 月までにあつては，現役並み所得者の判定は，被保険者並びにその属する世帯の他の世帯員である被保険者及び 70 歳以上 74 歳未満の者の所得及び収入により判定する。（令附則第 4 条）

※ 平成 20 年 7 月までは，施行前までになされた判定が引き継がれる。

四 税制改正に伴う経過措置

1 老人保健法において平成 18 年 8 月から実施している，老年者に係る非課税措置の廃止に伴い市町村民税課税者となる者と同一の世帯に属する市町村民税非課税者に対する経過措置と同様の措置等を，平成 20 年 4 月から 7 月までに行われる療養について定める。（令附則第 5 条及び第 6 条）

※ 低所得者の自己負担限度額を適用

- 2 老人保健法において平成 18 年 8 月から実施している、公的年金等控除の見直し等に伴い現役並み所得者となる者に対する経過措置と同様の措置を、平成 20 年 4 月から 7 月までに行われる療養について定める。(令附則第 7 条)

※ 自己負担限度額を一般に据え置く

- 五 平成 20 年 8 月から平成 22 年 7 月までに行われる療養について、次の 1 又は 2 の要件を満たす現役並み所得者（特定収入被保険者）の高額療養費算定基準額を 44,000 円（外来療養にあつては 12,000 円）とする。(令附則第 8 条)

- 1 その属する世帯に他の被保険者がいない者  
2 被保険者及びその属する世帯の 70 歳以上 75 歳未満の収入額が 520 万円未満の者

※ 今回の改正により、現役並み所得者の判定は同一世帯に属する 75 歳以上の被保険者のみの所得及び収入により行われることになる。

このため、一部の被保険者について、新たに現役並み所得者と判定され、1 割負担から 3 割負担となることから、激変緩和のため、平成 20 年 8 月から平成 22 年 7 月までに行われる療養について、自己負担限度額を一般に据え置くもの。

(参 考)

| 現 行     |          |   | 経過措置<br>(H20. 8～H22. 7) |   | 経過措置終了後<br>(H22. 8～) |
|---------|----------|---|-------------------------|---|----------------------|
| 定率負担    | 1 割      | → | 3 割                     | → | 3 割                  |
| 自己負担限度額 | 44,400 円 |   | <u>44,400 円</u>         |   | 80,100 円 + 1 %       |
| 外来限度額   | 12,000 円 |   | <u>12,000 円</u>         |   | 44,400 円             |

- 六 現役並み所得者に係る高額療養費の支給における多数回該当の判定に際しては、老人保健法の規定により支給された高額医療費の支給回数も含めて行う。(令附則第 9 条)

- 七 保険料の賦課課税の基準となる所得について特例措置を定めた。(令附則第 11 条)

※ 広域連合が行う保険料の徴収等の業務に必要な事項を定めたもの。

八 保険料の特別徴収の開始の際の特例を定めた。(令附則第 12 条)

※ 広域連合が行う保険料の徴収等の業務に必要な事項を定めたもの。

※ 特別徴収：市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払いをする者（年金保険者）に保険料を徴収させ、かつその徴収すべき保険料を納入させることをいう。(法 107 条第 1 項)

→いわゆる「年金天引き」

九 特定市町村（法附則第 14 条第 1 項関連）の区域内に住所を有する被保険者（特定市町村区域内被保険者）に係る保険料の算定基準を定めた。(令附則第 13 条)

※ 広域連合が行う保険料の徴収等の業務に必要な事項を定めたもの。

※ 特定市町村：広域連合の区域のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村であって、厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村

→不均一保険料率の特例関係

第 5 施行期日（令附則第 1 条関係）

施行日：平成 20 年 4 月 1 日

ただし、第 4 の八の規定（附則第 12 条の規定）は公布の日から施行する。

## 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の施行について

### 第1 医療費適正化計画関係

- 一 医療費適正化計画の進捗状況評価（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第1条及び第2条関係）（高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）第11条関連）

- 1 厚生労働大臣及び都道府県が、医療費適正化計画の進捗状況の評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行う。
- 2 進捗状況の評価の結果の公表は、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行う。

#### （参考）

- ① 都道府県は、都道府県医療費適正化計画（5年ごとに作成：法第9条第1項）を作成した年度の翌々年度において、当該計画の進捗状況の評価及びその結果公表を行う。（法第11条第1項）
- ② 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画（5年ごとに作成：法第8条第1項）の作成年度の翌々年度において、当該計画の進捗状況の評価及びその結果公表を行う。（法第11条第2項）

### 二 医療費適正化の実績評価（規則第3条及び第4条関係）（法第12条関連）

- 1 厚生労働大臣及び都道府県が、医療費適正化計画の実績評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行う。
- 2 都道府県は、医療費適正化計画の実績評価の結果を、当該計画終了年度の翌年度の12月末日までに厚生労働大臣に報告する。
- 3 実績評価の結果の公表は、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行う。

#### （参考）

- ① 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の期間終了の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査・分析

- を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。(法第 12 条第 1 項)
- ② 都道府県は、①の評価の内容を厚生労働大臣に報告し、公表する。(法第 12 条第 2 項)
- ③ 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の期間終了の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査・分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。(法第 12 条第 3 項)
- ④ 厚生労働大臣は、②の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聞いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行う。(法第 12 条第 3 項)
- ⑤ 厚生労働大臣は、③及び④の評価を公表する。(法第 12 条第 4 項)
- ⑥ 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の進捗状況又は実績に関する評価の結果、当該計画に掲げる医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する診療報酬（⑦及び⑧において「診療報酬」という。）に関する意見を提出することができる。(法第 13 条第 1 項)
- ⑦ 厚生労働大臣は、⑥により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならない。(法第 13 条第 2 項)
- ⑧ 厚生労働大臣は、③及び④の評価の結果、全国及び都道府県医療費適正化計画に掲げる医療の効率的な提供の推進に関し、国及び各都道府県において達成すべき目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的と認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。(法第 14 条第 1 項)

### 三 医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等(規則第 5 条関係)(法第 16 条関連)

- 1 医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働大臣は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別又は医療機関の種類別の状況に関する情報並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報について、調査及び分析を行い、その結果を公表する。(規則第 5 条第 1 項関係)(法第 16 条第 1 項第 1 号関連)



- 2 厚生労働大臣は、1のほか、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報について、調査及び分析を行い、その結果を公表する。（規則第5条第2項関係）（法第16条第1項第2号関連）
- 3 厚生労働大臣から1及び2に関する情報の提供を求められた場合には、保険者及び広域連合は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と社会保険診療報酬支払基金又は国保連合会とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（いわゆるオンライン））を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。（規則第5条第3項関係）（法第16条第2項関連）

## 第2 後期高齢者医療制度関係

- 一 市町村事務関係（規則第6条及び第7条関係）（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第6号及び第7号関連）

後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして、市町村が行う以下の①及び②に係る事務を定めた。

- ①被保険者資格に関する事務（規則第6条関係）
- ②後期高齢者医療給付に関する事務（規則第7条関係）

## 二 被保険者資格関係

- 1 障害認定の申請（規則第8条関係）（法第50条第2号、令第3条及び令別表関連）
- 2 後期高齢者医療の被保険者の適用除外となる者（規則第9条関係）（法第51条第2号関連）

後期高齢者医療制度の被保険者の適用除外となる者として、以下の②に係る者を定めた。

○後期高齢者医療の被保険者の適用除外となる者（法第51条）

- ① 生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
  - ② ①に掲げるもののほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者
- 3 資格取得の届出等（規則第10条～第11条関係）  
75歳に達したこと等により、被保険者の資格を取得した際の届出の期限（14日以内）及び届出の記載事項について定めた。

- 4 住所地特例に関する届出（規則第 12 条関係）（法第 55 条関連）  
住所地特例：入院等のため病院等に住所を移した際、広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合の被保険者とする特例
- 5 保険料を滞納した際に被保険者証の返還を求める対象とならない被保険者を定めた。（規則第 13 条関係）（法第 54 条第 4 項関連）  
→児童福祉法，予防接種法等の規定による公費負担医療を受けることができる被保険者
- 6 広域連合が保険料を滞納している被保険者に対し，被保険者証の返還を求めるまでの期間は，1 年間とする。（規則第 14 条関係）（法第 54 条第 4 項関連）
- 7 被保険者証の返還（規則第 15 条関係）（法第 54 条第 4 項関連）  
広域連合が，保険料を滞納している被保険者に対し，被保険者証の返還を求めるに当たっての手続きを定めた。
- 8 保険料を納付することができない特別の事情に関する届出（規則第 16 条関係）（令第 4 条及び第 5 条関連）（法第 54 条第 4 項関連）
- 9 被保険者証及び被保険者資格証明書の交付（規則第 17 条関係）  
(1) 広域連合は，被保険者に対し，様式第 1 号又は第 2 号による被保険者証を，有効期限を定めて交付しなければならない。  
(2) 広域連合は，保険料を滞納したことにより，被保険者証を返還した被保険者に対し，様式第 3 号による被保険者資格証明書を交付しなければならない。
- 10 被保険者資格証明書の返還（規則第 18 条関係）
- 11 被保険者証の再交付及び返還（規則第 19 条関係）
- 12 被保険者証の検認又は更新（規則第 20 条関係）
- 13 11 及び 12 の規定は，被保険者資格証明書について準用する。（規則第 21 条関係）
- 14 各種変更及び資格喪失に係る届出  
次の（1）から（4）に係る届出の期限（14 日以内）及び届出の記載事項を定めた。  
(1) 被保険者の氏名変更（規則第 22 条関係）  
(2) 住所変更（規則第 23 条関係）  
(3) 世帯変更（規則第 24 条関係）  
(4) 広域連合外への転出，適用除外該当等による資格喪失（規則第 26 条関係）
- 15 障害状態不該当の届出（規則第 25 条関係）

16 届書の記載事項等（規則第 27 条関係）

17 届出の省略（規則第 28 条関係）

### 三 後期高齢者医療給付関係

1 第三者求償事務の委託先とすることができる国保連合会の要件を定めた。（規則第 29 条関係）（法第 58 条第 1 項、第 3 項関連）

2 処方せんの提出（規則第 30 条関係）

被保険者は、保険薬局にて薬剤の支給を受けようとするときは、保険医の交付した処方せんを提出しなければならない。

ただし、当該保険薬局から被保険者証又は被保険者資格証明書の提出を求められた場合には、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書を提出しなければならない。

3 現役並み所得者（療養の給付等に係る一部負担金の割合が 3 割となる者）の判定に用いる収入の額等（規則第 31 条及び第 32 条関係）（令第 7 条第 3 項関連）

#### （参 考）

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 31 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法  
（平成 19 年 11 月 30 日 厚生労働省告示第 398 号）

4 一部負担金の減額等を行うことのできる特別の事情等（規則第 33 条関係）（法第 69 条第 1 項関連）

（1）広域連合が、一部負担金の減額・免除・猶予を行うことができる特別の事情は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとする。

（2）一部負担金の減額等を受ける際の手続きを定めた。

① 一部負担金減免等申請書を広域連合へ提出する。

② 広域連合は一部負担金減免等証明書を交付する。

③ 被保険者は療養の給付等を受ける際に当該証明書を保険医療機関又は保険薬局に提出する。

- 5 入院時食事療養費関係（規則第 34 条～第 38 条関係）
- （1）被保険者に支給すべき入院時食事療養費は、療養を行った保険医療機関に対して支払う。（規則第 34 条関係）（法第 74 条第 5 項関連）
- （2）食事療養標準負担額の減額の対象者を次のように定めた。（規則第 35 条関係）（法第 74 条第 2 項関連）
- ① 低所得者Ⅱ（市町村民税非課税等の世帯に属する被保険者であって、規則第 67 条で定めるところにより、広域連合の認定（※）を受けている者）
- ② 低所得者Ⅰ（①のうち、所得が一定の基準に満たない被保険者であって、規則第 67 条で定めるところにより、広域連合の認定（※）を受けている者）
- ※後掲 13 の（5）参照
- （3）限度額適用・標準負担額減額認定証（※）の交付を受けた被保険者は、入院時食事療養費に係る療養を受ける際には、保険医療機関に当該認定証を提示しなければならない。（規則第 36 条関係）
- ※後掲 13 の（5）参照
- （4）限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しないことにより、被保険者が減額しない食事療養標準負担額を支払った場合であって、当該証を提出しないことがやむを得ないものと認められるときは、被保険者の申請により、減額されるべき額との差額が被保険者に支給される。（規則第 37 条関係）
- （5）保険医療機関の発行する領収書は、食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。（規則第 38 条関係）（法第 74 条第 7 項関連）
- 6 入院時生活療養費関係（規則第 39 条～第 43 条関係）
- 5 の入院時食事療養費関係と同様の規定を設けた。
- 7 保険外併用療養費関係（規則第 44 条及び第 45 条関係）（法第 76 条第 6 項関連）
- （1）被保険者に支給すべき保険外併用療養費は、療養を行った保険医療機関等に対して支払うことを定めた。（規則第 44 条関係）
- （2）保険医療機関等の発行する領収書は、保険外併用療養費に係る療養につき、被保険者が負担した額（食事療養、生活療養及びその他の療養に区分して記載）とその他の費用の額とを区分して記載しなければならないことを定めた。（規則第 45 条関係）
- 8 第三者行為による被害の届出（規則第 46 条関係）（法第 58 条関連）
- 療養の給付等に係る事由が第三者の行為によって生じたものであると

きの広域連合への届出の記載事項等の手続について定めた。

9 療養費関係（規則第 47 条関係）（法第 77 条第 1 項関連）

療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等を定めた。

10 訪問看護療養費関係（規則第 48 条～第 53 条関係）

（1）訪問看護療養費が支給される訪問看護を受ける被保険者について、その治療の必要の程度に係る基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等の者が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。（規則第 48 条関係）（法第 78 条第 1 項関連）

（2）（1）の訪問看護を行う者は、看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。（規則第 49 条関係）（法第 78 条第 1 項関連）

（3）訪問看護療養費が支給されるのは、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（規則第 48 条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合とする。（規則第 50 条関係）

（4）被保険者に支給すべき訪問看護療養費は、指定訪問看護を行った指定訪問看護事業者に対して支払う。（規則第 51 条関係）

（5）指定訪問看護事業者の発行する領収書は、基本利用料及びその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。（規則第 52 条関係）

（6）8 の規定は、訪問看護療養費について準用する。（規則第 53 条関係）

11 特別療養費関係（規則第 54 条～第 57 条関係）

広域連合は、被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給することとなっている（法第 82 条関連）。今回、以下の項目につき定めた。

（1）被保険者が特別療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めた。（規則第 54 条関係）

（2）特別療養費に係る療養を取り扱った際に、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が広域連合に対して行う届出及び届書の記載事項等の手続を定めた。（規則第 55 条及び第 56 条関係）

① 保険医療機関等の場合（規則第 55 条関係）

診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例により、各月分について、翌月 10 日までに送付する。

② 指定訪問看護事業者の場合（規則第 56 条関係）

訪問看護療養費明細書の様式の例により、各月分について、翌月 10 日までに送付する。

- ③ 広域連合は①及び②の届書につき審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に書面により通知する。(規則第 55 条第 4 項及び第 56 条第 4 項関係)

- (3) 7 の (2) 及び 10 の (5) の規定は、保険医療機関等及び指定訪問看護事業者が発行する特別療養費に係る領収書について準用する。(規則第 57 条関係)

#### 12 移送費関係 (規則第 58 条～第 60 条関係)

広域連合は、被保険者が療養の給付等を受けるため病院又は診療所に移送されたときであって、必要であると認める場合に限り、移送費を支給することとなっている。(法第 83 条関連) 今回、以下の項目につき定めた。

- (1) 移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とすることとし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。(規則第 58 条関係)
- (2) 移送費の支給が必要と認める場合として、移送により法に基づく適切な療養を受けたこと等とした。(規則第 59 条関係)
- (3) 移送費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めた。(規則第 60 条関係)

#### 13 高額療養費関係 (規則第 61 条～第 71 条関係)

- (1) 特定給付対象療養 (※) のうち、厚生労働省令で定める医療に関する給付を、障害者自立支援法等の規定による給付とした。(規則第 61 条関係)

※特定給付対象療養 (令第 14 条第 1 項第 2 号)

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養
- ② 当該被保険者が長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病 (特定疾病) であって、広域連合の認定を受けた被保険者に係る厚生労働大臣が定める療養

- (2) 特定疾病の認定を申請する際の申請書の記載事項等の手続及び特定疾病療養受療証 (様式第 4 号) の交付、保険医療機関等への提出等を定めた。(規則第 62 条関係) (令第 14 条第 4 項関連)

- ① 被保険者は申請書を広域連合へ提出する。
- ② 広域連合は特定疾病療養受療証 (様式第 4 号) を交付する。

- ③ 認定を受けた被保険者は特定疾病に係る療養を受ける際に、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を保険医療機関等に提出する。
- (3) 現役並み所得者に係る高額療養費算定基準額における定率部分（＋1％部分）の算定対象となる費用の額を定めた。（規則第 63 条及び第 66 条関係）（令第 15 条第 1 項第 2 号関連）
- (4) 令第 15 条第 1 項第 3 号（低所得者Ⅱ）又は第 4 号（低所得者Ⅰ）の適用の対象となる要保護者を、療養のあった月に生活保護法の要保護者であり、かつ、標準負担額の減額が適用された場合に、生活保護法の保護を要しない状態となる者とする。（規則第 64 条及び第 65 条関連）
- (5) 広域連合により低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰの認定を受けようとする被保険者が、限度額適用・標準負担額減額の認定の申請をする際の申請書の記載事項等の手続及び様式第 5 号による限度額適用・標準負担限度額認定証の交付、保険医療機関等への提出等を定めた。（規則第 67 条関係）（令第 16 条第 1 項第 1 号ハ及びニ関連）
- ① 被保険者は申請書を広域連合へ提出する。
- ② 広域連合は限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第 5 号）を交付する。
- ③ 認定を受けた被保険者は療養を受ける際に、被保険者証に添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提出する。
- (6) 令第 16 条第 3 項においては、高額療養費の現物給付が行われる公費負担医療及び特定疾病に係る療養が規定されているが、当該高額療養費の現物給付が行われる公費負担医療を、障害者自立支援法等の規定による給付とすることを定めた。（規則第 68 条関係）（令第 16 条第 3 項関連）
- (7) 令第 16 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める医療機関等を旧総合病院（※）と定める。旧総合病院は、診療科ごとに別個の保険医療機関等とみなされる。（規則第 69 条関係）（令第 16 条第 5 項関連）
- ※旧総合病院：平成 10 年 4 月 1 日の時点において、平成 9 年法律第 125 号による改正前の医療法第 4 条の規定による承認を受けている病院（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 24 号）附則第 2 条第 1 項）

（参考）

- 令第 16 条第 5 項（現行の老人保健法施行令第 16 条第 5 項と同様）  
歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等並びに 2

以上の診療科名を有する保険医療機関等であって、厚生労働省令で定めるもの（＝旧総合病院）は、令第 14 条第 3 項（公費負担医療に係る高額療養費）及び第 4 項（特定疾病療養に係る高額療養費）の規定並びに令第 16 条第 1 項（入院療養等に係る高額療養費）の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

（８）高額療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めた。  
（規則第 70 条関係）（法第 84 条関連）

（９）８の規定は、高額療養費について準用する。（規則第 71 条関係）

14 後期高齢者医療給付を制限するまでの期間（規則第 72 条関係）

広域連合は、被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、災害等特別の事情がある場合を除き、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることになっている。（法 92 条第 1 項関連）

今回、一時差止を行うまでの保険料滞納期間を、１年６月間とすることを定めた。

15 特別の事情に関する届出（規則第 73 条関係）（法 92 条第 1 項、令第 17 条及び第 4 条関連）

保険料滞納期間が１年６月を超過したときであっても、後期高齢者医療給付の一時差止とならない特別の事情があるとき（令第 17 条及び第 4 条）の届出の記載事項を定めた。

16 後期高齢者医療給付の支払の差止（規則第 74 条関係）（法 92 条第 1 項及び第 2 項関連）

広域連合が一時差し止める後期高齢者医療給付の額は、滞納額に比し、著しく高額とならないようにする。

17 後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除（規則第 75 条関係）  
（法第 92 条第 3 項関連）

一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除する際には、あらかじめ広域連合から当該被保険者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

18 口頭による申請等（規則第 76 条関係）

被保険者が後期高齢者医療給付を受ける際の申請書又は届書を作成することができない特別の事情があるときは、当該申請等については、口頭



による陳述を広域連合の職員が聴取する方法で行うことができる。

19 申請書又は届書の記載事項（規則第 77 条関係）

申請書又は届書には、申請人又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。

20 添付書類等の省略（規則第 78 条関係）

申請又は届出の際に必要な書類が、公簿等によって確認できる場合には、その書類の添付等を省略することができること等を定めた。

21 診療報酬請求書の審査等（規則第 79 条及び第 80 条関係）

（１）診療報酬請求書の審査は、提出を受けた日の属する月の末日までに行うこと。

（２）審査に苦情がある者は、再度の考案を求めることができること。

22 診療報酬の支払（規則第 81 条関係）

広域連合は、審査が終わった日の属する月の翌月末までに、保険医療機関等に対し、診療報酬を支払うものとする。

23 後期高齢者医療給付に関する処分の通知（規則第 82 条関係）

広域連合は、後期高齢者医療給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は届出人に通知する。また、不利益通知を行うときは、その理由を付記しなければならない。

#### 四 保険料関係

※ 広域連合及び市町村が行う保険料の徴収等の業務に必要な事項を定めたもの。

1 保険料の算定方法等（規則第 83 条～第 90 条関係）

2 保険料の特別徴収に係る通知等（規則第 91 条～第 112 条関係）

#### 五 その他

1 後期高齢者医療診療報酬審査委員会（規則第 113 条関係）（法第 126 条関連）

後期高齢者医療診療報酬審査委員会について、委員の任期、定足数等に関し、国民健康保険法施行規則第 5 章の国民健康保険診療報酬審査委員会の規定を準用する。

（参考）

① 法第 70 条第 4 項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。（法

第 126 条第 1 項)

- ② 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第 87 条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会を置く国保連合会は、当該審査委員会において後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うことができる。  
(法第 126 条第 2 項)

## 2 後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会（規則第 114 条関係）（法第 70 条関連）

- (1) 法第 70 条第 5 項に規定する指定法人（国保中央会）は、同項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（いわゆる高額レセプト）の審査を行うため、後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会を置かなければならない。

### ※いわゆる高額レセプト

社会保険診療報酬支払基金法第 16 条第 1 項、国民健康保険法第 45 条第 6 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書

(昭和 59 年 9 月 28 日 厚生省告示第 172 号)

(一部改正：平成 19 年 11 月 30 日 厚生労働省告示第 400 号)

- (2) (1) にかかわらず、国民健康保険法施行規則第 42 条の 2 に規定する特別審査委員会を置く指定法人（国保中央会）は、当該特別審査委員会において、後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行う。

### (参考)

- ① 広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、審査した上、支払うものとする。(法第 70 条第 3 項)
- ② 広域連合は、①の審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。(法第 70 条第 4 項)
- ③ ②の委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（いわゆる高額レセプト）の審査に係るものを、国民健康保険法第 45 条第 6 項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（指定法人：国保中央会）に委託することができる。(法第 70 条第 5 項)

### 第3 国民健康保険団体連合会の高齢者医療制度関係業務関係（規則第 115 条関係）（法第 155 及び 156 条関連）

高齢者医療制度関係業務に関する国保連合会の議決権の特例を定めた。

### 第4 その他

#### 一 被扶養者であった者の通知（規則第 116 条関係）※保険料の減額賦課（2 年間）関連

1 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の前日において被用者保険に属する被保険者の被扶養者であった者について、被用者保険の被保険者は、広域連合に通知する。

2 1 の通知は、社会保険診療報酬支払基金を経由して行う。

#### 二 事業状況の報告（規則第 117 条関係）（法 135 条関連）

広域連合等が都道府県知事等に行う事業状況等の報告は、毎月の事業状況の報告書を翌月 20 日までに提出することにより行う。

#### 三 様式（規則第 17 条、第 62 条、第 67 条及び第 118 条関係）

被保険者証（様式第 1 号及び第 2 号）、被保険者資格証明書（様式第 3 号）、特定疾病療養受療証（様式第 4 号）、限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第 5 号）及び職員が報告徴収等の際に携帯すべき身分を示す証明書（様式第 6 号～第 11 号）の様式を定めた。

#### 四 地方厚生局長等に委任する厚生労働大臣の権限（規則第 119 条関係）（法 163 条関連）

次の 1 及び 2 の権限を地方厚生局長等に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

1 都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をする権限。

2 広域連合又は市町村に対し、法を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員にその状況を検査させる権限。

### 第5 経過措置

#### 一 老人保健法施行規則は廃止する。（規則附則第 2 条関係）

二 広域連合が算定する保険料に係る事項について、平成 20 年度及び平成 21 年度における経過措置を定めた。(規則附則第 3 条～第 8 条関係)

※ 広域連合が行う保険料の徴収等に係る業務に必要な事項を定めたもの。

三 保険料の特別徴収の開始の際の特例に係る通知等を定めた。(規則附則第 9 条～第 21 条関係)

※ 市町村が行う保険料の徴収等に係る業務に必要な事項を定めたもの。

四 特定市町村(法附則第 14 条第 1 項関連)の区域内に住所を有する被保険者(特定市町村区域内被保険者)に係る保険料の算定方法等を定めた。(規則附則第 22 条～第 24 条関係)

※ 広域連合が行う保険料の徴収等に係る業務に必要な事項を定めたもの。

五 平成 20 年度において、当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を定めた。(規則附則第 25 条関係)

※ 市町村が行う保険料の徴収等に係る業務に必要な事項を定めたもの。

第 6 施行期日(規則附則第 1 条関係)

施行日：平成 20 年 4 月 1 日

ただし、第 5 の三の規定(規則附則第 9 条～第 21 条の規定)は公布の日から施行する。

(添付資料)

1. 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について  
(平 19. 10. 19 保発第 1019001 号厚生労働省保険局長通知)  
※通知中に「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」(平 19. 10. 19 政令第 318 号 官報号外第 241 号抜粋)を含む。
2. 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の施行について  
(平 19. 10. 22 保発第 1022004 号厚生労働省保険局長通知)  
※通知中に「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」(平 19. 10. 22 厚生労働省令第 129 号 官報号外第 243 号抜粋)を含む。
3. 官報(平 19. 11. 30 号外第 274 号抜粋)
  - ① 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 395 号)
  - ② 高齢者の医療の確保に関する法律第 149 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 396 号)
  - ③ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 397 号)
  - ④ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 31 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 398 号)
  - ⑤ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第 3 条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 399 号)  
※後掲「参考資料 1.」関連告示
  - ⑥ 社会保険診療報酬支払基金法第 16 条第 1 項及び国民健康保険法第 45 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件  
(平 19. 11. 30 厚生労働省告示第 400 号)

(参考資料)

1. 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の施行について  
(平 19. 10. 31 保発第 1031002 号厚生労働省保険局長通知)  
※通知中に「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」(平 19. 10. 31 政令第 325 号 官報号外第 250 号抜粋)を含む。
2. 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額

の算定等に関する省令の施行について

(平 19. 11. 22 保発第 1122001 号厚生労働省保険局長通知)

3. 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の施行について

(平 19. 11. 22 保発第 1122002 号厚生労働省保険局長通知)

4. 官報 (平 19. 11. 22 号外第 268 号抜粋)

① 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令

(平 19. 11. 22 厚生労働省令第 140 号)

② 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令

(平 19. 11. 22 厚生労働省令第 141 号)



保発第1019001号

平成19年10月19日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）が本日公布され、一部を除き平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 政令の趣旨

本政令は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い、特定健康診査の対象となる生活習慣病、後期高齢者医療の被保険者とする障害の状態、療養の給付を受ける際の一部負担金の割合が3割となる被保険者の所得の額の算定方法等、高額療養費の支給要件及び支給額、保険料の算定に係る基準、保険料の特別徴収の対象となる年金給付等及び所要の経過措置を定める等するものであること。

第二 政令の内容

第1 特定健康診査の対象となる生活習慣病（令第1条関係）

特定健康診査の対象となる生活習慣病の種類を、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものとする。

第2 後期高齢者医療制度

一 市町村によって処理される後期高齢者医療の事務関係（令第2条関係）

被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村によって処理される後期高齢者医療に係る事務を次の1から9までのとおりとする。

1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号の規定による認定に係る申請の受付

- 2 法第54条第1項の規定による届出の受付
- 3 法第54条第3項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第8項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- 4 法第54条第6項及び第9項の規定による被保険者証の返還の受付
- 5 法第54条第7項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
- 6 法第54条第11項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 7 法第56条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 8 法第111条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 9 前各号に掲げる事務に付随する事務

## 二 被保険者資格関係(令第3条～第5条及び別表関係)

- 1 65歳以上75歳未満の者のうち、一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の認定を受け、被保険者となる者に係る障害の状態の程度を、次の(1)から(17)までのとおりとすること。
  - (1) 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。)の和が0.08以下のもの
  - (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  - (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - (4) 咀嚼<sup>そしやく</sup>の機能を欠くもの
  - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
  - (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
  - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
  - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、



その状態が各号と同程度以上と認められる程度のもの

- 2 保険料を滞納している被保険者について、広域連合が被保険者証の返還を求め  
る対象とならない特別の事情を、次の（１）から（５）までの理由により保険料  
を納付することができないと認められる事情とすること。
  - （１） 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被  
保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
  - （２） 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負  
傷したこと。
  - （３） 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
  - （４） 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
  - （５） （１）から（４）までに類する事由があつたこと。
- 3 被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して、広域連合が被保険  
者証を交付する特別の事情を、滞納額の著しい減少又は２の特別の事情と同じ事  
情とすること。

### 三 後期高齢者医療給付関係（令第６条～第１７条関係）

- 1 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく療養補償給付等の  
ほか、後期高齢者医療の療養の給付等に優先して行われる給付を、船員保険法（昭  
和１４年法律第７３号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、船員法（昭和  
２２年法律第１００号）等に基づく医療に関する給付とすること。
- 2 療養の給付に係る一部負担金の割合が３割となる者（以下「現役並み所得者」  
という。）の判定基準を、同一世帯に属する被保険者に係る市町村民税（特別区  
民税を含む。以下同じ。）課税所得が１４５万円以上であり、かつ、その者につ  
いて算定した収入の額が５２０万円（当該世帯内に他の被保険者がいない場合は、  
３８３万円）以上の場合とすること。
- 3 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及  
び特別療養費の支給に関し、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６４条等  
の規定を準用すること。
- 4 高額療養費の支給要件及び支給額等を、次の（１）から（３）までのとおりと  
すること。
  - （１） 同一の月に行われた療養（食事療養及び生活療養を除く。）のうち、同一世  
帯のすべての被保険者に係る一部負担金等の合算額から外来療養に係る高額療  
養費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養  
費算定基準額を上回る場合に、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基  
準額を控除した額に、被保険者の一部負担金等の額から当該者の外来療養に係  
る高額療養費の額を控除した額を一部負担金等世帯合算額で除して得た率（被  
保険者<sup>あん</sup>按分率）を乗じて得た額を支給すること。
  - （２） 同一の月に行われた外来療養に係る一部負担金等の合算額が高額療養費算  
定基準額を上回る場合に、その差額を支給すること。
  - （３） その他公費負担医療（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６

年法律第117号)による一般疾病費の支給又は厚生労働省令で定める医療に関する給付をいう。以下同じ。)等に係る一部負担金等の合算額が、高額療養費算定基準額を上回る場合に、その差額を支給すること。

5 高額療養費算定基準額を次の(1)から(4)までのとおりとすること。

(1) 4の(1)の高額療養費算定基準額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 44,400円

イ 現役並み所得者

80,100円と、被保険者が受けた療養に要した費用の額(その額が267,000円に満たないときは、267,000円)から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合計額。ただし、その被保険者が当該療養を受けた月に属する世帯の被保険者に対して、療養のあった月以前の12月以内に既に4の(1)による高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合(以下「高額療養費多数回該当」という。)には、4月目から44,400円

ウ 市町村民税非課税等の世帯に属する被保険者(以下「低所得者Ⅱ」という。) 24,600円

エ ウのうち、所得が一定の基準に満たない被保険者(以下「低所得Ⅰ」という。) 15,000円

(2) 外来療養に係る高額療養費算定基準額を次のアからエまでのとおりとすること。

ア イからエまでに掲げる者以外の者 12,000円

イ 現役並み所得者 44,400円

ウ 低所得者Ⅱ 8,000円

エ 低所得者Ⅰ 8,000円

(3) 公費負担医療に係る高額療養費算定基準額 44,400円(外来療養にあつては12,000円)

(4) 長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病に係る広域連合の認定を受けた者に係る高額療養費算定基準額 10,000円

(5) 市町村民税非課税の世帯に属する被保険者であつて、老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されている者を除く。)の受給権を有している者に係る高額療養費算定基準額 15,000円

6 被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときは、広域連合は、当該被保険者に代わり当該保険医療機関等に対し、被保険者の所得区分に応じて高額療養費を支払うものとする。ただし、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰについては、それらに該当していることにつき、広域連合の認定を受けている必要があること。

7 保険料の滞納者に対する給付の差止めの対象とならない特別の事情について、二の2の特別の事情と同様とすること。

#### 四 保険料関係(令第18条～第33条関係)

##### 1 保険料の算定に係る基準等を次の(1)から(3)までのとおりとすること。

###### (1) 保険料の算定基準

ア 被保険者（離島その他の医療の確保が著しく困難である地域に居住する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。（1）において同じ。）の保険料の賦課額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。  
このうち、

① 所得割額は、(3)の所得割総額（特定地域被保険者に賦課する額を除く。）を、特定期間（平成20年度を初年度とする同年度以降の2年度ごとの期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の額を控除した額をいう。以下同じ。）の合計額の合計額の見込額で除して得た率（以下「所得割率」という。）に、各年度の被保険者の基礎控除後の総所得金額等を乗じて得た額とすること。

② 被保険者均等割額は、(3)の被保険者均等割総額（特定地域被保険者に賦課する額を除く。）を、特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とすること。

イ アの所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域（離島その他の医療の確保が著しく困難である地域を除く。）にわたって均一であること。

ウ アの賦課額は、50万円を超えることができないものであること。

###### (2) 離島その他の医療の確保が著しく困難である地域における保険料率の算定基準を次のアからエまでのとおりとすること。

ア 特定地域被保険者の保険料の賦課額は、特定地域被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。

イ アの所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定地域所得割率を乗じて得た額とすること。ただし、当該率は、所得割率の100分の50を下回らない範囲内とすること。

ウ アの被保険者均等割額は、(1)のアの被保険者均等割額の100分の50を下回らない範囲内とすること。

エ アの賦課額は、50万円を超えることができないものであること。

###### (3) 賦課総額の算定基準を次のアからウまでのとおりとすること。

ア 特定期間における各年度の被保険者の保険料の賦課額の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、特定期間における各年度の次の①の後期高齢者医療に要する費用の額の合計額の見込額から②の収入の額の合計額の見込額を控除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

① 後期高齢者医療に要する費用の額の合計額の見込額は、次のi)からviii)までの額の合計額とすること。

i) 療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額

- ii) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
  - iii) 療養の給付等に関する費用に係る審査及び支払に関する事務に要する費用の額
  - iv) 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
  - v) 特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の額
  - vi) 財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の額
  - vii) 保健事業に要する費用の額
  - viii) その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額
- ② 収入の額の合計額の見込額は、次の i) から ix) までの額の合計額とすること。

- i) 国庫負担金（高額な医療に関する給付に要する費用に対する負担金を含む。）
- ii) 都道府県負担金（高額な医療に関する給付に要する費用に対する負担金を含む。）
- iii) 市町村負担金
- iv) 調整交付金
- v) 後期高齢者交付金
- vi) 特別高額医療費共同事業の交付金
- vii) 国の補助金
- viii) 都道府県、市町村及び広域連合の補助金
- ix) その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入

イ アの予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として算定される率であること。

ウ 賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額との合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額に所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

2 保険料の減額賦課に係る基準を、次の（１）及び（２）のとおりとすること。

- （１）被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額の当該世帯における合算額が以下の基準に該当する場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減額すること。

ア 基礎控除額（33 万円）を超えない場合 10 分の 7

イ 基礎控除額に 24.5 万円に当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である当該世帯主を除く。）を乗じて得た額を加算した額を超えない場合 1

0 分の 5

ウ 基礎控除額に 35 万円に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を加算した額を超えない場合 10 分の 2

(2) 資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった被保険者((1)のア及びイによる減額がされない被保険者に限る。)については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額を減額するものとし、所得割は課さないものとする。

3 保険料の特別徴収に関して、次の(1)から(8)までのとおりとすること。

(1) 後期高齢者医療保険料の特別徴収の方法として、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の特別徴収に係る規定を準用すること。

ア 年金保険者は、65 歳以上で、当該年の 4 月 1 日現在、当該年金保険者から年額 18 万円以上の老齢・退職・障害・死亡を支給事由とする年金給付及び年金給付に類する給付(以下「年金給付」という。)の支払を受けている者の氏名、住所等の事項を、市町村へ通知すること。

イ 年金保険者は、4 月 2 日以後に次の①又は②のいずれかに該当するに至った者で年額 18 万円以上の年金給付の支払いを受けている者の氏名、住所等の事項を、4 月 2 日から 6 月 1 日まで、6 月 2 日から 8 月 1 日まで、8 月 2 日から 10 月 1 日まで、10 月 2 日から 12 月 1 日まで、12 月 2 日から翌年 2 月 1 日までのそれぞれの期間ごとにそれぞれ 6 月、8 月、10 月、12 月、2 月に抽出し、市町村へ通知すること。

① 年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から年金給付の支払を受けることとなった 65 歳以上の者

② 当該年金保険者から年金給付の支払を受けている者のうち

i) 65 歳又は 75 歳に達したもの(既に特別徴収されている者を除く。)

ii) 市町村の区域を超える住所変更届を行った 65 歳以上のもの

ウ 市町村は、

① アにより通知された者については、当該年度において、保険料の全部又は一部を特別徴収により徴収するものとする。

② イにより通知された者については、翌年度の初日から 9 月 30 日まで年金が支払われるときは、支払回数割保険料額の見込額(当該年度の保険料額を基礎とし、年金の支払期ごとに徴収する保険料額として算定した額をいう。以下同じ。)を特別徴収により徴収するものとする。

③ イにより通知された者(6 月及び 8 月の抽出対象者に限る。)については、当該年度において、保険料の一部を特別徴収により徴収することができる。

エ 市町村は、アにより通知された者のうち、特別徴収の対象となる被保険者(以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、支払回数割保険料額等を、国保連合会及び国保中央会の順に経由して年金保険者(以下「特別徴収義務者」という。)へ通知すること。

オ エの通知を受けた特別徴収義務者は、１０月１日から翌年３月３１日までの間における年金の支払期ごとに支払回数割保険料額を特別徴収により徴収し、これを市町村へ納入すること。

カ 特別徴収義務者は、特別徴収対象被保険者が年金給付の支払を受けないこととなった場合には、その旨を市町村へ通知するとともに、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収を中止すること。

キ 市町村は、特別徴収対象被保険者が被保険者資格喪失等に該当した場合は、その旨を、年金保険者へ通知し、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収を中止すること。

ク 特別徴収義務者から市町村に納入された被保険者についての保険料額が、当該被保険者について特別徴収により徴収すべき額を超える場合は、市町村は、当該過誤納額を当該被保険者に還付しなければならないこと。その際、当該被保険者の未納に係る保険料その他徴収金がある場合は、これに充当することができること。

ケ 前年度の１０月１日から３月３１日までに特別徴収により支払回数割保険料額を徴収されていた被保険者については、当該年度の初日から９月３０日までの間においては、当該支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収により徴収するものとする。

コ 市町村は、特別徴収対象被保険者が、住所地特例の適用を受けることとなった場合は、その旨を特別徴収義務者に通知すること。

(２) 特別徴収の対象となる年金給付の最低額を年額１８万円とすること。

(３) 特別徴収の対象とならない被保険者を次のア及びイのとおりとすること。

ア 同一の月に徴収されると見込まれる介護保険の支払回数割保険料額と後期高齢者医療の支払回数割保険料額の合計額が厚生労働省令で定める額を超える者

イ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない被保険者

(４) 特別徴収の対象となる老齢等年金給付は、介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付とすること。

(５) 特別徴収対象被保険者が資格喪失等に該当した旨の市町村から年金保険者への通知方法について、介護保険法第１３６条第４項から第６項までの規定を準用すること。

(６) 仮徴収について、介護保険法第１３６条から第１３９条までの規定を準用すること。

(７) 特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受けることとなった旨の市町村から年金保険者への通知方法について、介護保険法第１３６条第４項から第６項までの規定を準用すること。

(８) ４月２日以後に年金保険者から市町村へ年金受給者に係る事項の通知が行われた場合の特別徴収に係る市町村から年金保険者への特別徴収額の通知、年金保険者が徴収した保険料額の市町村への納入義務等の取扱いについて、

介護保険法の規定を準用すること。

- 4 保険料徴収を私人に委託したときは、その旨を告示するものとする。

## 五 審査請求関係(令第34条及び第35条関係)

後期高齢者医療審査会について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に規定する国民健康保険審査会の規定を準用すること。

## 六 都道府県知事への協議(令第36条関係)

広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合を、広域連合の条例で定める給付(葬祭費の支給若しくは葬祭の給付、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付)を行おうとする場合及び保険料の料率を定め、又は変更しようとする場合とすること。

## 第3 その他(令第37条及び第38条関係)

### 一 地方社会保険事務局長への権限委任

地方社会保険事務局長に委任する厚生労働大臣の権限を、保険医療機関等、保険医等、指定訪問看護事業者等に対する指導、報告徴収等に係る権限とすること。

### 二 厚生労働省令への委任

この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他必要な事項を厚生労働省令で定めること。

## 第4 経過措置(令附則第3条～第15条関係)

### 一 老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)を廃止すること。

### 二 平成20年3月以前に行われた療養に係る老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による高額医療費の支給については、なお従前の例によるものとする。

### 三 平成20年4月から7月までにあつては、現役並み所得者の判定は、被保険者並びにその属する世帯の他の世帯員である被保険者及び70歳以上74歳未満の者の所得及び収入により判定すること。

### 四 税制改正に伴う経過措置を次の1及び2のとおりとすること。

#### 1 老人保健法において平成18年8月から実施している、老年者に係る非課税措置の廃止に伴い市町村民税課税者となる者と同一の世帯に属する市町村民税非課税者に対する経過措置と同様の措置を、平成20年4月から7月までに行われる療養について定めること。

#### 2 老人保健法において平成18年8月から実施している、公的年金等控除の見直し等に伴い現役並み所得者となる者に対する経過措置と同様の措置を、平成20年4月から7月までに行われる療養について定めること。

### 五 平成20年8月から平成22年7月までに行われる療養について、次の1又は2の要件を満たす現役並み所得者の高額療養費算定基準額を44,400円(外来療養にあつては12,000円)とすること。

#### 1 その属する世帯に他の被保険者がいない者

2 被保険者及びその属する世帯の70歳以上75歳未満の収入額が520万円未満の者

六 現役並み所得者に係る高額療養費の支給における多数回該当の判定に際しては、老人保健法の規定により支給された高額医療費の支給回数も含めて行うこと。

七 保険料の減額賦課の基準となる所得について、当分の間、公的年金等控除を受けた者については総所得金額等から15万円を控除する特例措置を定めること。

八 保険料の特別徴収の開始の際の特例を次の1から8までのとおりとすること。

1 年金保険者は、65歳以上（平成20年4月1日までの間に65歳に達する者を含む。）で、平成19年10月1日現在、当該年金保険者から年額18万円以上の年金給付の支払を受けている者の氏名、住所等の事項を、市町村へ通知すること。

2 1の年金保険者から市町村への通知方法について、介護保険法第134条第7項から第11項までの規定を準用すること。

3 市町村は、1により通知された者のうち、特別徴収対象被保険者となるものについて、支払回数割保険料額の見込額を、国保連合会及び国保中央会の順に經由して特別徴収義務者へ通知すること。

4 特別徴収の対象とならない被保険者として次の（1）及び（2）の者を定めること。

（1）平成20年4月に徴収されると見込まれる介護保険の支払回数割保険料額と後期高齢者の支払回数割保険料額の見込額の合計額が厚生労働省令で定める額を超える者

（2）介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない者

5 3の支払回数割保険料額の見込額は、平成20年度の保険料額の見込額の2分の1に相当する額を、平成20年4月から9月までの間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とすること。

6 特別徴収について、介護保険法第135条第5項及び第6項、第136条から第139条まで（第136条第2項を除く。）並びに第141条の規定を準用すること。

7 特別徴収の対象となる年金給付を、介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付とすること。

8 特別徴収対象被保険者が、資格喪失等に該当した場合及び住所地特例に該当した場合の通知方法について、介護保険法の規定を準用すること。

九 法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内に住所を有する被保険者（特定地域被保険者を除く。以下「特定市町村区域内被保険者」という。）に係る保険料の算定基準を次の1から7までのとおりとすること。

1 特定市町村区域内被保険者の保険料の賦課額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。

2 1の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得



た額とすること。

3 2の特定市町村所得割率は、厚生労働省令で定める方法により算定した率とすること。ただし、当該広域連合の所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に一から給付費比率を控除した率に経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。

4 3の給付費比率は、当該広域連合の1人当たりの療養の給付等に要する費用の額に対する特定市町村区域内被保険者1人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率とすること。

5 3の経過的調整率は次のとおりとすること。

ア 条例で定める期間を6年以内とした場合は、(1)から(3)までの年度の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める率とすること。

(1) 平成20年度及び平成21年度 6分の3

(2) 平成22年度及び平成23年度 6分の4

(3) 平成24年度及び平成25年度 6分の5

イ 条例で定める期間を4年以内とした場合は、(1)及び(2)の年度の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める率とすること。

(1) 平成20年度及び平成21年度 4分の2

(2) 平成22年度及び平成23年度 4分の3

ウ 条例で定める期間を2年以内とした場合は、2分の1

6 1の被保険者均等割額は、厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、当該広域連合の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る3の給付費比率に一から給付費比率を控除した率に経過的調整率を乗じて得た額を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。

7 1の賦課額は、50万円を超えることができないものであること。

## 第5 施行期日

この政令は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、第4の八の規定は、公布の日から施行するものとする。

令

内閣総理大臣 福田 康夫

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

薬事法施行令の一部を改正する政令

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

十一 N—(三)エチニルフェニル) 一六・七—ビス(二—メトキシエトキシ)キナゾリン—四—アミン (別名エルロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

この政令は、公布の日から施行する。

|        |       |
|--------|-------|
| 厚生労働大臣 | 舩添 要一 |
| 内閣総理大臣 | 福田 康夫 |

高齢者の医療の確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

# 高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項、第四十八条第五十条第二号、第五十四条第四項及び第八項、第五十七条第一項、第六十七条第二項第二号、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項、第七十八条第八項及び第十一項、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第一百七十条、第一百四十条、第三百三十条、第三百三十三条第二項及び第二百三十三条第三項並びに附則第十四条第一項、同法第一百十條において読み替へて準用する介護保険法（平成九年法律第二十号）第二百三十四條第一項第一号及び第二項から第六項まで、第二百三十五條第一項から第三項まで及び第六項、第二百三十八條第二項（同法第二百四十條第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十條第三項、第二百四十一条第二項並びに第二百四十一条の二、高齢者の医療の確保に関する法律第二百三十条において準用する国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二百二条並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十三條の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十八年政令第二百九十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

1

第一章 特定健康診査（第一条）

## 第二章 後期高齢者医療制度

第一節 總則 (第二條)

第二節 被保險者（第三條—第五條）

第三節 後期高齢者医療給付（第六條—第十七條）

第四節 保險料（第十八条—第二十三条）

第五節 審査請求（第三十四条・第三十五条）

第六節 雜則（第三十六條）

第三章 雜則（第三十七條・第三十八條）

附則

第一章 特定健康診査

(法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。)の蓄積に起因するものとする。

第二章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(法第四十八条に規定する政令で定める事務)

第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付

二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付

三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し

四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付

五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書等の引渡し

六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 法第六十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 前各号に掲げる事務に付随する事務

第二節 被保険者

(法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態)

第三条 法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情)

第四条 法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下この条において「滞納被保険者等」という。)がその財産につき災害を受け、又は盗難にかつたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

(法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情)

第五条 法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第三節 後期高齢者医療給付

(法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令)

第六条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)

四 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)

五 船員法(昭和二十二年法律第百号)

六 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)

七 消防組組法(昭和二十二年法律第百二十六号)

八 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)

九 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)

十 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)

十一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第百四十五号)

十二 海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)

十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)

十四 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九十九号)

十五 裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十五年法律第百号)

十六 災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)

十七 戦傷病者特別優遇法(昭和三十八年法律第百六十八号)

十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)(同法第十八条の規定に係る部分を除く。)

二十 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第七条 法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の所得について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度の地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第四号において同じ。)に係る同法第百三十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十三条の四第一項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第百二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十八条第四項第一号において「租税条約の実施特例法」という。第三条の二第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第四号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。)

の合計額から地方税法第百三十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額とする。

2 前項に定めるもののほか、法第七十四条第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

[illegible]

2 前項に定めるもののほか、**法第七十五条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。**

[illegible]

|                                         |                                                                      |                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七十条第二項                                 | 療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用                                              | 保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養につき算定した費用                                                                                  |
| 第七十条第三項                                 | 同項                                                                   | 第七十六条第二項                                                                                                        |
| 第七十条第七項                                 | 療養の給付<br>次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め   | 第七十六条第六項において準用する前項の定め及び同条第三項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準                                                    |
| 第七十二条第一項                                | 療養の給付                                                                | 保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養                                                                                           |
| 第七十二条第二項                                | 療養の給付                                                                | 保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養                                                                                           |
| 第七十二条第三項                                | 療養の給付                                                                | 第七十六条第六項において準用する第七十六条第二項                                                                                        |
| 第七十四条第五項                                | 保険医療機関等<br>食料療養を<br>食料療養に<br>入院時食事療養費<br>入院時食事療養費<br>保険医療機関等<br>食料療養 | 保険医療機関又は保険薬局<br>評価療養又は選定療養を<br>評価療養又は選定療養に<br>評価療養又は選定療養に<br>保険外併用療養費<br>保険外併用療養費<br>保険医療機関又は保険薬局<br>評価療養又は選定療養 |
| 第七十四条第六項                                | 入院時食事療養費                                                             | 保険外併用療養費                                                                                                        |
| 第七十四条第七項                                | 保険医療機関等<br>食料療養                                                      | 保険医療機関又は保険薬局<br>評価療養又は選定療養                                                                                      |
| 第十一條 法第七十八條第八項の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。 |                                                                      |                                                                                                                 |
| 法の規定中読み替へる規定                            | 読み替へられる字句                                                            | 読み替へる字句                                                                                                         |
| 第七十条第四項                                 | 前項                                                                   | 第七十八条第七項                                                                                                        |
| 第七十条第七項                                 | 前各項<br>保険医療機関等<br>療養の給付                                              | 第七十八条第一項から第七項まで及び同条第八項において準用する第四項から前項まで<br>指定訪問看護事業者<br>指定訪問看護                                                  |

|          |          |       |         |
|----------|----------|-------|---------|
| 第七十四条第五項 | 保険医療機関等  | 食事療養を | 指定訪問看護士 |
|          |          | 食事療養に | 指定訪問看護士 |
|          | 入院時食事療養費 |       | 訪問看護療養費 |
| 第七十四条第六項 | 入院時食事療養費 |       | 訪問看護療養費 |
|          | 保険医療機関等  | 食事療養  | 指定訪問看護士 |
| 第七十四条第七項 |          |       |         |

(訪問看護療養費の請求)

第十二条 指定訪問看護事業者（法第五十九条第三項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める日までに訪問看護療養費を請求するものとする。

2 前項に定めるもののほか、訪問看護療養費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
(特別療養費に関する読替え)

第十三条 法第八十二条第二項の規定により健康保険法第六十四条の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険」とあるのは、「後期高齢者医療」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第八十二条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

[illegible][illegible]

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下この項及び次項並びに附則第五条及び第六条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イ 一部負担金の額  
 第五十七条第一項に規定する法令による医療に関する現物給付及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた一部負担金の額

ハ 当該療養が法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第七十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。二において同じ。)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七条第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となった保険外併用療養費の額を当該保険外併用療養費の支給についての療養につき法第七十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から控除した額

ホ 療養費の支給についての療養につき法第七十七条第四項の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ヘ 療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七条第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となった療養費の額を当該療養費の支給についての療養につき法第七十七条第四項の規定により算定した費用の額から控除した額

ト 訪問看護療養費の支給についての療養につき法第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

チ 訪問看護療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七条第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となった訪問看護療養費の額を当該訪問看護療養費の支給についての療養につき法第七十八条第四項の規定により算定した費用の額から控除した額

リ 特別療養費の支給についての療養につき法第八十二条第二項において準用する法第七十六条第二項の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ヌ 特別療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七条第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となった特別療養費の額を当該特別療養費の支給についての療養につき法第八十二条第二項において準用する法第七十六条第二項の規定により算定した費用の額から控除した額

二 同一の世帯に属する被保険者が前号と同一の月に受けた特定給付対象療養(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費(第十六条第三項において「原爆一般疾病医療費」という。)の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第四項の規定による法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。)について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

二 高額療養費は、被保険者が同一の月に受けた外来療養(法第六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)をいう。次条第三項第二号において同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、当該合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者が受けた療養(特定給付対象療養を除く。)に係る前項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額

二 被保険者が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

3 被保険者が特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(同項において「病院等」という。)について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

4 被保険者が次の各号のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること。

二 前号に規定する治療を著しく長期にわたり継続しなければならないこと。

5 被保険者が、市町村民税世帯非課税者(その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。附則第五条第五項及び第六条第五項において同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)をいう。次条第一項第三号において同じ。)であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。附則第六条第五項において「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該被保険者が同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

(高額療養費算定基準額)

第十五条 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万四千四百円

二 法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者 八万八千円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であると



きは、これを円に切り上げた額」との合算額。ただし、その者が当該療養のあつた月に属する世帯の被保険者に対し、療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費(同項の規定によるもの(同条第五項の規定によりその額を算定したものを含む))に限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(次条第一項第一号において「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあつては、四万四千四百円とする。

三 市町村民税世帯非課税者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号において同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者(前号又は次号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円

四 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額(同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは、「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 一万五千円

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万二千円

二 前項第二号に掲げる者 四万四千四百円

三 前項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

3 前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 入院療養(法第六十四条第一項第五号に掲げる療養(当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。))をいう。次条第一項において同じ。)である場合 四万四千四百円

二 外来療養である場合 一万二千円

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、一万円とする。

5 前条第五項の高額療養費算定基準額は、一万五千円とする。

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第十六条 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は保険外併用療養費負担額(保険外併用療養費の支給につき法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。)の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者に対し支給すべき高額療養費(同条第五項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。)について、当該一部負担金の額は保険外併用療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該被保険者に代わり、当該保険医療機関に支払うものとする。

一 入院療養 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ

口 法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者 八万百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円) から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて

得た額(この額に円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二万四千六百円

二 第十四条第五項又は前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万五千円

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的哲理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千円

ロ

ハ

前号ロに掲げる者 四万四千四百円

ハ

前号ハ又はニに掲げる者 八千円

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、被保険者に対し第十四条第一項又は第二項の規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 被保険者が保険医療機関等(法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは指定訪問看護事業者(以下この項において「医療機関等」という。)について原簿一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合又は第十四条第四項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた被保険者が医療機関等について同項に規定する療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第三項及び第四項の規定による高額療養費として当該被保険者に対し支給すべき額に相当する額を当該医療機関等に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し第十四条第三項及び第四項の規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関等であつて、厚生労働省令で定めるものは、第十四条第三項及び第四項の規定並びに第一項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

6 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について法第六十四条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第十四条第三項及び第四項の規定の適用については、当該法第六十四条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関等について受けたものとみなす。

7 高額療養費の支給に関する手続に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(法第九十二条第一項及び第二項に規定する政令で定める特別の事情) 第十七条 第四条の規定は、法第九十二条第一項及び第二項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

第四節 保険料

(保険料の算定に係る基準)

第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者(法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者(以下「特定地域被保険者」という。))を除く。以下この項において同じ。)に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。



一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下この条及び附則第十三条第一号において「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）にイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額であること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文及び第四号の規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第六号の規定に基づき定められる当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

イ 第三項第三号に規定する所得割総額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該所得割総額に係る特定期間（法第一百六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者に対して課される所得割額の合計額の見込額を控除した額

口 被保険者（被扶養者であつた被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

三 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三十三條第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

四 第一号の被保険者均等割額は、第三項第三号に規定する被保険者均等割総額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を控除した額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額であること。

五 所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域（法第一百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域を除く。）にわたって均一であること。

六 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができないものであること。

七 後期高齢者医療広域連合が特定地域被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第一百四条第二項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、特定地域被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であつた被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定地域所得割率を乗じて得た額とすること。

三 前号の特定地域所得割率は、地域の事情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した率とすること。ただし、当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。

四 第一号の被保険者均等割額は、地域の事情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、前項第一号の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。

五 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができないものであること。

三 特定期間における各年度の法第一百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額から口に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

口 法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第一百条の規定による後期高齢者交付金、法第一百七十七条第一項の規定による交付金、法第一百零二条及び第一百零三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

四 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第一百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、租税条約実施特別法第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

- 二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。
- 三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額であること。
- イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 十分の七
- ロ イに掲げる世帯以外の世帯 十分の五
- 四 第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当該世帯に属する被保険者（次項第一号の規定により減額される被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
- 五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。
- 六 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額であること。
- 七 後期高齢者医療広域連合が被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 被扶養者であった被保険者（前項第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
- 二 前号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。
- （法第百七条第一項に規定する政令で定める被保険者）
- 第十九条 法第百七条第一項に規定する政令で定めるものは、法第百十条において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）の規定による保険料の特別徴収の対象とならない被保険者とする。
- （法第百七条第二項に規定する政令で定める年金給付）
- 第二十条 法第百七条第二項に規定する政令で定める年金たる給付は、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四十条第一項に定める年金たる給付とする。
- 二十一 法第百七条第二項に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、介護保険法施行令第四十条第二項に定める年金たる給付に類する給付とする。
- （保険料の特別徴収に関する介護保険法の規定の読替え）
- 第二十一条 法第百十条の規定による介護保険法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 介護保険法の規定中読み替える規定 |                                                        | 読み替えられる字句                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十四条第一項        | 年金保険者は                                                 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。）第百七条第一項に規定する年金保険者（以下「年金保険者」という。）は                                                                            |
| 第百三十四条第二項        | 老齢等年金給付の支払                                             | 法第百七条第二項に規定する老齢等年金の支払（以下「老齢等年金給付」という。）                                                                                                                     |
| 第百三十四条第三項        | 次項                                                     | 高齢者医療確保法第百十条において準用する次項                                                                                                                                     |
| 第百三十四条第四項        | 前項第二号                                                  | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項第二号                                                                                                                                  |
| 第百三十四条第五項        | 限る                                                     | 限る。又は七十五歳に達したものの（七十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限り、現に高齢者医療確保法の規定及び高齢者医療確保法第百十条において準用する法の規定により高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）の方法によつて保険料を徴収されている者を除く。） |
| 第百三十四条第六項        | 前項各号                                                   | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項各号                                                                                                                                   |
| 第百三十四条第七項        | 第一項第二号                                                 | 同条において準用する第一項第二号                                                                                                                                           |
| 第百三十四条第八項        | 第二項各号                                                  | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第二項各号                                                                                                                                  |
| 第百三十四条第九項        | 第一項第二号                                                 | 同条において準用する第一項第二号                                                                                                                                           |
| 第百三十四条第十項        | 前各項                                                    | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前各項                                                                                                                                    |
| 第百三十四条第十一項       | 政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する法人（以下「指定法人」という。） | 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これら                                                                        |
| 第百三十四条第十二項       | 第十項                                                    | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第十項                                                                                                                                    |
| 第百三十四条第十三項       | 第九項                                                    | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第九項                                                                                                                                    |
| 第百三十四条第十四項       | 前項                                                     | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項                                                                                                                                     |
| 第百三十四条第十五項       | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人                                 | 社会保険庁長官、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう社会保険庁長官に伝達することにより、これら                                                                                                        |

|           |                                     |  |                                                                                               |                         |
|-----------|-------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 第百三十五條第四項 | 第百三十四條第十項                           |  | 第一項                                                                                           | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項 |
|           | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 |  | 地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これら                                 |                         |
| 第百三十五條第一項 | 第百三十四條第十一項                          |  | 第八項                                                                                           | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第八項 |
|           | 第百三十六條                              |  | 同条において準用する第百三十六條                                                                              |                         |
| 第百三十五條第二項 | 前条第一項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第一項                                                                     |                         |
|           | 第一号被保険者                             |  | 被保険者                                                                                          |                         |
| 第百三十五條第二項 | 除く。次項及び第三項において同じ。                   |  | 除く                                                                                            |                         |
|           | 前項ただし書                              |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項ただし書                                                                    |                         |
| 第百三十五條第二項 | 次項                                  |  | 同条において準用する次項                                                                                  |                         |
|           | 前条第二項                               |  | 同条において準用する前条第二項                                                                               |                         |
| 第百三十五條第三項 | 第一号被保険者                             |  | 被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。）                 |                         |
|           | 前条第二項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第二項                                                                     |                         |
| 第百三十五條第三項 | 前条第一項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項                                                                        |                         |
|           | 第一号被保険者に対して                         |  | 被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に対して |                         |
| 第百三十五條第四項 | 同条第四項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第四項                                                                     |                         |
|           | 第一号被保険者について                         |  | 被保険者について                                                                                      |                         |
| 第百三十五條第四項 | 前項                                  |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項                                                                        |                         |
|           | 第一号被保険者                             |  | 被保険者                                                                                          |                         |

|           |                                     |  |                                                      |
|-----------|-------------------------------------|--|------------------------------------------------------|
| 第百三十五條第五項 | 前条第五項                               |  | 同条において準用する前条第五項                                      |
|           | 同条第六項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第六項                            |
| 第百三十五條第六項 | 市町村は、第一項本文                          |  | 市町村は、高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項本文                       |
|           | においては、第一項本文                         |  | においては、同条において準用する第一項本文                                |
| 第百三十五條第六項 | 第一号被保険者                             |  | 被保険者                                                 |
|           | 前条第一項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第一項                            |
| 第百三十六條第一項 | 第百三十四條第一項                           |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第一項                        |
|           | 前条第一項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第一項                            |
| 第百三十六條第二項 | 同条第一項                               |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第一項                            |
|           | 前項                                  |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項                               |
| 第百三十六條第三項 | 前条第三項                               |  | 同条において準用する前条第三項                                      |
|           | 第一項                                 |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項                              |
| 第百三十六條第四項 | 第一項                                 |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項                              |
|           | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人              |  | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら              |
| 第百三十六條第五項 | 第一項                                 |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項                              |
|           | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官      |  | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら      |
| 第百三十六條第六項 | 第一項                                 |  | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項                              |
|           | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 |  | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |

|           |           |                               |
|-----------|-----------|-------------------------------|
| 第百三十七条第一項 | 前条第一項     | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第一項     |
| 第百三十七条第二項 | 前項        | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項        |
| 第百三十七条第三項 | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項       |
| 第百三十七条第四項 | 第百三十五条    | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十五条    |
| 第百三十七条第五項 | 前項        | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項        |
| 第百三十七条第六項 | 第百三十四条第七項 | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第七項 |
| 第百三十七条第七項 | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項       |
| 第百三十八条第一項 | 第百三十六条第一項 | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十六条第一項 |
| 第百三十八条第二項 | 前項        | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項        |
| 第百三十八条第三項 | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項       |
| 第百三十八条第四項 | 第百三十四条第七項 | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第七項 |
| 第百三十九条第一項 | 前項        | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前項        |
| 第百三十九条第二項 | 第一号被保険者   | 被保険者                          |
| 第百三十九条第三項 | 普通徴収      | 高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する普通徴収      |
| 第百三十九条第四項 | 第百三十三条    | 高齢者医療確保法第百九条                  |
| 第百三十九条第五項 | 次項        | 高齢者医療確保法第百十条において準用する次項        |

|           |           |                               |
|-----------|-----------|-------------------------------|
| 第百三十九条第三項 | 前項        | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項        |
|           | 第一号被保険者   | 被保険者                          |
|           | この法律      | 高齢者医療確保法                      |
|           | 同項        | 同条において準用する同項                  |
| 第百四十条第一項  | 第百三十六条第一項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十六条第一項 |
|           | 第一号被保険者   | 被保険者                          |
| 第百四十条第二項  | 前項        | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項        |
|           | 第一号被保険者   | 被保険者                          |
|           | 同項        | 同条において準用する同項                  |
| 第百四十条第三項  | 前二項       | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前二項       |
| 第百四十条第四項  | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第一項       |
|           | 前項        | 同条において準用する前項                  |
|           | 第二項の      | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第二項の      |
|           | 準用する同条    | 準用する第百三十六条                    |
|           | 第二項に      | 同条において準用する第二項に                |
|           | 旨の同条      | 旨の同条において準用する前項において準用する第百三十六条  |
| 第百四十一条第一項 | 行う介護保険の   | 徴収に係る                         |
| 第百四十一条第二項 | 第十三条第一項   | 高齢者医療確保法第五十五条第一項              |
|           | 前項        | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項        |
| 第百四十一条の二  | 第百三十四条第二項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四条第二項 |
|           | 第百三十五条第二項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十五条第二項 |

(特別徴収の対象となる年金額)  
第二十二條 準用介護保険法第三百四條第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

(特別徴収の対象とならない被保険者)  
第二十三条 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第百七条第二項に規定する老齢等年金給付(以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という)の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者

イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない被保険者

(特別徴収対象年金給付の順位)

第二十四条 準用介護保険法第百三十五条第六項に規定する場合においては、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。  
(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する脱替え)

第二十五条 準用介護保険法第百三十八条第二項(準用介護保険法第百四十条第三項において準用する場合を含む)の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。

| 介護保険法の規定中読み替えられる規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                            |
|--------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第四項          | 第一項       | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。第百十条において準用する第百三十八条第一項(高齢者医療確保法第百十条において準用する場合を含む)以下同じ。 |
| 第百三十六条第五項          | 第一項       | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人                                                      |
| 第百三十六条第五項          | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項(高齢者医療確保法第百十条において準用する場合を含む)以下同じ。                                      |
| 第百三十六条第五項          | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項(高齢者医療確保法第百十条において準用する場合を含む)以下同じ。                                      |
| 第百三十六条第五項          | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項(高齢者医療確保法第百十条において準用する場合を含む)以下同じ。                                      |
| 第百三十六条第五項          | 第一項       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項(高齢者医療確保法第百十条において準用する場合を含む)以下同じ。                                      |

(仮徴収に関する脱替え)  
第二十六条 準用介護保険法第百四十条第三項の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。

| 介護保険法の規定中読み替えられる規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|--------------------|-----------|---------|
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第一項          | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |

| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
|-----------|-----|---------|
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項 | 読み替える字句 |

[illegible][illegible]

[illegible]

|                                                           |             |                 |                                                           |
|-----------------------------------------------------------|-------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>第百三十九条第三項</p>                                          |             |                 |                                                           |
| 前項                                                        | 第一号被保険者     | この法律            | 同項                                                        |
| <p>高齢者医療確保法第百十<br/>条において準用する次条<br/>第三項において準用する<br/>前項</p> | <p>被保険者</p> | <p>高齢者医療確保法</p> | <p>高齢者医療確保法第百十<br/>条において準用する次条<br/>第三項において準用する<br/>前項</p> |
| <p>高齢者医療確保法第百十<br/>条において準用する次条<br/>第三項において準用する<br/>前項</p> | <p>被保険者</p> | <p>高齢者医療確保法</p> | <p>高齢者医療確保法第百十<br/>条において準用する次条<br/>第三項において準用する<br/>前項</p> |

（病院等）入院 入所又は入居中の被保険者の特例に関する技術的脱替え）  
第二十七条 準用介護保険法第四百十一条第二項の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。

|                              |                  |                                                                           |
|------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>介護保険法の規定中<br/>読み替える規定</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p>                                                            |
| <p>第三百三十六条第四項</p>            | <p>第一項</p>       | <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百十條において準用する第百四十一條第一項</p> |
| <p>第三百三十六条第五項</p>            | <p>第一項</p>       | <p>速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p>                       |
| <p>第三百三十六条第六項</p>            | <p>第一項</p>       | <p>速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p>               |
| <p>第三百三十六条第六項</p>            | <p>第一項</p>       | <p>速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これら</p>                          |

第二十八条 介護保険法第百三十六条から第百三十八条まで（同法第百三十七条第四項から第六項までは除く。）及び第百四十条の規定は、準用介護保険法第百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



[illegible]

|           |           |        |                                     |                                                      |                               |       |
|-----------|-----------|--------|-------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 第百三十六条第五項 | 第一項       | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官      | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら      | 施行令第二十八条第一項において準用する第一項        | 十月二十日 |
| 第百三十六条第六項 | 第一項       | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 施行令第二十八条第一項において準用する第一項        | 十月二十日 |
| 第百三十七条第一項 | 前条第一項     |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する前条第一項      |       |
| 第百三十七条第二項 | 同項        |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する前条第二項      |       |
| 第百三十七条第三項 | 第一項       | 十月一日   |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する第一項        | 十二月一日 |
| 第百三十七条第七項 | 第一項       |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する第一項        |       |
| 第百三十八条第一項 | 第百三十六条第一項 |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する第百三十六条第一項  |       |
| 第百三十八条第二項 | 前項        |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する前項         |       |
| 第百三十八条第三項 | 第一項       |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する第一項        |       |
| 第百三十八条第四項 | 第百三十四条第七項 |        |                                     |                                                      | 高年齢医療確保法第百十條において準用する第百三十四条第七項 |       |
| 第百四十条第一項  | 前項        | 十月一日   |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する前項         | 十二月一日 |
| 第百三十六条第一項 |           |        |                                     |                                                      | 施行令第二十八条第一項において準用する第百三十六条第一項  |       |



2

| 第百四十条第二項 |                                 | 第一号被保険者                 | 被保険者                   |
|----------|---------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 前項       | 高齢者医療確保法第七十二条第二項に規定する老齢等年金給付    | 施行令第二十八條第一項において準用する前項   |                        |
| 第百四十条第三項 |                                 | 第一号被保険者                 | 被保険者                   |
| 同項       | 被保険者                            | 同条第一項において準用する前項         |                        |
| 第百四十条第四項 |                                 | 前二項                     | 施行令第二十八條第一項において準用する前二項 |
| 第一項      | 施行令第二十八條第一項において準用する第一項          | 同条第一項において準用する前項         |                        |
| 前項       | 同条第一項において準用する前項                 | 施行令第二十八條第一項において準用する第二項の |                        |
| 第二項の     | 施行令第二十八條第一項において準用する第二項の         | 同条第一項において準用する前項         |                        |
| 準用する同条   | 同条第一項において準用する第二項に               | 同条第一項において準用する前項         |                        |
| 第二項に     | 同条第一項において準用する第二項に               | 同条第一項において準用する前項         |                        |
| 旨の同条     | 旨の同条第一項において準用する前項において準用する第百三十六條 |                         |                        |

前項において準用する介護保険法第百三十八條第二項（前項において準用する同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 介護保険法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                                                  |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十六條第四項        | 第一項       | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百四十條において準用する第百三十八條第一項（以下「施行令」という。）第二十八條第一項（施行令第二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。 |
|                  |           | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百四十條において準用する第百三十八條第一項（以下「施行令」という。）第二十八條第一項（施行令第二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。 |

3

第一項において準用する介護保険法第百四十條第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 第百三十六條第五項                                                  |                                                                                                                      | 第一項                          | かに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら                                                                      |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定年金被保険者                                                   | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金被保険者                                                                          | 施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項 |                                                                                                                 |
| 第百三十六條第六項                                                  |                                                                                                                      | 第一項                          | 特別徴収対象被保険者が施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |
| 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 | 特別徴収対象被保険者が施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項 |                                                                                                                 |

| 介護保険法の規定中読み替える規定                                                                               | 読み替えられる字句                                                                                                                | 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十條第三項の規定による特別徴収に係る場合）                                                                         | 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十條第二項の規定による特別徴収に係る場合）                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十四條第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に規定する部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするとき | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百四十條において準用する第百三十八條第一項（以下「施行令」という。）第二十八條第一項（施行令第二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百四十條において準用する第百三十八條第一項（以下「施行令」という。）第二十八條第一項（施行令第二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百四十條において準用する第百三十八條第一項（以下「施行令」という。）第二十八條第一項（施行令第二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。 |

[illegible]

|           |        |                                          |                                                                  |                                          |                                          |
|-----------|--------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 第百三十六条第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、組合、指定法人及び社会保険庁長官            | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら                  | 前年の十月二十日                                 | 四月二十日                                    |
| 第百三十七条第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、組合、指定法人及び地方公務員共済組合連合会       | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら             | 前年の十月二十日                                 | 四月二十日                                    |
| 第百三十七条第二項 | 前項     | 特別徴収対象年金給付                               | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十五條第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） | 当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで               | 当該年の六月一日から九月三十日まで                        |
| 第百三十七条第三項 | 第一項    | 支払回数割保険料額                                | 支払回数割保険料額に相当する額                                                  | 当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで               | 当該年の六月一日から九月三十日まで                        |
| 第百三十七条第四項 | 同項     | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項                         | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 |
| 第百三十七条第五項 | 前条第一項  | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項                         | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する前条第一項 |

|           |           |                                               |                                               |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第百三十七條第四項 | 第百三十五條    | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第二項                  | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第二項                  |
| 第百三十七條第五項 | 前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        |
| 第百三十七條第六項 | 第百三十四條第七項 | 高齢者医療確保法第百三十四條第七項                             | 高齢者医療確保法第百三十四條第七項                             |
| 第百三十七條第七項 | 前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        |
| 第百三十八條第一項 | 第百三十六條第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する第百三十六條第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する第百三十六條第一項 |
| 第百三十八條第二項 | 前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        |
| 第百三十八條第三項 | 第一項       | 特別徴収対象保険料額                                    | 特別徴収対象保険料額                                    |
| 第百三十八條第四項 | 第百三十四條第七項 | 高齢者医療確保法第百三十四條第七項                             | 高齢者医療確保法第百三十四條第七項                             |
| 前項        | 前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する第百四十一條第三項において準用する前項        |

|           |                                    |                                                        |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第百三十九条第一項 | 第一号被保険者                            | 被保険者                                                   |
| 第百三十三條    | 高齡者医療確保法第九九條                       | 高齡者医療確保法第九九條                                           |
| 普通徴収      | 高齡者医療確保法第七七條第一項に規定する普通徴収           | 高齡者医療確保法第七七條第一項に規定する普通徴収                               |
| 第百三十九条第二項 | 第一号被保険者                            | 被保険者                                                   |
| 次項        | 施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する次項 | 施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する次項                     |
| 前項        | 施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する前項 | 施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する前項                     |
| 第百三十九条第三項 | 第一号被保険者<br>この法律<br>同項              | 被保険者<br>高齡者医療確保法<br>施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する前項 |
| 第百三十九条第四項 | 第一号被保険者<br>この法律<br>同項              | 被保険者<br>高齡者医療確保法<br>施行令第二十八條第一項において準用する次条第三項において準用する前項 |

|           |           |                                                                                       |                        |                                                              |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第二項 | 前項        | から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年 | を、当該年の翌年の二月一日から        | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第二十九条第一項において準用する前項            |
|           | 第百三十六条第三項 | 第一項                                                                                   | 当該特別徴収対象年金給付           | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） |
| 第百三十六条第四項 | 第一項       | 特定年金保険者                                                                               | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項 | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項                                       |
|           | 第一項       | 八月三十一日                                                                                | 十二月二十日                 | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項                                       |
| 第百三十六条第五項 | 第一項       | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人                                                                | 十二月二十日                 | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら                      |
|           | 第一項       | 七月三十一日                                                                                | 十二月二十日                 | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項                                       |
| 第百三十六条第六項 | 第一項       | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官                                                        | 十二月二十日                 | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら              |
|           | 第一項       | 七月三十一日                                                                                | 十二月二十日                 | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項                                       |
| 第百四十条第四項  | 第一項       | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会                                                   | 十二月二十日                 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら         |
|           | 第一項       | 七月三十一日                                                                                | 十二月二十日                 | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項                                       |

|           |       |                          |
|-----------|-------|--------------------------|
| 第百三十七條第一項 | 前条第一項 | 施行令第二十九条第一項において準用する前条第一項 |
|           | 同項    | 施行令第二十九条第一項において準用する前条第一項 |
| 第百三十七條第二項 | 同項    | 施行令第二十九条第一項において準用する前条第一項 |
|           | 同項    | 施行令第二十九条第一項において準用する前条第一項 |
| 第百三十七條第三項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百三十七條第四項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百三十八條第一項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百三十八條第二項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百三十八條第三項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百三十八條第四項 | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百四十條第一項  | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百四十條第二項  | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百四十條第三項  | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
| 第百四十條第四項  | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |
|           | 第一項   | 施行令第二十九条第一項において準用する第一項   |

[illegible]

|                                                          |                                                         |                                                                                                     |                                     |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>第百三十六条第六項</p>                                         | <p>第一項</p>                                              | <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p>                                   | <p>施行令第二十九条第一項において準用する第百三十八条第一項</p> |
| <p>第一項において準用する介護保険法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>介護保険法の規定中読み替える</p>                                   | <p>読み替えられる字句</p>                                                                                    | <p>第百三十六条第一項</p>                    |
| <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p>  | <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> | <p>第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするとき</p> | <p>特別徴収対象被保険者に係る保険料</p>             |
| <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p>  | <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> | <p>特別徴収対象被保険者に係る保険料</p>                                                                             | <p>特別徴収義務者</p>                      |
| <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p>  | <p>読み替える字句（第一項において準用する介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> | <p>特別徴収対象被保険者に係る保険料</p>                                                                             | <p>特別徴収義務者</p>                      |

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]





|           |                                                      |                                                                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 支払回数割保険料額                                            | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」という。）                                                       |
| 第百三十六条第三項 | 特別徴収義務者<br>第一項                                       | 高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）                                                  |
| 第百三十六條第四項 | 特定年金保険者<br><br>七月三十一日<br>第一項                         | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第三十一条第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。）<br>四月二十日<br>施行令第三十一条第一項において準用する第一項 |
| 第百三十六條第五項 | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人<br>七月三十一日<br>第一項              | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら<br>四月二十日<br>施行令第三十一条第一項において準用する第一項                              |
| 第百三十七條第一項 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会<br>七月三十一日<br>第一項 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら<br>四月二十日<br>施行令第三十一条第一項において準用する第一項                 |
|           | 同項                                                   | 施行令第三十一条第一項において準用する前条第一項                                                                                |
|           | 支払回数割保険料額                                            | 支払回数割保険料額の見込額                                                                                           |
|           | 十月一日から翌年三月三十一日まで                                     | 六月一日から九月三十日まで                                                                                           |

|           |           |            |                                                                  |
|-----------|-----------|------------|------------------------------------------------------------------|
| 第百三十七条第二項 | 前項        | 特別徴収対象年金給付 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十五條第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） |
| 第百三十七条第三項 | 第一項       |            | 施行令第三十一条第一項において準用する第一項                                           |
| 第百三十七条第七項 | 第一項       |            | 施行令第三十一条第一項において準用する第一項                                           |
| 第百三十八条第一項 | 支払回数割保険料額 |            | 施行令第三十一条第一項において準用する第百三十六條第一項                                     |
| 第百三十八条第二項 | 前項        | 支払回数割保険料額  | 施行令第三十一条第一項において準用する前項                                            |
| 第百三十八条第三項 | 第一項       | 特別徴収対象保険料額 | 施行令第三十一条第一項において準用する第一項                                           |
| 第百三十八条第四項 | 前項        |            | 高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額          |
| 第百三十九条第一項 | 第一号被保険者   |            | 高年齢者医療確保法第百九條                                                    |
| 第百三十九条第二項 | 普通徴収      |            | 高年齢者医療確保法第百七條第一項に規定する普通徴収                                        |
| 第百三十九条第三項 | 第一号被保険者   |            | 被保険者                                                             |
| 第百三十九条第四項 | 次項        |            | 施行令第三十一条第一項において準用する次項                                            |
| 第百三十九条第五項 | 前項        |            | 施行令第三十一条第一項において準用する前項                                            |
| 第百三十九条第六項 | この法律      |            | 被保険者                                                             |
| 第百三十九条第七項 | 同項        |            | 高年齢者医療確保法                                                        |
| 第百三十九条第八項 | 同項        |            | 同条第一項において準用する前項                                                  |

|                                                                   |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>介護保険法の規定中<br/>読み替へる規定</p>                                      | <p>読み替へられる字句</p>                                                  | <p>読み替へる字句</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第百三十六条第四項</p>                                                  | <p>第一項</p>                                                        | <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第三十一条第一項において準用する第百三十八条第一項</p>                                                                                                                                                                      |
| <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人</p>              | <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人</p>              | <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第三十一条第一項において準用する第百三十八條第二項において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が施行令第三十一条第一項において準用する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> |
| <p>第百三十六条第五項</p>                                                  | <p>第一項</p>                                                        | <p>施行令第三十一条第一項において準用する第百三十八條第一項</p>                                                                                                                                                                                                  |
| <p>特定年金被保険者</p>                                                   | <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官</p>      | <p>高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金被保険者</p>                                                                                                                                                                                   |
| <p>第百三十六条第六項</p>                                                  | <p>第一項</p>                                                        | <p>特別徴収対象被保険者が施行令第三十一条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p>                                                                                                               |
| <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p> | <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p> | <p>特別徴収対象被保険者が施行令第三十一条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p>                                                                                                          |

2 前項において準用する介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的統替えは、次の表のとおりとする。

**第三十二条** 介護保険法第百三十六條から第百三十九條まで（同法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項から第六項までを除く。）の規定は、準用介護保険法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同條第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

|           |           |                                                                    |       |                           |       |                           |         |                                           |                  |                                                                    |           |                                                                    |         |                                                        |           |     |                                                    |         |                                                                                     |        |       |                        |           |     |                        |        |       |                                        |           |                        |     |                        |           |        |       |        |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|-------|---------------------------|---------|-------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------|-----------|-----|----------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|------------------------|-----------|-----|------------------------|--------|-------|----------------------------------------|-----------|------------------------|-----|------------------------|-----------|--------|-------|--------|
| 第百三十六条第一項 | 第百三十四条第一項 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百十條において準用する第百三十四条第六項 | 前条第一項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第三項 | 同条第一項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第三項 | により特別徴収 | により高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。） | 特別徴収対象被保険者に係る保険料 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）に係る保険料 | 支払回数割保険料額 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。） | 特別徴収義務者 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。） | 第百三十六条第三項 | 第一項 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第三十二條第一項において準用する第一項 | 特定年金保険者 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第三十二條第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。） | 八月三十一日 | 六月二十日 | 施行令第三十二條第一項において準用する第一項 | 第百三十六条第四項 | 第一項 | 施行令第三十二條第一項において準用する第一項 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することによりこれら | 連合会及び指定法人 | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人 | 第一項 | 施行令第三十二條第一項において準用する第一項 | 第百三十六条第五項 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|-------|---------------------------|---------|-------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------|-----------|-----|----------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|------------------------|-----------|-----|------------------------|--------|-------|----------------------------------------|-----------|------------------------|-----|------------------------|-----------|--------|-------|--------|

|           |                  |                                     |                                                                  |
|-----------|------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第六項 | 第一項              | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官      | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら                  |
|           | 七月三十一日           |                                     |                                                                  |
| 第百三十七条第一項 | 前条第二項            | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合に伝達することにより、これら                                |
|           | 同項               |                                     |                                                                  |
|           | 支払回数割保険料額        |                                     |                                                                  |
|           | 十月一日から翌年三月三十一日まで |                                     |                                                                  |
| 第百三十七条第二項 | 前項               | 特別徴収対象年金給付                          | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） |
|           |                  |                                     |                                                                  |
| 第百三十七条第三項 | 第一項              |                                     |                                                                  |
|           |                  |                                     |                                                                  |
| 第百三十七条第七項 | 第一項              |                                     |                                                                  |
|           |                  |                                     |                                                                  |
| 第百三十八条第一項 | 第百三十六条第一項        |                                     |                                                                  |
|           | 支払回数割保険料額        |                                     |                                                                  |
| 第百三十八条第二項 | 前項               |                                     |                                                                  |
|           |                  |                                     |                                                                  |
| 第百三十八条第三項 | 第一項              | 特別徴収対象保険料額                          | 高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額           |

|                                                   |                                                   |                                               |                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十八條第四項                                         | 第百三十四條第七項                                         | 前項                                            | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第七項                                                                                                                                                                                          |
| 第百三十九條第一項                                         | 第百三十三條                                            | 第一号被保険者                                       | 高齢者医療確保法第百九條                                                                                                                                                                                                           |
| 第百三十九條第二項                                         | 普通徴収                                              | 被保険者                                          | 高齢者医療確保法第百七條第一項に規定する普通徴収                                                                                                                                                                                               |
| 第百三十九條第三項                                         | 第一号被保険者                                           | 被保険者                                          | 被保険者                                                                                                                                                                                                                   |
| 第百三十九條第三項                                         | 次項                                                | 施行令第三十二條第一項において準用する次項                         | 施行令第三十二條第一項において準用する次項                                                                                                                                                                                                  |
| 第百三十九條第三項                                         | 前項                                                | 施行令第三十二條第一項において準用する前項                         | 施行令第三十二條第一項において準用する前項                                                                                                                                                                                                  |
| 第百三十九條第三項                                         | 第一号被保険者                                           | 被保険者                                          | 被保険者                                                                                                                                                                                                                   |
| 第百三十九條第三項                                         | この法律                                              | 高齢者医療確保法                                      | 高齢者医療確保法                                                                                                                                                                                                               |
| 第百三十九條第三項                                         | 同項                                                | 同条第一項において準用する前項                               | 同条第一項において準用する前項                                                                                                                                                                                                        |
| 前項において準用する介護保険法第百三十八條第二項の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。 | 前項において準用する介護保険法第百三十八條第二項の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                        |
| 介護保険法の規定中読み替える規定                                  | 読み替えられる字句                                         | 読み替える字句                                       |                                                                                                                                                                                                                        |
| 第百三十六條第四項                                         | 第一項                                               | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第三十二條第一項において準用する第百三十八條第二項において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が施行令第三十二條第一項に規定する場合に該当するときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |
| 第百三十六條第五項                                         | 第一項                                               | 特定年金保険者                                       | 施行令第三十二條第一項において準用する第百三十八條第一項                                                                                                                                                                                           |
| 第百三十六條第五項                                         | 第一項                                               | 特定年金保険者                                       | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金保険者                                                                                                                                                                             |

2 前項において準用する介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的斡替えは、次の表のとおりとする。

|                                                                                                                                                                          |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第六項                                                                                                                                                                | 第一項                                      | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官      | 特別徴収対象被保険者が施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら      |
| (保険料の徴収の委託)                                                                                                                                                              |                                          | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 | 特別徴収対象被保険者が施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至つたときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |
| 第三十三条 市町村は、法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。                                                                                        |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を承す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。 |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。                                                                                    |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| 第五節 審査請求                                                                                                                                                                 |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| (後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の読替え)                                                                                                                                           |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| 第三十四条 法第百三十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。                                                                                                                                    |                                          |                                                            |                                                                                                                      |
| 国民健康保険法の規定中読み替える規定                                                                                                                                                       | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句                                                    |                                                                                                                      |
| 第九十三条第一項                                                                                                                                                                 | 審査会                                      | 後期高齢者医療審査会(以下「審査会」という。)                                    |                                                                                                                      |
| 第九十五条第二項                                                                                                                                                                 | 前項                                       | 後期高齢者医療広域連合                                                |                                                                                                                      |
| 第九十六条                                                                                                                                                                    | 保険者                                      | 後期高齢者医療広域連合                                                |                                                                                                                      |
| 第九十八条第一項                                                                                                                                                                 | 保険者(第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。) | 後期高齢者医療広域連合又は市町村                                           |                                                                                                                      |
| 第百条                                                                                                                                                                      | 保険者                                      | 後期高齢者医療広域連合又は市町村                                           |                                                                                                                      |

**第三十三条** 市町村は、法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

第五節 審査請求

(後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の脱替え)

第三十四条 法第百三十条の規定による技術的脱替えは、次の表のとおりとする。

|                    |           |         |
|--------------------|-----------|---------|
| 国民健康保険法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|--------------------|-----------|---------|

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 第九十三条第一項                | 審査会 |
| 後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。） |     |

|             |  |
|-------------|--|
| 保険者         |  |
| 後期高齢者医療広域連合 |  |

|          |    |                                                        |
|----------|----|--------------------------------------------------------|
| 第九十五条第二項 | 前項 | 高齡者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下、高齡者医療確保法といふ。第百三十一条において |
|----------|----|--------------------------------------------------------|

|  |                                          |
|--|------------------------------------------|
|  | <p>「<u>疫病保安法</u>」といふ（第百三十条において準用する前項</p> |
|--|------------------------------------------|

|          |               |                  |
|----------|---------------|------------------|
| 第九十六条    | 保険者           | 後期高齢者医療広域連合      |
| 第九十八条第一項 | 保険者（第八十条第三項の規 | 後期高齢者医療広域連合又は市町村 |

定による処分については、当該処分をした市町村とする。

|     |     |                  |
|-----|-----|------------------|
| 第百条 | 保険者 | 後期高齢者医療広域連合又は市町村 |
|-----|-----|------------------|

|         |          |                                                                            |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第百一条第二項 | 前項       | 高齢者医療確保法第百三十条において準用する前項                                                    |
| 第百二条    | この章及び    | 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例により、旅費、日当及び宿泊料を、条例の定めるところにより、報酬 |
| 第百三条    | 第九十一条第一項 | 高齢者医療確保法第百二十八条及び第百二十九条並びに第百三十条において準用する第九十三条から前条まで及び次条並びに                   |

第三十五条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第三十条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の規定は、後期高齢者医療審査会及び法第百二十八条第一項の審査請求の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |                 |                                                                                         |
|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三十条     | 保険給付に           | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。第五十六条において規定する後期高齢者医療給付(以下「後期高齢者医療給付」という。)に |
|          | 以下第三十七条第二項      | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第三十五条において準用する第三十七条第一項                                                 |
|          | 並びに被保険者証の記号及び番号 | 及び被保険者証の番号                                                                              |
|          | 保険給付を           | 後期高齢者医療給付を                                                                              |
| 第三十四条    | 法               | 高齢者医療確保法第百三十条において準用する国民健康保険法(以下「準用国保法」という。)                                             |
| 第三十五条    | 法               | 準用国保法                                                                                   |
| 第三十七条第一項 | 保険給付            | 後期高齢者医療給付                                                                               |
|          | 並びに被保険者証の記号及び番号 | 及び被保険者証の番号                                                                              |
| 第三十七条第二項 | 法               | 高齢者医療確保法                                                                                |
|          | 保険者その他の者        | 後期高齢者医療広域連合又は市町村                                                                        |

第六節 雑則

(法第百三十三条第二項に規定する政令で定める場合)

第三十六条 法第百三十三条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第百三十三条第三号に掲げる給付を行おうとする場合
- 二 法第百四十二条第二項に規定する条例を定め、又は変更しようとする場合

第三章 雑則

(地方社会保険事務局長への権限委任)

第三十七条 法第百六十三条第三項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限を地方社会保険事務局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六十一条第二項の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。))の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。)
- 二 法第六十六条第一項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。及び第二項(法第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による権限(法第七十条第二項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。)
- 三 法第七十二条第一項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による権限(法第七十条第二項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。)
- 四 法第八十条(法第八十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による権限
- 五 法第八十一条第一項(法第八十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による権限

- 五 (厚生労働省令への委任)  
第三十八条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。
- 附則  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

- 第二条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)は、廃止する。
- 第三条 老人保健法の改正に伴う高額医療費の支給に関する経過措置  
第三十条 平成二十年三月以前に行われた療養に係る健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。附則第十二条において「健康保険法等改正法」という。第七十条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。附則第九条において「平成二十年四月改正前老健法」という。))の規定による高額医療費の支給については、なお従前の例による。

- 第四条 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合にあつては、七十歳以上七十五歳未満の法第七十三条第三項に規定する加入者(附則第七條第一項第二号及び第八條第一項において「七十歳以上七十五歳未満の加入者」という。)を、法第六十七條第一項第二号に規定する政令で定める者とする。
- 2 前項の場合にあつては、第七條第三項中「及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者」とあるのは「並びにその属する世帯の他の世帯員である被保険者及び七十歳以上七十五歳未満の法第七條第三項に規定する加入者」と、他の被保険者」とあるのは「他の被保険者及び七十歳以上七十五歳未満の同項に規定する加入者」と読み替えて、同項を適用する。

- 第五条 特定非課税被保険者が、平成二十年四月から七月までの同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定非課税被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該特定非課税被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

- 2 前項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項第三号に定める額とする。
- 3 特定非課税被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。
- 4 第六十六条第一項の規定により特定非課税被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
  - 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
  - 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
- 5 第一項及び前二項の特定非課税被保険者は、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない被保険者であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。次条第五項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六条第四項に該当する者と同じ世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）とする。
- 第六条 特定年金受給被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例  
（特定年金受給被保険者が、平成二十年四月から七月までの同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定年金受給被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該特定年金受給被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。）
- 2 前項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項第四号に定める額とする。
- 3 特定年金受給被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。
- 4 第六十六条第一項の規定により特定年金受給被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定年金受給被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
  - 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
  - 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
- 5 第一項及び前二項の特定年金受給被保険者は、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する被保険者又は同項に規定する者と同じ世帯に属する被保険者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）とする。
- 第七条 第十五条第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得被保険者」という。）に係る第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
  - 一 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合における法第六十七条第一項第二号の所得の額が二百三十万円未満である者
  - 二 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合における法第六十七条第三項の収入の額が六十二万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者及び七十歳以上七十五歳未満の加入者がいない者であつて、四百八十四万円未満である者）
- 2 特定所得被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
- 3 第十六条第一項の規定により特定所得被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定所得被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
  - 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに掲げる者
  - 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに掲げる者

- （特定収入被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例）
- 第八条 第十五条第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
  - 一 その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて、七十歳以上七十五歳未満の加入者がいるもの
  - 二 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年八月から平成二十二年七月までの場合において、七十歳以上七十五歳未満の加入者について、第七條第三項に規定する他の世帯員である被保険者とみなして同項を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 2 特定収入被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
- 3 第十六条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定収入被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
  - 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに掲げる者
  - 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに掲げる者
- 第九条 第十五条第一項第二号に掲げる者に該当する被保険者が同号ただし書に規定する療養のあつた月に属する世帯の被保険者に対し、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に平成二十年四月改正前老健法の規定による高額医療費の支給（附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた当該高額医療費の支給を含む。）を受けている場合にあつては、第十五条第一項第二号ただし書の規定の適用については、「に」に限る」とあるのは、「に」に限る。又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による高額医療費（附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号。以下この号において「廃止前老健令」という。）第十四条第一項第一号の規定によるもの（同条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。）に限る。若しくは附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による高額医療費（同条の規定によりなお従前の例によるものとされた廃止前老健令第十四条第一項第一号の規定によるもの（附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた廃止前老健令第十四条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。）に限る。）とする。
- （平成二十年度から平成二十五年年度までの間における保険料の算定の特例）
- 第十條 平成二十年度から平成二十五年年度までの間における保険料の算定について、第十八条第三項第一号ロの規定を適用する場合においては、同号ロ中「収入」とあるのは、「収入（法附則第十四条第二項の規定による繰入金を除く。）」と読み替えるものとする。
- 第十一條 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第十八条第四項第一号及び第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額」と、同法附則第三十三條の三第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三條の三第五項」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四條の二第二項」とする。

(保険料の特別徴収の開始の際の特例)

第十二条 法第七百七条第一項に規定する年金保険者（以下この項において「年金保険者」という。）は、平成二十年四月一日前の厚生労働省令で定める期日までに、平成十九年十月一日（以下この項において「基準日」という。）現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けているもののうち平成二十年四月一日までの間に六十五歳に達するもの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する見込まれる者に限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村（介護保険法第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村）に通知しなければならない。

一 平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、基準日の現況において十八万円未満である者

二 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者

健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 第百三十四条第七項                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                | 第百三十四条第八項                                                                              |                         | 第百三十四条第九項              |                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 年金保険者                                                                                                                                                                                     | 前各項                                                                                                                                            | 第十項、第百三十六条第三項及び第六項並びに第百三十七条第二項                                                         | 前項                      | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人 | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人 |
| 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七項の規定による改正後の高年齢者の医療の確保に関する法律（以下「新介護保険法」という。）第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。 | 高年齢者の医療の確保に関する法律（以下「新介護保険法」という。）第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。 | 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び連合会（以下「指定法人」という。）及び指定法人に伝達することにより、これら | 施行令附則第十二条第二項において準用する第十項 | 同条第一項                  | 施行令附則第十二条第二項において準用する前項 |

第百三十四条第十項 第一項から第六項まで 施行令附則第十二条第二項

| 第百三十四条第十項                           |                                                               | 第百三十四条第十一項 |                         |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------|-------------------------|
| 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 | 地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これら | 第八項        | 施行令附則第十二条第二項において準用する第八項 |

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 年金保険者（第百三十六条において「特定年金保険者」という。） | 年金保険者 |
|--------------------------------|-------|

3 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る被保険者と見込まれる者（災害その他の特別の事情があることにより、法第七百七条第一項に規定する特別徴収（以下この条において「特別徴収」という。）の方法によつて保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間に六十五歳に達するもの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付について特別徴収の方法によつて保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めるもの）及び年金額半額以上徴収者等を除く。）について、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間に六十五歳に達するもの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付について特別徴収の方法によつて保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めるもの）として、支払回数制保険料の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険者と見込まれる者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

4 前項の年金額半額以上徴収者等は、次のいずれかに該当する被保険者と見込まれる者とする。  
一 平成二十年四月一日から平成二十年五月三十一日までの同一の月に徴収されると見込まれる当該者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る老齢等年金給付の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者  
イ 前項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収されるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額  
ロ 新介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る新介護保険法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収されるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

5 第三項の支払回数制保険料の見込額は、当該被保険者と見込まれる者につき、平成二十年度の保険料額の見込額の二分の一に相当する額を、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日まで期間における第一項の規定による通知に係る老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。  
6 新介護保険法第百三十五条第五項及び第六項、第百三十六条から第百三十九条まで（第百三十六条第二項を除く。）並びに第百四十一条の規定は、第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百三十四条第十項 第一項から第六項まで 施行令附則第十二条第二項



|                                  |                     |                                                                                                            |
|----------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十五條第五項                        | 市町村は、第一項本文、第二項又は第三項 | 市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）附則第十二条第三項                                                              |
| 特別徴収                             |                     | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）第百七条第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。） |
| 第一項本文、第二項又は第三項に規定する第一号被保険者       |                     | 施行令附則第十二条第三項に規定する被保険者と見込まれる者                                                                               |
| 年金保険者                            |                     | 高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する年金保険者                                                                                  |
| 前条第一項から第六項まで                     |                     | 施行令附則第十二条第一項                                                                                               |
| 第百三十五條第六項                        | 前条第一項から第六項まで        | 高齢者医療確保法第百七条第二項に規定する老齢等年金給付                                                                                |
| 第百三十六條第一項                        | 第百三十四條第一項           | 施行令附則第十二条第一項                                                                                               |
| 前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。） |                     | 同条第三項並びに同条第六項において準用する前条第五項及び第六項                                                                            |
| 支払回数割保険料額                        |                     | 施行令附則第十二条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。）                                                      |
| 第百三十六條第三項                        | 第一項                 | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                                                                                    |
| 特定年金保険者                          |                     | 同条第二項において準用する第百三十四條第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者（施行令附則第十二条第六項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。）                         |
| 当該年度の初日の属する年の八月三十一日              |                     | 平成二十年二月二十九日                                                                                                |
| 第百三十六條第四項                        | 第一項                 | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                                                                                    |
| 当該年度の初日の属する年の七月三十一日              |                     | 平成二十年一月三十一日                                                                                                |
| 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人           |                     | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら                                                                    |

|                                     |           |                                                      |
|-------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 第百三十六條第五項                           | 第一項       | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                              |
| 当該年度の初日の属する年の七月三十一日                 |           | 平成二十年一月三十一日                                          |
| 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官      |           | 連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら      |
| 第百三十六條第六項                           | 第一項       | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                              |
| 当該年度の初日の属する年の七月三十一日                 |           | 平成二十年一月三十一日                                          |
| 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 |           | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |
| 第百三十七條第一項                           | 前条第一項     | 施行令附則第十二条第六項において準用する前条第一項                            |
| 同項                                  |           | 施行令附則第十二条第六項において準用する前条第一項                            |
| 支払回数割保険料額                           |           | 支払回数割保険料額の見込額                                        |
| 当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで                |           | 平成二十年四月一日から九月三十日まで                                   |
| 第百三十七條第二項                           | 前項        | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                               |
| 第百三十七條第三項                           | 第一項       | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                              |
| 第百三十七條第四項                           | 第百三十五條    | 施行令附則第十二条第三項から第五項まで並びに同条第六項において準用する第百三十五條第五項及び第六項    |
| 第百三十七條第五項                           | 前項        | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                               |
| 第百三十七條第六項                           | 第百三十四條第七項 | 施行令附則第十二条第二項において準用する第百三十四條第七項                        |
| 前項                                  |           | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                               |
| 第百三十七條第七項                           | 第一項       | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項                              |
| 支払回数割保険料額                           |           | 支払回数割保険料額の見込額                                        |
| 第百三十八條第一項                           | 第百三十六條第一項 | 施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十六條第一項                        |
| 支払回数割保険料額                           |           | 支払回数割保険料額の見込額                                        |



|           |                        |                                |
|-----------|------------------------|--------------------------------|
| 第百三十八条第二項 | 前項                     | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項         |
|           | 第百三十八条第三項              | 施行令附則第十二条第六項において準用する第一項        |
| 第百三十八条第四項 | 特別徴収対象保険料額             | 同条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額 |
|           | 第百三十四条第七項              | 施行令附則第十二条第二項において準用する第百三十四条第七項  |
| 第百三十九条第一項 | 前項                     | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項         |
|           | 第一号被保険者                | 被保険者                           |
| 第百三十九条第二項 | 普通徴収                   | 高年齢者医療確保法第百九条                  |
|           | 第一号被保険者                | 高年齢者医療確保法第百七条第一項に規定する普通徴収      |
| 第百三十九条第三項 | 次項                     | 被保険者                           |
|           | 前項                     | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項         |
| 第百四十一条第一項 | この法律                   | 被保険者                           |
|           | 同項                     | 高年齢者医療確保法                      |
| 第百四十一条第二項 | 行方介護保険の                | 同条第六項において準用する前項                |
|           | 第十三条第一項                | 徴収に係る                          |
| 第百四十一条第三項 | 徴収に係る                  | 高年齢者医療確保法第五十五条第一項              |
|           | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項 | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項         |

7 前項において準用する新介護保険法第百三十五条第六項に規定する場合には、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。

8 第六項において準用する新介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |                        |                                                            |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第四項 | 読み替えられる字句              | 読み替える字句                                                    |
|           | 新介護保険法の規定              | 新介護保険法の規定                                                  |
| 第百三十六条第五項 | 第一項                    | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人              |
|           | 特定年金保険者                | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                                     |
| 第百三十六条第六項 | 第一項                    | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 |
|           | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項 | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                                     |

9 第六項において準用する新介護保険法第百四十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |                        |                                                            |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第百三十六条第四項 | 読み替えられる字句              | 読み替える字句                                                    |
|           | 新介護保険法の規定              | 新介護保険法の規定                                                  |
| 第百三十六条第五項 | 第一項                    | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人              |
|           | 特定年金保険者                | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                                     |
| 第百三十六条第六項 | 第一項                    | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会 |
|           | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項 | 施行令附則第十二条第六項において準用する前項                                     |

第百三十六条第五項

第一項

特定年金保険者

当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官

施行令附則第十二条第六項において準用する第百四十一条第一項

施行令附則第十二条第二項において準用する第百三十四条第一項に規定する当該同意に係る年金保険者

連やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら

第百三十六条第六項

第一項

当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会

連やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第十三条 後期高齢者医療広域連合が法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村（以下この条において「特定市町村」という。）の区域内に住所を有する被保険者特定地域被保険者を除く。以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。）に対して課する保険料の算定に係る同項に規定する政令で定める基準は、第十八条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であつた被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した率とすること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に一から給付費比率を控除した率に経過調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 前号の給付費比率は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者一人当たりの法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額（以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。）に対する特定市町村区域内被保険者一人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して厚生労働省令で定めるところにより算定した率とする。

五 第三号の経過調整率は、次のイからハまでに掲げる後期高齢者医療広域連合の区分に応じ、当該イからハまでに定める率とする。

イ 法附則第十四条第一項の条例で定める期間（以下この号において「特例期間」という。）を平成二十年四月一日から起算して六年以内とする後期高齢者医療広域連合（ロ又はハに掲げる後

期高齢者医療広域連合を除く。）（1）から（3）までに掲げる年度の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める率

- (1) 平成二十年度及び平成二十一年度 六分の三
- (2) 平成二十二年及び平成二十三年度 六分の四
- (3) 平成二十四年度及び平成二十五年 六分の五

ロ 特例期間を平成二十年四月一日から起算して四年以内とする後期高齢者医療広域連合（ハに掲げる後期高齢者医療広域連合を除く。）（1）又は（2）に掲げる年度の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める率

- (1) 平成二十年度及び平成二十一年度 四分の二
- (2) 平成二十二年及び平成二十三年度 四分の三

ハ 特例期間を平成二十年四月一日から起算して二年以内とする後期高齢者医療広域連合（二八分の一）

六 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の第十八条第一項第一号の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第三号の給付費比率に一から当該給付費比率を控除した率に前号イからハまでに掲げる区分に応じ、同号イからハまでに定める第三号の経過調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。

七 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができないものであること。

(都道府県知事との協議に関する特例)

第十四条 平成二十年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、第三十六条の規定の適用については、同条第二号中「第百四条第二項」とあるのは、「第百四条第二項又は附則第十四条第一項」とする。

別表（第三条関係）

- 一 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 咀嚼機能に著しい障害を有するもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢のすべての指を欠くもの
- 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

厚生労働大臣 舩添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫



都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。)が本日公布され、一部を除き平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等に周知徹底を図られたい。

記

第一 省令の趣旨

本省令は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、必要な規定を定めるものであること。

第二 省令の内容

第1 医療費適正化計画関係

一 医療費適正化計画の進捗状況評価(規則第1条及び第2条関係)

- 1 厚生労働大臣及び都道府県が、医療費適正化計画の進捗状況の評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行うこと。
- 2 進捗状況の評価の結果の公表は、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うこと。

二 医療費適正化計画の実績評価(規則第3条及び第4条関係)

- 1 厚生労働大臣及び都道府県が、医療費適正化計画の実績評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うこと。

- 2 都道府県は、医療費適正化計画の実績評価の結果を、当該計画終了年度の翌年度の12月末日までに厚生労働大臣に報告すること。
- 3 実績評価の結果の公表は、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うこと。

### 三 医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析（規則第5条関係）

- 1 医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働大臣は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別又は医療機関の種類別の状況に関する情報並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報について、調査及び分析を行い、その結果を公表すること。
- 2 厚生労働大臣は、1のほか、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報について、調査及び分析を行い、その結果を公表すること。
- 3 厚生労働大臣から1及び2に関する情報の提供を求められた場合には、保険者及び広域連合は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は広域連合が使用する電子計算機と社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならないこと。

## 第2 後期高齢者医療制度関係

### 一 市町村事務関係

後期高齢者医療の事務のうち、1及び2に掲げる事務を市町村が行う事務とすること。

- 1 被保険者資格に関する事務（規則第6条関係）
  - (1) 保険料を納付することができない特別の事情に関する届書の提出の受付
  - (2) 資格喪失時又は被保険者証交付時の被保険者資格証明書の返還の受付
  - (3) 再交付後に発見した返還されるべき被保険者証の返還の受付
  - (4) 検認又は更新時の被保険者証の提出の受付及び検認又は更新を受けた被保険者証の引渡し
  - (5) 被保険者資格証明書の再交付の申請書の提出の受付
  - (6) 再交付後に発見した返還されるべき被保険者資格証明書の返還の受付
  - (7) 検認又は更新時の被保険者資格証明書の提出の受付及び検認又は更新を受けた被保険者資格証明書の引渡し
  - (8) 氏名変更、住所変更又は世帯変更の届書の提出の受付
- 2 後期高齢者医療給付に関する事務（規則第7条関係）
  - (1) 療養の給付に係る一部負担金の割合が3割となる者（以下「現役並み所得者」という。）の基準収入額の適用に係る申請書の提出の受付

- (2) 一部負担金の減額等に係る申請書の提出の受付及び一部負担金減免等証明書の引渡し
- (3) 入院時食事療養費に係る差額の支給の申請書の提出の受付
- (4) 入院時生活療養費に係る差額の支給の申請書の提出の受付
- (5) 療養の給付等に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときの被保険者からの届書の提出の受付
- (6) 療養費の支給に係る申請書の提出の受付
- (7) 特別療養費の支給に係る申請書の提出の受付
- (8) 移送費の支給に係る申請書の提出の受付
- (9) 著しく長期にわたり継続して高額な治療を要する疾病（以下「特定疾病」という。）の認定に係る申請書の提出の受付及び特定疾病療養受療証の引渡し
- (10) 資格喪失時等の特定疾病療養受療証の返還の受付
- (11) 特定疾病療養受療証の再交付の申請書の提出の受付
- (12) 再交付後に発見した返還されるべき特定疾病療養受療証の返還の受付
- (13) 検認又は更新時の特定疾病療養受療証の提出の受付及び検認又は更新を受けた特定疾病療養受療証の引渡し
- (14) 低所得者の一部負担金等に係る限度額の適用並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の認定に係る申請書の提出の受付及び限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し
- (15) 資格喪失時等の限度額適用・標準負担額減額認定証の返還の受付
- (16) 限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付の申請書の提出の受付
- (17) 再交付後に発見した返還されるべき限度額適用・標準負担額減額認定証の返還の受付
- (18) 検認又は更新時の限度額適用・標準負担額減額認定証の提出の受付及び検認又は更新を受けた限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し
- (19) 高額療養費の支給に係る申請書の提出の受付
- (20) 後期高齢者医療給付の一時差止めとならない特別の事情に関する届書の提出の受付
- (21) 一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除に関する通知書の引渡し
- (22) 後期高齢者医療給付に関する処分の通知書の引渡し

## 二 被保険者資格関係

### 1 障害認定の申請（規則第8条関係）

- (1) 65歳以上75歳未満の者のうち、一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けようとする者は、障害の状態を明らかにすることができる国民年金の年金証書等を添付して申請書を提出すること。
- (2) 当該申請をした者は、いつでも、将来に向かってその申請を撤回することができること。

### 2 後期高齢者医療の被保険者の適用除外となる者（規則第9条関係）

後期高齢者医療の被保険者の適用除外となる者を、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者のほか、次の者とすること。

（1） 日本の国籍を有しない者であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有しないもの

イ 1年未満の在留期間を決定されたもの

ウ 外国人登録法で定められた登録を受けていないもの

（2） 健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成14年厚生労働省令第117号）第3条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第1号に該当する者

（3） その他特別の事由がある者であって条例で定めるもの

3 資格取得の届出等（規則第10条及び第11条関係）

75歳に達したこと等により被保険者の資格を取得した際の届出の期限を14日以内とすること。

4 住所地特例に関する届出（規則第12条関係）

被保険者が、住所地特例に該当することとなった際又は該当しないこととなった際における、当該被保険者に対し医療を行う広域連合に対する届出の期限を14日以内とすること。

5 保険料を滞納した際に被保険者証の返還を求める対象とならない医療に関する給付（規則第13条関係）

保険料を滞納した際に、広域連合が被保険者証の返還を求める対象とならない被保険者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）等の規定による公費負担医療を受けることができる被保険者とすること。

6 被保険者証の返還を求めるまでの保険料滞納期間（規則第14条関係）

広域連合が保険料を滞納している被保険者に対し、被保険者証の返還を求めるまでの期間は、1年間とすること。

7 被保険者証の返還（規則第15条関係）

広域連合は、保険料を滞納している被保険者に対し被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ被保険者証の返還先及び返還期限等を書面により通知しなければならないこと。

8 保険料を納付することができない特別の事情に関する届出（規則第16条関係）

保険料を滞納している被保険者（被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者を含む。）は、広域連合から求めがあった場合において、保険料を納付することができない特別の事情があるときは、直ちに、当該理由等を記載した届書を広域連合に提出しなければならないこと。

9 被保険者証及び被保険者資格証明書の交付（規則第17条関係）

- (1) 広域連合は、被保険者に対して、有効期限を定めて被保険者証を交付しなければならないこと。
- (2) 広域連合は、保険料を滞納したことにより被保険者証を返還した被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付しなければならないこと。
- 10 被保険者資格証明書の返還（規則第18条関係）

被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、資格を喪失したとき又は被保険者証の交付を受けたときは、速やかに、被保険者資格証明書を返還しなければならないこと。
- 11 被保険者証の再交付及び返還（規則第19条関係）

被保険者証の交付を受けている者は、被保険者証を破り、汚し、又は失った場合は、直ちに、再交付を申請しなければならないこと。また、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を広域連合に返還しなければならないこと。
- 12 被保険者証の検認又は更新（規則第20条関係）
  - (1) 広域連合は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができること。
  - (2) 広域連合は、保険料を滞納している被保険者について検認又は更新の期日を定めるにあたっては、通例定める期日より短い期日を定めることができること。
  - (3) 被保険者は、(1)の検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを広域連合に提出しなければならないこと。
  - (4) 広域連合は(3)の規定により被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならないこと。
  - (5) 広域連合が(1)により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は無効とすること。
- 13 被保険者資格証明書についての準用（規則第21条関係）

11及び12の規定は、被保険者資格証明書について準用すること。
- 14 各種変更及び資格喪失の届出（規則第22条～第24条、第26条関係）

次の(1)から(4)までの事項に該当した際の届出の期限を14日以内とすること。

  - (1) 被保険者の氏名変更
  - (2) 住所変更
  - (3) 世帯変更
  - (4) 広域連合外への転出、適用除外該当等による資格喪失
- 15 障害状態不該当の届出（規則第25条関係）

障害認定を受けた被保険者が障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに届け出なければならないこと。
- 16 届書の記載事項等（規則第27条関係）

届書には、届出人の氏名、住所及び届出年月日を記載しなければならないこと。

#### 17 届出の省略（規則第28条関係）

広域連合は、届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができること。

### 三 後期高齢者医療給付関係

#### 1 第三者求償事務の委託先とすることができる国保連合会の要件（規則第29条関係）

広域連合が第三者求償により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を委託することのできる国保連合会は、当該事務に関し専門的知識を有する職員を配置している国保連合会とすること。

#### 2 処方せんの提出（規則第30条関係）

被保険者は、薬剤の支給を受けようとするときは、保険医の交付した処方せんを保険薬局に提出しなければならないこと。

#### 3 現役並み所得者の判定に用いる収入の額等（規則第31条及び第32条関係）

(1) 現役並み所得者の判定に用いる収入の額は、前年（療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）における所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する各種所得（退職所得の金額を除く。）の金額の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とすること。

(2) 現役並み所得者の判定に際し、収入の額を申請する際の申請書の記載事項を定めること。

#### 4 一部負担金の減額等を行うことのできる特別の事情等（規則第33条関係）

(1) 広域連合が、一部負担金の減額等を行うことのできる特別の事情は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとすること。

(2) 一部負担金の減額等を受ける際の申請、一部負担金減免等証明書の交付及び保険医療機関等への当該証明書の提示等を定めること。

#### 5 入院時食事療養費関係（規則第34条～第38条関係）

(1) 被保険者に支給すべき入院時食事療養費は、療養を行った保険医療機関に対して支払うこと。

(2) 食事療養標準負担額の減額の対象者を定めること。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者は、入院時食事療養費に係る療養を受ける際には、保険医療機関に当該認定証を提示しなければならないこと。

(4) 入院時食事療養費に係る療養を受ける際に、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しないことにより減額しない食事療養標準負担額を支払った場合であって、当該証を提出しないことがやむを得ないものと認められると



きは、申請により、減額されるべき額との差額が支給されることとすること。

(5) 保険医療機関の発行する領収書は、食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならないこと。

6 入院時生活療養費関係（規則第39条～第43条関係）

5の入院時食事療養費関係と同様の規定を設けること。

7 保険外併用療養費関係（規則第44条及び第45条関係）

(1) 被保険者に支給すべき保険外併用療養費は、療養を行った保険医療機関等に対して支払うこと。

(2) 保険医療機関等の発行する領収書は、保険外併用療養費に係る療養につき被保険者が負担した額（食事療養、生活療養及びその他の療養に区分して記載）とその他の費用の額とを区分して記載しなければならないこと。

8 第三者の行為による被害の届出（規則第46条関係）

療養の給付等に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときの広域連合への届書の記載事項等の手続について定めること。

9 療養費関係（規則第47条関係）

療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等を定めること。

10 訪問看護療養費関係（規則第48条～第53条関係）

(1) 訪問看護療養費が支給される訪問看護を受ける被保険者について、その治療の必要の程度に係る基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等の者が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとすること。

(2) (1)の訪問看護を行う者は、看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とすること。

(3) 訪問看護療養費が支給されるのは、被保険者が寝たきりの状態等にあると認められる場合とすること。

(4) 被保険者に支給すべき訪問看護療養費は、指定訪問看護を行った指定訪問看護事業者に対して支払うこと。

(5) 指定訪問看護事業者の発行する領収書は、基本利用料及びその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならないこと。

(6) 8の規定は、訪問看護療養費について準用すること。

11 特別療養費関係（規則第54条～第56条関係）

(1) 特別療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めること。

(2) 特別療養費に係る療養を取り扱った際に保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が広域連合に対して行う届出及び届書の記載事項等の手続を定めること。

(3) 7の(2)及び10の(5)の規定は、保険医療機関等及び指定訪問看護事業者が発行する特別療養費に係る領収書について準用すること。

12 移送費関係（規則第58条～第60条関係）

(1) 移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合

の費用により算定した金額とすることとし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができないこと。

(2) 移送費の支給が必要と認める場合として、移送により法に基づく適切な療養を受けたこと等とすること。

(3) 移送費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めること。

13 高額療養費関係（規則第61条～第71条関係）

(1) 令第14条第1項第2号の特定給付対象療養のうち、厚生労働省令で定める医療に関する給付を、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）等の規定による給付とすること。

(2) 特定疾病の認定を申請する際の申請書の記載事項等の手続及び特定疾病療養受療証の交付、保険医療機関等への提出等を定めること。

(3) 現役並み所得者に係る高額療養費算定基準額における定率部分の算定対象となる費用の額を定めること。

(4) 令第15条第1項第3号又は第4号の適用の対象となる要保護者を、療養のあった月に生活保護法の要保護者であり、かつ、標準負担額の減額が適用された場合に、生活保護法の保護を要しない状態となる者としてすること。

(5) 限度額適用・標準負担額減額の認定の申請をする際の申請書の記載事項等の手続及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、保険医療機関等への提出等を定めること。

(6) 令第16条第3項の高額療養費の現物給付が行われる公費負担医療を、障害者自立支援法等の規定による給付とすること。

(7) 旧総合病院は、診療科ごとに別個の保険医療機関等とみなすこと。

(8) 高額療養費の支給を申請する際の申請書の記載事項等の手続を定めること。

14 後期高齢者医療給付を制限するまでの期間（規則第72条関係）

後期高齢者医療給付の一時差止を行うまでの保険料滞納期間は、1年6月間とすること。

15 特別の事情に関する届出（規則第73条関係）

保険料滞納期間が1年6月を超過したときであっても、後期高齢者医療給付の一時差止とならない特別の事情があるときの届書の記載事項を定めること。

16 後期高齢者医療給付の支払の差止（規則第74条関係）

広域連合が一時差し止める後期高齢者医療の給付の額は、滞納額に比し、著しく高額とならないようにすること。

17 後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除（規則第75条関係）

一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から保険料の滞納額を控除する際には、あらかじめ広域連合から当該被保険者に対し、その旨を通知しなければならないこと。

18 口頭による申請等（規則第76条関係）

被保険者が後期高齢者医療給付を受ける際の申請等については、口頭による陳述を職員が聴取する方法で行うことができること。

19 申請書又は届書の記載事項（規則第 77 条関係）

申請書又は届書には、申請人又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならないこと。

20 添付書類等の省略（規則第 78 条関係）

申請又は届出の際に必要な書類が、公簿等によって確認できる場合には、その書類の添付等を省略することができること。

21 診療報酬請求書の審査等（規則第 79 条及び第 80 条関係）

（1） 診療報酬請求書の審査は、提出を受けた日の属する月の末日までに行うこと。

（2） 審査に苦情がある者は、再度の考案を求めることができること。

22 診療報酬の支払（規則第 81 条関係）

広域連合は、審査が終わった日の属する月の翌月末までに、保険医療機関等に対し、診療報酬を支払うものとする。

23 後期高齢者医療給付に関する処分の通知（規則第 82 条関係）

広域連合は、後期高齢者医療給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を通知すること。また、不利益通知を行うときは、その理由を付記しなければならないこと。

#### 四 保険料関係

1 保険料の算定方法を次の（1）から（8）までのとおりとすること。（規則第 83 条～第 90 条関係）

（1） 基礎控除後の総所得金額等の補正は、補正前の総所得金額等により算定された保険料の賦課額が、賦課限度額令第 18 条第 1 項第 6 号の額をいう。以下同じ。）を上回る被保険者について、当該賦課額が賦課限度額となるように基礎控除後の総所得金額を減額して行うこと。

（2） 特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される所得割額の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該特定地域被保険者に課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案すること。

（3） 特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案すること。

（4） 令第 18 条第 1 項第 4 号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案すること。また、特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数を算定するに当たっては、過去の各年度における被保険者の数等を勘案すること。

（5） 特定所得割率は、当該特定地域における過去の療養の給付等に要する費用の額等を勘案して定めた率とすること。

（6） 令第 18 条第 2 項第 4 号の被保険者均等割額は、当該特定地域における過

去の療養の給付等に要する費用の額等を勘案して定めた額とすること。

(7) 予定保険料収納率の算定に当たっては、特別徴収の方法により徴収する保険料はすべて徴収されるものとし、普通徴収の方法により徴収する保険料は過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案して見込むこと。

(8) 所得係数の見込値の算定に当たっては、過去の各年度における所得係数の値等を勘案すること。

2 保険料の特別徴収に係る通知等を次の(1)から(19)までのとおりとすること。

(規則第91条～第112条関係)

(1) 年金保険者から市町村へ年金受給者（老齢等年金給付を受ける者をいう。

以下同じ。）の氏名、住所等の事項を通知する期日を、4月、6月、8月、10月、12月又は2月の通知ごとにそれぞれ当該年度の初日の属する年の5月31日、8月10日、10月10日、12月10日、翌年2月10日又は翌年4月10日とすること。

(2) 6月、8月、10月、12月及び2月の通知の対象となる年金受給者の年金額が18万円以上かを判定する際に算定する老齢等年金給付の額の見込額を、特別徴収の対象となる老齢等年金給付の12か月相当額とすること。

(3) 年金保険者が市町村へ通知する事項を、氏名及び住所のほか、性別及び生年月日並びに老齢等年金給付の種類、当該老齢等年金給付の額及び年金保険者の名称とすること。

(4) 年金保険者から市町村への通知の対象とならない特別な事情を、年金を担保に供していること又は年金の支給停止等の事由とすること。

(5) 当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合は、仮徴収が行われていない場合又は特別徴収と普通徴収を併用する場合等とすること。

(6) 年金保険者から市町村へ通知された年金受給者のうち、令第23条第1号の特別徴収の対象とならない被保険者を、当該通知に係る最初の老齢等年金給付の支払期ごとに徴収されると見込まれる後期高齢者医療の保険料額と同一の老齢等年金給付の支払期に徴収されると見込まれる介護保険の保険料額の合計額が、当該通知に係る老齢等年金給付の額を6で除して得た額を2で除して得た額を超える被保険者とすること。

(7) 市町村が特別徴収義務者へ通知する特別徴収対象被保険者に係る事項を、保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨及び支払回数割保険料額のほか、氏名、性別、生年月日及び住所並びに特別徴収対象年金給付の種類、当該特別徴収対象年金給付の額及び特別徴収義務者の名称とすること。

(8) 支払回数割保険料額について、100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、10月1日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算すること。

(9) 6月、8月、10月、12月又は2月の通知が行われた年金受給者について、翌年度の4月、6月又は8月に支給される老齢等年金給付から保険料の特別徴収が開始される場合の支払回数割保険料額の見込額の総額を、それぞれ、

前年度保険料を6ヶ月分に相当する額、前年度保険料の4ヶ月分に相当する額又は前年度保険料の2ヶ月分に相当する額とすること。

- (10) 特別徴収義務者が特別徴収の方法によって徴収した保険料を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定した銀行その他の金融機関に払い込むこと。
- (11) 特別徴収義務者が特別徴収対象保険料額の納入の義務を負わなくなる事由は、年金の支給停止等により年金給付の支払額が後期高齢者医療と介護保険の支払回数割保険料額の合算額未満となった場合とすること。
- (12) 特別徴収義務者が特別徴収対象保険料額の納入の義務を負わなくなった場合は、特別徴収義務者から市町村への通知を、速やかに行うこと。
- (13) 特別徴収義務者が特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合は、特別徴収対象被保険者に対する支払回数割保険料額の通知を、10月、12月、2月、4月、6月又は8月の特別徴収を開始する月ごとに、それぞれ、当該月の老齢等年金給付を支払う日までに行うこと。
- (14) 市町村が特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に対して通知を行う場合として、当該特別徴収対象被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなったとき、当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が減額されたとき又は当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が増額された場合であって、市町村が特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたとき等とすること。また、当該通知に係る通知事項は、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、特別徴収を行わないこととする旨及びその理由並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称とすること。
- (15) 被保険者の死亡により生じた過誤納保険料を還付する場合に、当該被保険者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額等がある場合は、当該額を控除すること。
- (16) 市町村は、保険料の特別徴収によって生じた過誤納保険料を、当該被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当するときは、あらかじめ被保険者に対して当該充当を行う旨、当該充当を行う未納保険料等の額及び当該充当を行った後の過誤納保険料額並びにその他必要と認める事項を通知すること。
- (17) 4月並びに6月及び8月に徴収する支払回数割保険料額に相当する額は、前年度の最後に徴収された支払回数割保険料額とすること。ただし、市町村は、当該6月及び8月に徴収する支払回数割保険料額に相当する額によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、当該額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「8月の変更仮徴収額」という。）とすることができる。この場合において、市町村は特別徴収義務者に対して、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、仮徴収に係る額を変更する旨及び8月の変更仮徴収額並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称を、6月20日までに通知すること。
- (18) 市町村は、支払回数割保険料額の見込額について、6月の徴収額を当該支

払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、当該支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「６月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）とすることができること。この場合において、市町村は特別徴収義務者に対して、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、仮徴収に係る額を変更する旨及び６月に変更する支払回数割保険料額の見込額並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称を、４月２０日までに通知すること。

- (19) 市町村は、支払回数割保険料額の見込額について、８月の徴収額を当該支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、当該支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「８月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）とすることができること。この場合において、市町村は特別徴収義務者に対して、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、仮徴収に係る額を変更する旨及び８月に変更する支払回数割保険料額の見込額並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称を、８月２０日までに通知すること。

## 五 その他

### 1 後期高齢者医療診療報酬審査委員会（規則第１１３条関係）

後期高齢者医療診療報酬審査委員会について、委員の任期、定足数等に関し、国民健康保険法施行規則第５章の国民健康保険診療報酬審査委員会の規定を準用すること。

### 2 後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会（規則第１１４条関係）

- (1) 法第７０条第５項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）は、同項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行うため、後期高齢者医療診療報酬審査特別委員会（以下「特別審査委員会」という。）を置かなければならないこと。

- (2) (1)にかかわらず、国民健康保険法施行規則第４２条の２に規定する特別審査委員会を置く指定法人は、当該特別審査委員会において後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うこと。

## 第３ 国民健康保険団体連合会の高齢者医療制度関係業務関係

### 国保連合会の議決権の特例（規則第１１５条関係）

国保連合会は、法第１５５条の高齢者医療制度関係業務に関する議決権を有する者について、総会又は代議員会の議員のうち国民健康保険組合を代表する者を除くことができること。

## 第４ その他

一 被扶養者であった者の通知（規則第 116 条関係）

- 1 被用者保険の保険者は、広域連合に対し、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の前日において当該保険者に属する被保険者の被扶養者であった者について、その氏名、性別、生年月日及び被扶養者でなくなった日を通知すること。
- 2 被用者保険の保険者の広域連合に対する通知は、社会保険診療報酬支払基金を経由して行うこと。

二 事業状況の報告（規則第 117 条関係）

広域連合等が行う報告は、毎月の事業状況を記載した報告書を翌月 20 日までに提出することにより行うこと。

三 様式（規則第 17 条、第 62 条、第 67 条及び第 118 条関係）

被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び職員が報告徴収等の際に携帯すべき身分を示す証明書の様式を定めること。

四 地方厚生局長等に委任する厚生労働大臣の権限（規則第 119 条関係）

次の 1 及び 2 の権限を地方厚生局長等に委任すること。ただし厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

- 1 都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をする権限。
- 2 広域連合又は市町村に対し、法を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員にその状況を検査させる権限。

第 5 経過措置

一 老人保健法施行規則を廃止すること。（規則附則第 2 条関係）

二 広域連合が、平成 20 年度及び平成 21 年度の保険料の算定に係る 1 から 6 までの額等を算定するに当たっては、それぞれ 1 から 6 までに掲げる額等とすること。（規則附則第 3 条～第 8 条）

- 1 特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額 当該広域連合に加入している市町村における過去の老人医療受給対象者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案して算定した額
- 2 特定期間における各年度の被保険者数の合計数の合計数の見込数 当該広域連合に加入している市町村における過去の老人医療受給対象者の数等を勘案して算定した数
- 3 特定期間に係る特定地域所得割率 当該特定地域における過去の老人医療費等を勘案して定めた率

- 4 特定期間に係る令第18条第2項第4号に規定する被保険者均等割額 当該特定地域における過去の老人医療費等を勘案して定めた額
- 5 特定期間に係る予定保険料収納率 特別徴収の方法により徴収する保険料はすべて徴収されるものとし、普通徴収の方法により徴収する保険料は75歳以上の者が世帯主である世帯の国民健康保険料又は国民健康保険税に係る収納率の実績等を勘案して算定した率
- 6 特定期間に係る所得係数の見込値 広域連合に加入している市町村における過去の老人医療受給対象者に係る基礎控除後の総所得金額等により算定した値

三 保険料の特別徴収の開始の際の特例に係る通知等を1から11までのとおりとすること。(規則附則第9条～第21条関係)

- 1 年金保険者から市町村に対する通知は、平成19年12月10日とすること。
- 2 年金保険者から市町村に対する通知事項は、規則第93条の規定を準用すること。
- 3 当該通知に係る年金受給者の老齢等年金給付の額が18万円以上かを判定する際に算定する老齢等年金給付の額の見込額を、12ヶ月相当額とすること。
- 4 年金保険者から市町村への通知の対象とならない特別な事情は、規則第94条の規定を準用すること。
- 5 年金保険者から市町村へ通知された年金受給者のうち、令附則第12条第4項第1号の特別徴収の対象とならない被保険者を、当該通知に係る平成20年4月1日以降最初の老齢等年金給付に係る後期高齢者医療の支払回数割保険料額の見込額と同一の老齢等年金給付の支払期に徴収されると見込まれる介護保険の保険料額の合計額が、当該通知に係る老齢等年金給付の額を6で除して得た額を2で除して得た額を超える被保険者とすること。
- 6 支払回数割保険料額の見込額は、平成20年度の保険料額の見込額の2分の1に相当する額を3で除して得た額とすること。
- 7 市町村が特別徴収義務者へ通知する事項等は、規則第99条、第102条から第104条まで及び第107条から第109条までの規定を準用すること。
- 8 特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知は、平成20年4月1日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うこと。
- 9 市町村が特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に対して通知を行う場合として、市町村が特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと認めた場合とすること。
- 10 市町村は、支払回数割保険料額の見込額について、6月の徴収額を当該支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、当該支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成20年6月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）とすることができること。この場合において、市町村は特別徴収義務者に対して、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、仮徴収に係る額を変更する旨及び平成20年6月に変更する支払回



数割保険料額の見込額並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称を、4月20日までに通知すること。

- 11 市町村は、支払回数割保険料額の見込額について、8月の徴収額を当該支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、当該支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成20年8月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）とすることができる。この場合において、市町村は特別徴収義務者に対して、特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、仮徴収に係る額を変更する旨及び平成20年8月に変更する支払回数割保険料額の見込額並びに特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称を、6月20日までに通知すること。

四 特定市町村区域内被保険者に係る保険料の算定方法を次の1から3までのとおりとすること。（規則附則第22条～第24条関係）

- 1 特定市町村所得割率は、給付費比率及び経過的調整率を勘案して広域連合が定める率とすること。
- 2 給付費比率は、(1)の額を(2)の額で除して得た率とすること。
  - (1) 特定市町村につき平成15年度から平成17年度までにおける老人医療費を老人医療受給対象者の数で除して得た額
  - (2) 広域連合につき平成15年度から平成17年度までにおける老人医療費を老人医療受給対象者の数で除して得た額
- 3 令附則第13条第6号の被保険者均等割額は、給付費比率及び経過的調整率を勘案して広域連合が定める額とすること。

五 平成20年度において、当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合は、平成20年度の仮徴収が行われていない場合、特別徴収と普通徴収を併用する場合等とすること。（規則附則第25条関係）

## 第6 施行期日

この省令は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、第5の三の規定は、公布の日から施行するものとする。（規則附則第1条関係）



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(厚生労働二二九)

(告 示)

○文化財を登録有形文化財に登録する件(文部科学二二九)  
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産二二八五)

(公 告)

諸事項

官庁

押収物還付関係

裁判所

破産、再生関係

特殊法人等

平成十八事業年度独立行政法人水資源機構財務諸表、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、住宅型式性能認定関係

六

四

四

三

六

一

地方公共団体

違法駐車車両保管、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第二百二十九号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則を次のように定める。  
平成十九年十月二十二日  
厚生労働大臣 舩添 要一

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

目次

第一章 医療費適正化計画(第一条―第五条)  
第二章 後期高齢者医療制度

第一節 総則(第六条・第七条)

第二節 被保険者(第八条―第二十八条)

第三節 後期高齢者医療給付

第一款 通則(第二十九条)

第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給(第三十条―第四十七条)

第二目 訪問看護療養費の支給(第四十八条―第五十三条)

第三目 特別療養費の支給(第五十四条―第五十七条)

第四目 移送費の支給(第五十八条―第六十条)

第三款 高額療養費の支給(第六十一条―第七十一条)

第四款 後期高齢者医療給付の制限(第七十二条―第七十五条)

第五款 雑則(第七十六条―第八十二条)

第四節 保険料等(第八十三条―第一百二十二条)

第五節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会(第一百二十三条)

第六節 後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会(第一百二十四条)

第三章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務(第一百二十五条)

第四章 雑則(第一百二十六条―第一百二十九条)

附則

第一章 医療費適正化計画

(都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価)

第一条 都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)の進捗状況に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行うものとする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

(全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価)

第二条 厚生労働大臣は、法第十一条第二項の規定に基づき法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画(以下「全国医療費適正化計画」という。)の進捗状況に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を行うものとする。

2 前条第二項の規定は、法第十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表について準用する。

(都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価)

第三條 都道府県は、法第十二条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 都道府県は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果を、当該計画の終了する年度の翌年度の十二月末日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

3 第一条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県が行う都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

4 全国医療費適正化計画の実績に関する評価

第四條 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画の達成状況及び当該計画に掲げる施策の実施状況に係る分析を行うものとする。

3 第一条第二項の規定は、法第十二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画及び各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五條 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。

2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。

3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九条)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会以下「国保連合会」という)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を提出する方法により提出しなければならない。

第二章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務)

第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という)第二条第六号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 第十八条の規定による届書の提出の受付  
二 第十八条の規定による被保険者資格証明書の返還の受付  
三 第十九条第三項の規定による被保険者証の返還の受付  
四 第二十条第三項の規定による被保険者証の提出の受付及び同条第一項の規定による検認又は更新を受けた被保険者証の引渡し  
五 第二十一条において準用する第十九条第一項の規定による被保険者資格証明書の再交付の申請書の提出の受付  
六 第二十一条において準用する第十九条第三項の規定による被保険者資格証明書の返還の受付

七 第二十一条において準用する第二十条第三項の規定による被保険者資格証明書の提出の受付及び第二十一条において準用する第二十条第一項の規定による検認又は更新を受けた被保険者資格証明書の引渡し

八 第三十二条から第二十四条までの規定による届書の提出の受付  
(令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務)

第七條 令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 第三十二条の規定による申請書の提出の受付  
二 第三十三条第二項の規定による申請書の提出の受付及び当該申請に係る同条第三項に規定する一部負担金減免等証明書の引渡し

三 第三十七条第二項の規定による申請書の提出の受付  
四 第四十二条第二項の規定による申請書の提出の受付  
五 第四十六条(第五十三条及び第七十一条において準用する場合を含む)の規定による届書の提出の受付

六 第四十七条第一項の規定による申請書の提出の受付  
七 第五十四条第一項の規定による申請書の提出の受付  
八 第六十条第一項の規定による申請書の提出の受付

九 第六十二条第一項の規定による申請書の提出の受付及び当該申請に係る同条第四項に規定する特定疾病療養受療証の引渡し

十 第六十二条第五項の規定による特定疾病療養受療証の返還の受付  
十一 第六十二条第八項において準用する第十九条第一項の規定による特定疾病療養受療証の再交付の申請書の提出の受付

十二 第六十二条第八項において準用する第十九条第三項の規定による特定疾病療養受療証の返還の受付

十三 第六十二条第八項において準用する第二十条第三項の規定による特定疾病療養受療証の提出の受付及び第六十二条第八項において準用する第二十条第一項の規定による検認又は更新を受けた特定疾病療養受療証の引渡し

十四 第六十七条第一項の規定による申請書の提出の受付及び当該申請に係る同条第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し

十五 第六十七条第三項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の返還の受付  
十六 第六十七条第六項において準用する第十九条第一項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付の申請書の提出の受付

十七 第六十七条第六項において準用する第十九条第三項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の返還の受付

十八 第六十七条第六項において準用する第二十条第三項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の提出の受付及び第六十七条第六項において準用する第二十条第一項の規定による検認又は更新を受けた限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し

十九 第七十条第一項の規定による申請書の提出の受付  
二十 第七十三条の規定による届書の提出の受付  
二十一 第七十五条の規定による通知書の引渡し  
二十二 第八十二条の規定による通知書の引渡し

第二節 被保険者

(障害認定の申請)

第八條 法第五十条第二号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下「障害認定」という)を受けようとする者は、障害認定申請書に、令別表に定める程度の障害の状態にあることを明らかにすることができる国民年金の年金証書、身体障害者手帳その他の書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をした者は、いつでも、将来に向かってその申請を撤回することができる。

(法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に定める在留資格(以下「在留資格」という。)を有しないもの(入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができない者(出生の事由による場合においては、被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。))及び日本国籍と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定により厚生労働大臣が別に定める者を除く。))
- 二 日本の国籍を有しない者であつて、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項の登録を受けていないもの(前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができない者を除く。))
- 三 健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成十四年厚生労働省令第百十七号)第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第一条第一号に該当する者
- 四 その他特別の事由がある者で条例で定めるもの

(資格取得の届出等)

第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 資格取得の年月日
- 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄
- 四 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあつては、その旨及び当該者の被保険者証の番号(その被保険者に被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び当該被保険者資格証明書の記号番号。以下同じ。)、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあつては、その旨

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第五十一条本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、現住所及び従前の住所
- 二 資格取得の年月日及びその理由
- 三 前項第三号及び第四号に規定する事項
- 四 前項第三号及び第四号に規定する事項

第十四日以内に、前条第一項各号に規定する事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

(病院等)入院、入所又は入居中の者に関する届出

第十二条 被保険者は、法第五十一条本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入院等(同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。)をしている病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この項において同じ。)から継続して他の病院等に入院等をするに、それぞれその病院等の所在する場所順に次住所を変更(以下この項において「継続住所変更」という。)したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名、現住所及び従前の住所

三 被保険者が、法第五十一条本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つた年月日又は継続住所変更をした年月日

四 入院等をしている病院等の名称

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

二 被保険者が、法第五十一条本文又は第二項の規定の適用を受けなくなつたときは、十四日以内に、その年月日並びに前項第一号、第二号及び第五号に規定する事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の規定により被保険者の資格を喪失した者にあつては、この限りでない。

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十三條の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四條の二第一項に規定する障害児施設医療費の支給
- 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給
- 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十條第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八條の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十六條第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給
- 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 八 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第四條第一項の医療費の支給

九 沖縄の復興に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)第三條又は第四條の医療費の支給

十 令第十四條第四項の規定による高額療養費の支給

十一 国民健康保険法施行規則第五條の五第十二号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める期間)

第十四条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

(被保険者証の返還)

第十五条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し被保険者証の返還を求めるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該被保険者に通知しなければならない。

- 一 法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求める旨
- 二 被保険者証の返還先及び返還期限

2 後期高齢者医療広域連合は、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められている被保険者に係る被保険者証が第二十条第五項の規定により無効となつたときは、当該被保険者証が返還されたものとみなすことができる。

(特別の事情に関する届出)

第十六条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあった場合において、令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名

三 保険料を納付することができない理由

2 被保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、令第五条に定める特別の事情(被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。)があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

3 後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し、様式第一号又は第二号による被保険者証を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定にかかわらず、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証を返還した被保険者(第十五条第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた被保険者を含む。)に対し、様式第三号による被保険者資格証明書を交付しなければならない。

(被保険者資格証明書の返還)

第十八条 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、その資格を喪失したとき又は法第五十四条第八項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者資格証明書を返還しなければならない。

(被保険者証の再交付及び返還)

第十九条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 再交付申請の理由

2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えないなければならない。

3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

(被保険者証の検認又は更新)

第二十條 後期高齢者医療広域連合は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により期日を定めるに当たり、保険料を滞納している被保険者に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができる。

3 被保険者は、第一項の検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、滞納なく、これを後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、既に後期高齢者医療広域連合に被保険者証を提出している者については、この限りでない。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により被保険者証の提出を受けたときは、滞納なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。ただし、法第五十四条第四項又は第五項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

(準用)

第二十一条 前二条の規定(前条第二項及び第四項ただし書を除く。)は、被保険者資格証明書について準用する。

(被保険者の氏名変更の届出)

第二十二条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 変更前及び変更後の氏名

(住所変更の届出)

第二十三条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名

三 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日  
四 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第二十四条 第十二条及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名

三 変更の年月日  
四 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

(障害状態不該当の届出)

第二十五条 障害認定を受けた被保険者(七十五歳未満の者に限る。)は、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなった旨及びその年月日  
(資格喪失の届出)

第二十六条 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名

三 資格喪失の年月日及びその理由  
四 住所の変更により資格を喪失したときは、変更後の住所

(届書の記載事項等)

第二十七条 第十条から第十二条まで、第十六条及び第二十一条から前条までの規定による届書には、届出人の氏名及び住所並びに届出年月日を記載しなければならない。

2 前項に係る届書(第十条及び第二十一条の規定による届書を除く。)には、当該届書に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を添えなければならない。

(届出の省略)

第二十八条 後期高齢者医療広域連合は、第十条から第十二条まで、第二十二條から第二十四條まで及び第二十六條の規定に基づき届け出らるべき事項を公報等によって確認することができる。このとき、当該届出を省略させることができる。

第三節 後期高齢者医療給付

第一款 通則

(厚生労働省令で定める国保連合会)

第二十九条 法第五十八條第三項の厚生労働省令で定める国保連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に關し専門的知識を有する職員を配置している国保連合会とする。

第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

(処方せんの提出)

第三十条 被保険者は、法第六十四條第三項(法第七十六條第六項及び第八十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第三項第一号に規定する保険薬局(以下「保険薬局」という。)について薬剤の支給を受けようとするときは、同条に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)において療養を担当する同法第六十四條に規定する保険医(以下「保険医」という。)の交付した処方せんを当該保険薬局に提出しなければならない。ただし、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書の提出を求められた場合には、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書の提出を求めなければならない。

(令第七條第三項に規定する収入の額)

第三十一条 令第七條第三項に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六條第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう。))を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(令第七條第三項の規定の適用の申請)

第三十二条 令第七條第三項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 令第七條第三項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

(法第六十九條第一項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十三条 法第六十九條第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとする。

2 一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収の猶予を受けようとする被保険者は、一部負担金減免等申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、申請書に前項に規定する事由に該当することを明らかにすることができ、書類を添付するよう求めることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、前項の申請が第一項に規定する場合に該当すると認めたときは、一部負担金減免等証明書を交付しなければならない。

4 前項の規定により一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付、法第六十四條第二項第三号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)又は同項第四号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)を受けようとするときは、当該保険医療機関等にこれを提出しなければならない。

(入院時食事療養費の支払)

第三十四条 被保険者が、保険医療機関から入院時食事療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十四條第五項の規定により当該被保険者に支給すべき入院時食事療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

(食事療養標準負担額の減額の対象者)

第三十五条 法第七十四條第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第十六條第一項第一号ハの規定の適用を受けている者

二 令第十六條第一項第一号ニの規定の適用を受けている者

(食事療養標準負担額の減額)

第三十六条 限度額適用・標準負担額減額認定証(第六十七條第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。同項を除き、以下同じ。)の交付を受けた前条各号に掲げる者は、法第七十四條第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養又は法第六十六條第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養(法第六十四條第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。))に限る。)を受けようとするときは、保険医療機関にこれを提出しなければならない。

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第三十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しないことにより減額しない法第七十四條第二項に規定する食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。))を支払った場合であつて、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 氏名
- 三 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地
- 四 食事療養について支払った食事療養標準負担額
- 五 食事療養を受けた被保険者の入院期間
- 六 限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかつた理由
- 七 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

3 前項の申請書には、同項第四号に掲げる食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に關する事実を証する書類を添付しなければならない。

(入院時食事療養費に係る領収証)

第三十八条 保険医療機関は、法第七十四條第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(入院時生活療養費の支払)

第三十九条 被保険者が、保険医療機関から入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十五條第七項において準用する法第七十四條第五項の規定により当該被保険者に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

(生活療養標準負担額の減額の対象者)

第四十条 法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 令第十六条第一項第一号ハの規定の適用を受けている者
- 二 令第十六条第一項第一号ニの規定の適用を受けている者
- 三 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十二条の三第三号に掲げる者(生活療養標準負担額の減額)

第四十一条 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた前条第一号及び第二号に掲げる者は、法第七十五条第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第七十六条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養(法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養費(以下「生活療養費」という。)に限る。)を受けようとするときは、保険医療機関にこれを提出しなければならない。

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第四十二条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しないことにより減額しない法第七十五条第二項に規定する生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)を支払った場合であつて、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しないことがやむを得ないものと認めるときは、その生活療養費について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 氏名
- 三 生活療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地
- 四 生活療養について支払った生活療養標準負担額
- 五 生活療養を受けた被保険者の入院期間
- 六 限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった理由
- 七 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 三 前項の申請書には、同項第四号に掲げる生活療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

(入院時生活療養費に係る領収証)

第四十三条 保険医療機関は、法第七十五条第七項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(保険外併用療養費の支払)

第四十四条 被保険者が、保険医療機関等から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定により当該被保険者に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。

(保険外併用療養費に係る領収証)

第四十五条 保険医療機関等は、法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、保険外併用療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち、当該療養に食事療養及び生活療養が含まれないときは第一号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に食事療養が含まれるときは第一号に規定する額と第二号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額

二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額

(第三者の行為による被害の届出)

第四十六条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 届出に係る事実
- 二 第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 三 被害の状況
- (療養費の支給の申請)

第四十七条 法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 氏名
- 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
- 四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
- 五 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
- 六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
- 七 療養に要した費用の額
- 八 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由
- 九 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 二 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。
- 三 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

第二目 訪問看護療養費の支給

(法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める基準)

第四十八条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師その他次条に規定する者が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。

(法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める者)

第四十九条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。



(訪問看護療養費の支給が必要と認める場合)  
第五十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者(第四十八条の基準に適合している者に限る。)であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))が当該指定に係る訪問看護事業(同項に規定する訪問看護事業をいう。)を行う事業所をいう。以下同じ。)から現に指定訪問看護(法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けるときは、この限りでない。

(訪問看護療養費の支払)  
第五十一条 被保険者が、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合においては、法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定により当該被保険者に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に対して支払うものとする。

(訪問看護療養費に係る領収証)  
第五十二条 指定訪問看護事業者は、法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料及び同条第二項に規定するその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(準用)  
第五十三条 第四十六条の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。  
第三目 特別療養費の支給  
第五十四条 法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号  
二 氏名  
三 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地  
四 傷病名及び療養期間  
五 療養につき算定した費用の額  
六 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

2 前項の申請書には、同項第五号に規定する療養につき算定した費用の額を証する書類を添付しなければならない。  
(特別療養費に係る療養に関する届出等)  
第五十五条 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号  
二 当該保険医療機関等の名称及び所在地  
三 療養を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日  
四 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容  
五 療養につき算定した費用の額  
2 前項の届書の様式は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)に定める診療報酬明細書又は薬剤報酬明細書の様式の例によるものとする。

3 第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項の届書につき、当該療養が法第八十二条第二項において準用する法第六十五条に規定する特別療養費に係る療養に関する法第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに法第八十二条第二項において準用する法第七十六条第二項に規定する額の算定方法及び法第八十二条第二項において準用する法第七十条第二項の定めを照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。  
第五十六条 指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号  
二 当該訪問看護ステーションの名称及び所在地  
三 療養を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日  
四 当該被保険者の心身の状態及び主たる傷病名  
五 訪問開始年月日及び訪問終了年月日時刻並びに実回数  
六 訪問終了の状況  
七 死亡時刻  
八 指示年月日並びに主治医の属する医療機関の名称及び主治医の氏名  
九 療養内容  
十 療養につき算定した費用の額

2 前項の届書の様式は、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。  
3 第二項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。  
4 後期高齢者医療広域連合は、第一項の届書につき、当該療養が法第八十二条第二項において準用する法第七十九条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準及び法第八十二条第二項において準用する法第七十六条第二項に規定する額の算定方法に照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該指定訪問看護事業者に書面により通知するものとする。

(準用規定)  
第五十七条 第四十五条の規定は、法第八十二条第二項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第四十五条(見出しを含む。)中「保険外併用療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、第七十六条第六項「とあるのは、(第八十二条第二項)と」費用の額とする。から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額」とあるのは「費用の額とする。」と、「当該食事療養に係る食事療養標準負担額」とあるのは「当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)」と、「当該生活療養に係る生活療養標準負担額」とあるのは「当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」と読み替えるものとする。

2 第五十二条の規定は、法第八十二条第二項において準用する法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第五十二条の見出し中「訪問看護療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、同条中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料及び同条第二項」とあるのは「当該療養につき算定した費用の額及び指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第二項」と読み替えるものとする。



第四目 移送費の支給

(移送費の額)

第五十八條 法第八十三條第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。

(移送費の支給が必要と認める場合)

第五十九條 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に移送費を支給する。

- 一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- 二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。
- 三 緊急その他やむを得なかつたこと。

(移送費の支給の申請)

第六十條 法第八十三條第一項の規定により移送費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 氏名
- 三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- 四 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 五 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所
- 六 移送に要した費用の額
- 七 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第六号に規定する移送に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。

- 一 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いが必要と認めた理由)
- 二 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 三 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
- 四 第四十七條第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

第三款 高額療養費の支給

(令第十四條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第六十一條 令第十四條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第六十三條の三の二第二項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四條の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給
- 二 予防接種法第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給
- 三 障害者自立支援法第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎的療養介護医療費の支給
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六條第一項第一号又は第二十條第一項第一号の医療費の支給
- 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

八 石綿による健康被害の救済に関する法律第四條第一項の医療費の支給

九 沖縄の復興に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三條又は第四條の医療費の支給

十 国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第十一号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(特定疾病認定の申請等)

第六十二條 令第十四條第四項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 特定疾病認定を受けようとする者の氏名
- 三 特定疾病認定を受けようとする者がかつた令第十四條第四項に規定する疾病の名称
- 四 前項の申請書には、同項第三号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。
- 五 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
- 六 後期高齢者医療広域連合は、第二項の申請に基づき特定疾病認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第四号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。
- 七 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。
- 八 被保険者の資格を喪失したとき。
- 九 令第十四條第四項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
- 十 特定疾病認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第十四條第四項に規定する療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 十一 前項ただし書の場においては、当該被保険者は、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 十二 第十九條及び第二十條(第二項及び第四項ただし書を除く。)の規定は、特定疾病療養受療証について準用する。
- 十三 特定疾病認定を受けた被保険者に係る第二十二條、第二十三條、第二十五條及び第二十六條に規定する届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病療養受療証を添えなければならない。
- 十四 (令第十五條第一項第二号の療養に要した費用の額)
- 十五 第六十三條(令第十五條第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四條第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。)
- 一 令第十四條第一項第一号イ及びロに掲げる額 法第七十條第一項又は第二項の規定により算定した費用の額
- 二 令第十四條第一項第一号ハ及びニに掲げる額 保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)
- 三 令第十四條第一項第一号ホ及びヘに掲げる額 法第七十七條第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)
- 四 令第十四條第一項第一号ト及びチに掲げる額 訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額
- 五 令第十四條第一項第一号リ及びヌに掲げる額 特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

(令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者)  
第六十四条 令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、同号の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額された者又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額された者又は同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者)  
第六十五条 令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める者は、同号の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額された者又は生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額された者又は同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(令第十六条第一項第一号の入院療養に要した費用の額の算定)  
第六十六条 第六十三条の規定は、令第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額について準用する。  
(限度額適用認定の申請等)  
第六十七条 令第十六条第一項第一号又は二の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「限度額適用認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者の番号  
二 氏名  
三 限度額適用認定を受けようとする被保険者の入院期間  
四 令第十六条第一項第一号又は二に掲げる場合に該当している旨  
後期高齢者医療広域連合は、前項の申請に基づき限度額適用認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第五号による限度額適用・標準負担額減額認定証を、有効期限を定めて交付しなければならない。

3 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。  
一 被保険者の資格を喪失したとき。  
二 令第十六条第一項第一号又は二に掲げる場合に該当しなくなったとき。

三 限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限に至ったとき。  
四 限度額適用認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第十六条第一項各号に掲げる療養を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。  
6 第十九条及び第二十條(第二項及び第四項ただし書を除く。)の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。

7 限度額適用認定を受けた被保険者に係る第二十二條から第二十六條までに規定する届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証を添えないなければならない。  
(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)  
第六十八條 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第六十三條の三の二第二項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができるとされた者に対する同法第二十四條の二十一項に規定する障害児施設医療費の支給

二 障害者自立支援法第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎的介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付  
四 麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給  
六 石綿による健康被害の救済に関する法律第四條第一項の医療費の支給  
七 国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第一項第八号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付  
(令第十六条第五項の厚生労働省令で定める保険医療機関等)  
第六十九條 令第十六条第五項の厚生労働省令で定める保険医療機関等は、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第二十四号)附則第二條第一項に規定する旧総合病院とする。

(高額療養費の支給の申請)  
第七十條 法第八十四條の規定により高額療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。  
一 被保険者証の番号  
二 令第十四條第一項又は第二項の規定による合算される額に係る療養が同条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び当該額  
三 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

3 高額療養費に係る療養が、令第十四條第五項又は第十五條第一項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。  
(準用)  
第七十一條 第四十六條の規定は、高額療養費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。

第四款 後期高齢者医療給付の制限  
(法第九十二條第一項の厚生労働省令で定める期間)  
第七十二條 法第九十二條第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。  
(特別の事情に関する届出)  
第七十三條 被保険者は、後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第七十條において準用する令第四十條に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号  
二 氏名  
三 保険料を納付することができない理由  
(後期高齢者医療給付の支払の差止)  
第七十四條 法第九十二條第一項又は第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が一時差し止める後期高齢者医療給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。

第七十四條 法第九十二條第一項又は第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が一時差し止める後期高齢者医療給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。

第七十四條 法第九十二條第一項又は第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が一時差し止める後期高齢者医療給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。

(一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除)  
第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、法第九十二条第三項の規定により、一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から滞納額を控除するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を画面により当該被保険者に通知しなければならない。

一 法第九十二条第三項の規定により一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から滞納額を控除する旨

二 一時差止に係る後期高齢者医療給付の額

三 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限

第五款 雑則

(口頭による申請等)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、前節及びこの節の規定による申請又は届出に關し申請書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を採ることによって、当該申請書又は届書の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。

(申請書等の記載事項)

第七十七条 この節の規定による申請又は届出に關し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。

(添付書類等の省略)

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、前節及びこの節の規定による申請又は届出に關し作成する申請書又は届書に添付し、又は提示しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

2 前節及びこの節の規定による申請書又は届書に意見書又は証明書添付しなければならない場合であっても、当該申請書又は届書に相当の記載を受けたときは、意見書又は証明書の添付を要しないものとする。

(診療報酬請求書の審査)

第七十九条 診療報酬請求書の審査は、診療報酬請求書の提出を受けた日の属する月の末日までに行わなければならない。

(再度の考案)

第八十条 前条の規定による審査につき苦情がある者は、再度の考案を求めることができる。

(診療報酬の支払)

第八十一条 後期高齢者医療広域連合は、審査が終わった日の属する月の翌月末までに、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に当該審査に係る診療報酬を支払うものとする。

(後期高齢者医療給付に關する処分の通知)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に關する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。この場合において、当該処分が当該申請者又は届出人について不利益となるものであるときは、その理由を付記しなければならない。

第四節 保険料等

(令第十八条第一項第二号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法)

第八十三条 令第十八条第一項第二号ただし書の基礎控除後の総所得金額等(同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。)の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び同項第一号に規定する被保険者均等割額の合計額(以下「補正前の保険料の賦課額」という。)が賦課限度額(同項第六号の額をいう。次項において同じ。)を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額(令第十八条第一項第二号に規定する所得割額をいう。以下同じ。)として算定した被保険者に対する補正前の保険料の賦課額(当該賦課額が賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する保険料の賦課額を賦課限度額として計算した賦課額)の総額のうち被保険者に係る所得割総額(同条第三項第三号に規定する所得割総額をいう。以下同じ。)が、同条第三項第一号に規定する賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(特定地域被保険者に対して課される所得割額の算定方法)

第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第二号イの特定期間(法第六十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)における各年度の特定地域被保険者(令第十八条第一項各号列記以外の部分に規定する特定地域被保険者をいう。以下同じ。)に対して課される所得割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、令第十八条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案するものとする。

(基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法)

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第二号ロの特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

(被保険者均等割額の算定方法)

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、同条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案するものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における被保険者の数を勘案するものとする。

(特定地域所得割額の算定方法)

第八十七条 令第十八条第二項第三号に規定する特定地域所得割率(附則第五条において「特定地域所得割率」という。)は、当該特定地域(法第四十四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域をいう。次条において同じ。)における過去の法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(次条において「療養の給付等に要する費用の額」という。)等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた率とする。

(令第十八条第二項第四号の被保険者均等割額の算定方法)

第八十八条 令第十八条第四号に規定する被保険者均等割額は、当該特定地域における過去の療養の給付等に要する費用の額等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた額とする。

(予定保険料収納率の算定方法)

第八十九条 後期高齢者医療広域連合は、予定保険料収納率(令第十八条第三項第二号に規定する予定保険料収納率をいう。以下同じ。)を算定するに当たっては、特別徴収(法第七十七条第一項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込むものとし、普通徴収(同項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、当該後期高齢者医療広域連合に加入している市町村における過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案して見込むものとする。

(所得係数の見込額の算定方法)

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第三項第三号に規定する所得係数の見込額(附則第八条において「所得係数の見込額」という。)を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における所得係数の値等を勘案するものとする。

(年金保険者の市町村に対する通知の期日)

第六十一条 法第百十條において準用する介護保険法（平成九年法律第百一十三号。以下「準用介護保険法」という。）第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。

2 準用介護保険法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の八月十日とする。

3 準用介護保険法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十月十日とする。

4 準用介護保険法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十二月十日とする。

5 準用介護保険法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日とする。

6 準用介護保険法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。

(年金額の見込額の算定方法)  
第九十二条 準用介護保険法第百三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、次の

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 準用介護保険法第三百三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の

五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第百七条第二項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

二 準用介護保険法第三百三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて

三 得た額  
準用介護保険法第百三十四条第四項に規定する年金額の見込額  
当該年の十二月一日から翌年

の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

四 準用介護保険法第三百二十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて

五 得た額  
準用介護保険法第百三十四条第六項に規定する年金額の見込額  
当該年の翌年の四月一日から

五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

2 前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

(年金保険者の市町村に対する通知事項)

第九十三条 準用介護保険法第百三十四条第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次

のとおりとする。

一 準用介護保険法第百三十四条第一項から第六項までの規定に係る者（以下「通知対

象者」という。)の性別及び生年月日

二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付の種類、額及びその支払を行う年金保険者(法

第百七条第一項に規定する年金保険者をいう。)の名称  
(準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第九十四条 準用介護保険法第三百四十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなつた場合又は当該年

の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二条に定める額未満となる見込みであることとする。

一 老齡等年金給付を受ける權利を法律の規定により担保に供していること。

（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民

年金法第二十條、厚生年金保險法（昭和二十九年法律第百十五號）第三十八條、昭和六十年國民年金等改正法附則第五十六條若しくは第七十八條の規定により適用される昭和六十年國民年金等

改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年

法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。附則第十一条（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）第四十八条の二の規定に

よりその例によることとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百

八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十三条の七、厚生年

金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）

附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二條第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三條の二又は平成十三年厚

生農林統合法附則第二條第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十條の規定に

三 国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。

定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、昭和六十一年国民年金等改正

生年金保険法第七十七條若しくは第七十八條、國家公務員共済組合法第七十五條若しくは第九十  
法附則第七十八條の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第二條による改正前の厚

昭和六十年国共済法等改正法附則第三条の規定により適用される昭和五十九年国共済法等改正法第一条による改正前の国家公務員等共済組合法第七十五条若しくは第九

場合を含む）、地方公務員等共済組合法第七十七條若しくは第四百九条から第五百一条まで、昭和三十一年地共済法等改正法附則第三二條（現三三）並用される四百六十三条地共済法等改正法第二三條第一

による改正前の地方公務員等共済組合法第七十七条若しくは第九十九条から第一百一条まで、船員果敢去第百十六号若しくは第百二十五号又は昭和四十年国民生活平等法第三十三条の二の改正

[illegible]

四 国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法律第三十二条の規定により適用される昭和六十一年四月一日以後に施行されないこととされていること

田九条、昭和六十一年國民年金改正法附則第七十八條の規定により適用される昭和六十年國民年金等改定法案第三条による改正法の真正金繰免法案第二十一條、召口一三三國共済会等改正法律施行令等改定法案三条による改正金の真正金繰免法案第三十二條、

昭和三十九年三月三十日閣議決定

第十條第二項において準用する國家公務員共済組合法第七十四條の三（私学共済法等第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）を、昭和六十一年土地法修改法附則九

[illegible]

三年厚生農林統合法令附則第二十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法令附則第二十一條第一項第三号に規定する平成十二年厚生農林省設置法（法律第二十

その他前各号に掲げる事由に類する事由があること。

(保険料の一部を特別徴収する場合)

第九十五条 準用介護保険法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 当該年度に当該特別徴収対象被保険者(準用介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。)について仮徴収(準用介護保険法第百四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。)が行われていないとき。

二 当該年度における当該特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の方法により徴収する保険料額の総額の見込額が当該年度において当該者に対して課する見込みの保険料額の二分の一に相当する額に満たないと認められる場合であつて、市町村が、その満たない額を普通徴収の方法によつて徴収することが適当と認めたとき。

三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額について準用介護保険法第百三十六条第一項(令第二十八号から第三十二号までにおいて準用する場合を含む。)の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めたとき。

四 当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険料額が当該年度前の年度において賦課すべき保険料額が含まれるとき。

(令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額)

第九十六条 令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額は、準用介護保険法第百三十四条第一項から第六項までの通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額(当該算出額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。)を二で除して得た額とする。

(令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額)

第九十七条 令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 準用介護保険法第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第一項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

二 準用介護保険法第百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る令第二十八号第一項において準用する介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

三 準用介護保険法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る令第二十九号第一項において準用する介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

四 準用介護保険法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。)又は準用介護保険法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

五 準用介護保険法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

六 準用介護保険法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

(令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額)

第九十八条 令第二十三号第一号の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前条第一号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

二 前条第二号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四十五条の二第二項において準用する同法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

三 前条第三号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百三十六条第一項(介護保険法施行令第四十五条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額又は同令第四十五条の二第二項において準用する同法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

四 前条第四号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十条第一項(介護保険法施行令第四十五条の二第二項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は同法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

五 前条第五号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十条第二項(介護保険法施行令第四十五条の二第二項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額に相当する額 同法第百三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額(第百三十一条第一項の規定を適用する場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

六 前条第六号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十条第二項(介護保険法施行令第四十五条の二第二項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額に相当する額(第百三十一条第二項の規定を適用する場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)、同法第百三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額(第百三十一条第一項又は第百三十一条第二項の規定を適用する場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)又は同法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)



(市町村の特別徴収の通知)

第九十九条 準用介護保険法第百三十六条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 特別徴収対象年金給付（準用介護保険法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の種類、額及び特別徴収義務者（同条第五項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。）の名称

(支払回数割保険料額の算定方法)

第一百条 準用介護保険法第百三十六条第一項（令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額（以下「支払回数割保険料額」という。）については、準用介護保険法第百三十六条第二項（令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算出された支払回数割保険料額に百円未満の端数がある場合、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額はすべて当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法)

第一百一条 準用介護保険法第百三十五条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 準用介護保険法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないとき）で除して得た額に六を乗じて得た額
- 二 準用介護保険法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないとき）で除して得た額に二を乗じて得た額
- 三 準用介護保険法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないとき）で除して得た額に二を乗じて得た額

(支払回数割保険料額の納入方法)

第一百二条 特別徴収義務者は、準用介護保険法第百三十七条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により市町村に支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額（準用介護保険法第百三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額をいう。以下同じ。）を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

(特別徴収義務者が特別徴収対象保険料額の納入の義務を負わなくなる事由等)

第一百三十三条 準用介護保険法第百三十七条第四項（令第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、第九十四条第二号から第五号までに掲げる事由により特別徴収対象年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数割保険料額と介護保険法第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額との合算額未満となった場合とする。

第一百四十四条 準用介護保険法第百三十七条第五項（令第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、速やかに行うものとする。

2 準用介護保険法第百三十七条第五項（令第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。

(特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知)

第一百五条 準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

- 1 令第二十八条第一項において準用する準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。
- 2 令第二十九条第一項において準用する準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。
- 3 令第三十条第一項において準用する準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。
- 4 令第三十一条第一項において準用する準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。
- 5 令第三十二条第一項において準用する準用介護保険法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)

第一百六条 準用介護保険法第百三十八条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 当該特別徴収対象被保険者が、当該市町村の区域内に住所を有しなくなったとき。
- 二 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、準用介護保険法第百三十六条第一項（令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に減額されたとき。
- 三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、準用介護保険法第百三十六条第一項（令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、市町村が当該特別徴収対象被保険者について準用介護保険法第百三十六条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたとき。
- 四 前二条の規定は、令第三十条から第三十二条までにおいて準用介護保険法第百三十六条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、前二条中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

(当該特別徴収対象被保険者が、法第五十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき)

六 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないとき市町村が認めたとき。

(準用介護保険法第百三十八条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。)

- 一 当該通知に係る特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該特別徴収対象被保険者について特別徴収を行わないこととする旨及びその理由
- 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

(特別徴収対象被保険者が死亡したこと等により生じた過納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等)

第一百八条 市町村は、準用介護保険法第百三十九条第二項（令第三十条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により被保険者の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額がある場合には、当該額を控除するものとする。

2 市町村は、前項の規定により控除した額を当該額を納入した特別徴収義務者に還付するものとする。

第百九条 市町村は、準用介護保険法第百三十九条第三項（令第三十条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により過誤納額（準用介護保険法第百三十九条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該被保険者の未納に係る保険料その他の法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようとするときは、当該過誤納額に係る被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 準用介護保険法第百三十九条第三項の規定により当該充当を行う旨
- 二 当該充当を行う未納保険料等の額及び当該充当を行った後の過誤納額
- 三 その他必要と認める事項

（仮徴収額の徴収方法等）

第百十条 準用介護保険法第百四十条第一項及び第二項（令第二十八條第一項及び第二十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

2 市町村は、準用介護保険法第百四十条第二項（令第二十八條第一項及び第二十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する被保険者について準用介護保険法第百四十条第二項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間に同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とする。この場合、当該徴収額と認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3 前項の場合において、市町村は、当該年度の初日の属する年の六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、準用介護保険法第百三十九条第三項から第六項まで（令第二十八條第一項及び第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月の変更仮徴収額
- 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

第百九条 第百二条から第百五条まで、第百六条第二号及び第三号並びに第百七条から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第百三条中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは、「当該支払に係る準用介護保険法第百四十条第一項又は第二項（令第二十八條第一項及び第二十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、

「介護保険法第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは、「介護保険法第百四十条第二項又は第二項（介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、第百五条第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは、「第百十條第二項に規定する市町村決定額又は同項に規定する八月の変更仮徴収額を準用介護保険法第百四十条第二項（令第二十八條第一項及び第二十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第百六条第二号及び第三号中「当該年度分」とあるのは、「当該年度の翌年度」と、「当該年度中」とあるのは、「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

（支払回数割保険料額の見込額の徴収方法等）

第百十一條 市町村は、準用介護保険法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第百三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五條第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、準用介護保険法第百三十六條第三項から第六項までの規定の例による。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 仮徴収に係る額を変更する旨及び六月に変更する支払回数割保険料額の見込額
- 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

第百九条 第百二条から第百五条まで、第百六条第二号及び第三号並びに第百七条から第百九条までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、第百三条中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは、「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、

「介護保険法第百三十六條第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは、「介護保険法第百三十五條第三項に規定する支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、第百五条第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは、「第百十一條第一項に規定する六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を準用介護保険法第百三十五條第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第百六条第二号及び第三号中「当該年度分」とあるのは、「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは、「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第百十二條 市町村は、準用介護保険法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第百三十四條第四項及び第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五條第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者について当該通知を行った年の翌年の八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、準用介護保険法第百三十六條第三項から第六項までの規定の例による。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変更する支払回数割保険料額の見込額
- 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称





(令第十八条第二項第四号の被保険者均等割額の算定方法に関する経過措置)

第六条 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る令第十八条第二項第四号に規定する被保険者均等割額の算定に当たつて、第八十八条の規定を適用する場合においては、同条中「療養の給付等に要する費用の額等」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七十七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の二十二に規定する老人医療費等」とする。

(予定保険料収納率の算定方法に関する経過措置)

第七條 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る予定保険料収納率の算定に当たつて、第八十九条の規定を適用する場合においては、同条中「普通徴収に係る収納率の実績等」とあるのは、「七十五歳以上の者が世帯主である世帯の国民健康保険料又は国民健康保険税に係る収納率の実績等」とする。

(所得係数の見込値の算定に関する経過措置)

第八條 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る所得係数の見込値の算定に当たつて、第九十条の規定を適用する場合においては、同条中「における過去の各年度における所得係数の値等」とあるのは、「に加入している市町村における過去の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七十七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第二項第四号に規定する老人医療費等給付対象者に係る基礎控除後の総所得金額等の額等により算定した所得係数の値等」とする。

(令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める期日)

第九條 令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める期日は、平成十九年十一月三十日とする。

(令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める事項)

第十條 第九十三条の規定は、令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

(令附則第十二条第一項の年金額の見込値の算定方法)

第十一條 令附則第十二条第一項の年金額の見込値は、平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払いを受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

(令附則第十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第十二條 第九十四条の規定は、令附則第十二条第二号の厚生労働省令で定める特別の事情について準用する。この場合において、第九十四条中「当該年の六月一日から翌年の五月三十一日」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」と読み替えるものとする。

(令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額)

第十三條 令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、同条第一項の通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額（当該算出額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）を二で除して得た額とする。

(令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額)

第十四條 令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る同条第五項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額とする。

(令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額)

第十五條 令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第四十条第一項（介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は同法第三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額）とする。

(令附則第十二条第五項の厚生労働省令で定める額)

第十六條 令附則第十二条第五項の厚生労働省令で定める額は、令第十八条並びに附則第十二条第一項及び第二項の基準に従つて算出された平成二十年度の保険料額の見込額の二分之一に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。

(平成二十年四月一日から九月三十日までにおける保険料の特別徴収に係る準用等)

第十七條 第九十四条第一号から第九十四条第四号までの規定は、令附則第十二条第六項において準用する特別徴収について準用する。

第十八條 特別徴収義務者は、令附則第十二条第六項において準用する介護保険法第三十七条第七項の規定による通知を、平成二十年四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

第十九條 令附則第十二条第六項において準用する介護保険法第三十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合とする。

(平成二十年度の保険料の特別徴収額の変更)

第二十條 市町村は、令附則第十二条第一項の規定による通知が行われた場合において、同条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者について平成二十年六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、平成二十年四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、令附則第十二条第六項において準用する介護保険法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 飯徴収に係る額を変更する旨及び平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百六条第二号及び第三号並びに第二百七条から第二百九条までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、第二百三条中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは、「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、「介護保険法第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは、「介護保険法第三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」と、第二百五条第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは、「附則第二十条第一項に規定する平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を令附則第十二条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第二百六条第二号及び第三号中「当該年度分」とあるのは、「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは、「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第二十一条 市町村は、令附則第十二条第一項の規定による通知が行われた場合において、同条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者について平成二十年八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額又は平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額又は平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成二十年八月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。



## (裏面)

## 注意事項

- 1 この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
- 5 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から 1 年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

## 備考

## (表面)

|                                            |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 後期高齢者医療被保険者証                               |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有効期限 年 月 日                                 |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被保険者番号                                     |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被<br>保<br>険<br>者                           | 住 所                                                                                                                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                            | 氏 名                                                                                                                               | 男・女   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                            | 生年月日                                                                                                                              | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資格取得年月日                                    |                                                                                                                                   | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発 効 期 日                                    |                                                                                                                                   | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 交 付 年 月 日                                  |                                                                                                                                   | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一 部 負 担 金<br>の 割 合                         |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保 険 者 番 号<br>並 び に 保 険<br>者 の 名 称 及<br>び 印 | <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                            |                                                                                                                                   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 備 考

- 1 この証の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 3 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

## (裏面)

## 注意事項

- 1 この証で診療を受けるときには、診療費用の全額を支払ってください。
- 2 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証を交付します。
- 4 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出てください。
- 5 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 6 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することは出来ませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

## (表面)

|                                                                                                                                   |                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 後期高齢者医療被保険者資格証明書                                                                                                                  |                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 交付年月日 年 月 日 交付<br>有効期限 年 月 日まで                                                                                                    |                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 記号・番号                                                                                                                             | 資一                            |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被<br>保<br>険<br>者                                                                                                                  | 住 所                           |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 氏 名                           | 男・女   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 生年月日                          | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保<br>険<br>者                                                                                                                       | 保険者番号<br>並びに保険<br>者の名称及<br>び印 |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> |                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   |                               |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 備 考

- 1 この証の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 3 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

（表面）

|                   |       |       |
|-------------------|-------|-------|
| 後期高齢者医療特定疾病療養受療証  |       |       |
| 交付年月日 年 月 日       |       |       |
| 認定疾病名             |       |       |
| 被保険者番号            |       |       |
| 住所                |       | 男・女   |
| 氏名                |       |       |
| 生年月日              | 年 月 日 |       |
| 発効期日              |       | 年 月 日 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 |       |       |

（裏面）

|                                                                             |  |
|-----------------------------------------------------------------------------|--|
| 注 意 事 項                                                                     |  |
| 一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一箇月につき一万円を限度とします。                 |  |
| ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めます。           |  |
| 二 保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。              |  |
| 三 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。          |  |
| 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、被保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を市町村に提出してください。 |  |
| 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。                                      |  |

備 考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
- 3 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所填の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができること。
- 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

| (裏面)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            | (表面)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|--|------------------|-----|-----|------------|------------|--|------------|--|------|--|---------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p align="center"><b>注 意 事 項</b></p> <p>1. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。</p> <p>(1) 入院の際又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに 1 箇月につき、別に定められた額を限度とします。</p> <p>(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</p> <p>2. 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p align="right">備 考</p> |            | <p align="center"><b>後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</b></p> <p align="center">交付年月日 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被<br/>保<br/>険<br/>者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発効期日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有効期限 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> </tr> <tr> <td>長期入院<br/>該当年月日 年 月 日</td> <td>保険者印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           保険者番号並びに保険者の<br/>           名称及び印           <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px;"></div> </td> </tr> </table> |  | 被保険者番号 |  | 被<br>保<br>険<br>者 | 住 所 | 氏 名 | 生年月日 年 月 日 | 発効期日 年 月 日 |  | 有効期限 年 月 日 |  | 適用区分 |  | 長期入院<br>該当年月日 年 月 日 | 保険者印 | 保険者番号並びに保険者の<br>名称及び印 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px;"></div> |  |
| 被保険者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 被<br>保<br>険<br>者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 住 所        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 生年月日 年 月 日 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 発効期日 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 有効期限 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 適用区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 長期入院<br>該当年月日 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 保険者印       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |
| 保険者番号並びに保険者の<br>名称及び印 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px;"></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |        |  |                  |     |     |            |            |  |            |  |      |  |                     |      |                                                                                                             |  |

- 備考 1. この証の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。
2. この証は、対象者 1 人ごとに作成すること。
3. 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第三号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第四号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第十四条第五項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

| (表 面)                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第百七十条 (略)</p> <p>2 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> | <p align="center"><b>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</b></p> <p align="center">〔法第六十一条関係〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">           写<br/>真         </div> <p align="center">官職又は職名 <span style="float: right;">氏 名</span></p> |

(裏 面)

|                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>厚生労働大臣、地方社会<br/>保険事務局長<br/>又は都道府県<br/>知事印</p> </div> | <p>高齢者の医療の確保に関する法律 (抄)</p> <p>(診療録の提示等)</p> <p>第六十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に必要であると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要であると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第七十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>7 (略) 第八十二条 (略)</p> <p>2 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項(第七十八条第八項において準用する場合を含む。)、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</p> <p>[法第七十二条関係]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 100px;"> <p>写<br/>真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第七号(第百十八条第二号関係)

## (裏 面)

|                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">厚生労働大臣、地方社会<br/>保険事務局<br/>長又は都道<br/>府県知事印</div> | <p style="text-align: center;">高齢者の医療の確保に関する法律（抄）</p> <p style="text-align: center;">（保険医療機関等の報告等）</p> <p>第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に對し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員（開設者であつた者等を含む。）に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入院時食事療養費）</p> <p>第七十四条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで並びに第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。（後略）</p> <p style="text-align: center;">（入院時生活療養費）</p> <p>第七十五条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

## (表 面)

|  |                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</p> <p>〔法第八十一条関係〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 100px;">写<br/>真</div> <p>官職又は職名 <span style="float: right;">氏 名</span></p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第八号（第百十八条第三号関係）

(裏 面)

|                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>厚生労働大臣、地方社会<br/>保険事務局長<br/>又は都道府県<br/>知事印</p> </div> | <p>高齢者の医療の確保に関する法律（抄）</p> <p>（報告等）</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第八十二条 （略）</p> <p>2 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。（後略）</p> <p>3～5 （略）</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

様式第九号（第百十八条第四号関係）

|                                                                               |                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 20px;"></div> | <p>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</p> <p>〔法第百三十四条関係〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>写<br/>真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



(裏 面)

|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>厚生労働大臣、地方社会<br/>保険事務局長<br/>又は都道府県<br/>知事印</p></div> | <p>高齢者の医療の確保に関する法律（抄）</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p>第百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療<br/>広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要が<br/>あると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴<br/>し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者に対し、前期高齢者<br/>納付金等及び後期高齢者支援金等の額の算定に関して必要があ<br/>ると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員<br/>に実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、<br/>同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用す<br/>る。</p> <p>第百六十八条 健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日<br/>本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号<br/>のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽<br/>の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく<br/>は忌避したとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

様式第十号（第百十八条第五号関係）

|                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>らであつた者が正当な理由がなく第百三十七条第二項の規定に<br/>より文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに<br/>従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せ<br/>ず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科す<br/>る規定を設けることができる。</p> <p>5～7 （略）</p> | <p>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</p> <p>〔法第百三十七条関係〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 100px;">写<br/>真</div> <p>官職又は職名 氏 名</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(裏 面)

|                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">後期高齢者<br/>医療広域連<br/>合長又は市<br/>町村長印</div> | <p style="text-align: center;">高齢者の医療の確保に関する法律（抄）</p> <p>（被保険者等に関する調査）</p> <p>第百三十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による質問について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。</p> <p>第百七十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく第百三十七条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>4 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれ</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

|  |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証</p> <p>〔法第百五十二条関係〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 100px;">写<br/>真</div> <p>官職又は職名 <span style="float: right;">氏 名</span></p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第十一号（第百十八条第六号関係）

(裏 面)

第

号

平成 年 月 日交付

厚生労働大臣、地方社会  
保険事務局長又は都道  
府県知事印

## 高齢者の医療の確保に関する法律 (抄)

(報告の徴収等)

第百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者 (以下「受託者」という。) について、高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲に限る。

2 第六十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

3 (略)

第百六十八条 (略)

2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第百五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

告

示

○文部科学省告示第百二十九号

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 第五十七条第一項の規定に基づき、平成十九年十月二日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成十九年十月二十二日

文部科学大臣 渡海紀三朗

| 名 称             | 構 造 及 び 形 式                 | 所 在 地                |
|-----------------|-----------------------------|----------------------|
| 北村家住宅主屋 (旧土田旅館) | 木造二階建、鉄板葺、建築面積八三平方メートル      | 北海道標津郡中標津町字武佐九五七―六   |
| 佐藤柳治家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積二四平方メートル     | 青森県平川市金屋中松元八四―一      |
| 駒井善重家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積三九平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田七〇―二     |
| 森内悦子家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積二八平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田七八       |
| 松田陸三家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積三四平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田九一―二     |
| 松田圭司家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積四五平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田九五―一     |
| 佐藤竹悦家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積四一平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田一一五―二    |
| 山田寛家住宅土蔵        | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積四四平方メートル     | 青森県平川市金屋上早稲田一二二―三    |
| 松田和雄家住宅土蔵       | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積六二平方メートル     | 青森県平川市金屋中早稲田一四二―一    |
| 盛合家住宅主屋         | 木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積四五六平方メートル | 岩手県宮古市大字津軽石第四地割字大森一八 |
| 山内家住宅主屋         | 木造二階建、瓦葺、建築面積二五八平方メートル      | 秋田県湯沢市吹張二―一四         |
| 山内家住宅裏座敷        | 木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一四五平方メートル  | 秋田県湯沢市吹張二―一四         |
| 山内家住宅文庫蔵        | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積九六平方メートル     | 秋田県湯沢市吹張二―一四         |
| 山内家住宅道具蔵        | 土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積五四平方メートル     | 秋田県湯沢市吹張二―一四         |



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する食品関連事業者の判断の基準  
となるべき事項を定める省令の一部  
を改正する省令

(財務・厚生労働・農林水産・経済  
産業・国土交通・環境二)

○食品廃棄物等多量発生事業者の定期  
の報告に関する省令(同三)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律に基づく再生利用事業計  
画の認定に関する省令の一部を改正  
する省令(同四)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律第二十三条第一項の規定  
による立入検査をする職員の携帯す  
る身分を示す証明書の様式を定める  
省令の一部を改正する省令(同五)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律に基づく再生利用事業を  
行う者の登録に関する省令の一部を  
改正する省令

(農林水産・経済産業・環境二)

三

二

一

四

二

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律第二十三条第二項の規定  
による立入検査をする職員の携帯す  
る身分を示す証明書の様式を定める  
省令の一部を改正する省令(同二)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律第二条第六項の基準を定  
める省令(農林水産・環境五)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する法律第二条第六項の方法を定  
める省令の一部を改正する省令  
(同六)

○港則法施行規則の一部を改正する省  
令(国土交通九一)

(告 示)

○食品循環資源の再生利用等の促進に  
関する基本方針を定める件

(財務・厚生労働・農林水産・経済  
産業・国土交通・環境一)

○男女雇用機会均等対策基本方針を定  
める件(厚生労働三九四)

○後期高齢者医療の食事療養標準負担  
額及び生活療養標準負担額  
(同三九五)

○高齢者の医療の確保に関する法律第  
百四十九条第二号の規定に基づき厚  
生労働大臣が指定する金融機関  
(同三九六)

○高齢者の医療の確保に関する法律施  
行令第十四条第四項の規定に基づき  
厚生労働大臣が定める治療及び疾病  
(同三九七)

(同三九七)

二九

二六

三三

二九

四四

三三

○高齢者の医療の確保に関する法律施  
行規則第三十一条の規定に基づき厚  
生労働大臣が定める収入の額の算定  
方法(同三九八)

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医  
療の国庫負担金の算定等に関する政  
令第三条に規定する厚生労働大臣の  
指定する保険者(同三九九)

○社会保険診療報酬支払基金法第十六  
条第一項及び国民健康保険法第四十  
五条第六項の規定に基づき厚生労働  
大臣の定める診療報酬請求書の一部  
を改正する件(同四〇〇)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟  
並びに厚生労働大臣が定める病院及  
び調整係数の一部を改正する件  
(同四〇一)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部  
を改正する件(同四〇二)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び  
施設基準の一部を改正する件  
(同四〇三)

○中型さけ・ます流し網漁業につき、  
その許可又は起業の認可をすべき船  
舶の総トン数別、操業区域別及び操  
業期間別の隻数並びに許可又は起業  
の認可を申請すべき期間を定めた件  
(農林水産一五〇六)

(農林水産一五〇六)

三三

二九

○航路標識に関する件

(海上保安庁三〇二)

○大阪内港船舶通航信号所に関する告  
示の一部を改正する件(同三〇三)

○大阪南港船舶通航信号所に関する告  
示の一部を改正する件(同三〇四)

○船舶気象通報規程等の一部を改正す  
る告示(同三〇五)

○船舶と港長との間の無線通信による  
連絡に関する告示の一部を改正する  
件(同三〇六)

○門司船舶通航信号所に関する告示等  
の一部を改正する件(同三〇七)

○道路に関する件

(東北地方整備局一五一、一五二)

○道路に関する件

(関東地方整備局三七一、三七二)

○道路に関する件

(北陸地方整備局一四二)

○道路に関する件

(中国地方整備局九四、九五)

○道路に関する件

(四国地方整備局八九、九一)

○道路に関する件

(九州地方整備局一六九、一七二)

○道路に関する件

(北海道開発局九二、九三)

(以下次のページへ続く)

(以下次のページへ続く)

三

三

四

四

四

四

五

もとより、ボジテイブ・アクシヨンは、その手法においては女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組のみならず、評価基準の明確化や透明化など、男女双方を対象にした雇用管理改善の取組も含まれ、その目的も、究極的には男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっていない事情を改善することではない、仕事と生活の調和の実現や、労働時間短縮のための業務改革や業務遂行管理の改善等を目的とした取組もボジテイブ・アクシヨンの一環として位置付けられるものである。

したがって、ボジテイブ・アクシヨンの促進に当たっては、以上を踏まえ、次の施策を推進することとする。

まず、ボジテイブ・アクシヨンは女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組のみを言うものではないという認識も含め、上記のようなボジテイブ・アクシヨンの趣旨及び内容の正しい理解が促進されるよう、一層の周知徹底を図る。その際、ボジテイブ・アクシヨンに取り組むことの企業にとっての意義について、広く理解されるよう努める。また、均等確保対策と而立支援対策に共に取り組む企業を特に顕彰する制度である均等・而立推進企業表彰制度を活用し、企業の幅広い取組を促すとともに、ボジテイブ・アクシヨンに対する国民的な気運を高める。

企業がボジテイブ・アクシヨンに取り組むための具体的なノウハウについては、中小企業の実態に応じた取組推進に資するものとなるよう配慮しながら、好事例の紹介、目的に応じたパッケージメニューの提案、提供等により情報提供を行うとともに、事業所訪問等の機会を捉えつつ的確な助言を行い、取組の促進を図る。

さらに、業種別及び地域別の均等実態を把握・分析し、それぞれの業種・地域の実情に応じたボジテイブ・アクシヨンの実施について効果的な支援を行う。

また、諸外国の取組事例等も参考にしつつ、ボジテイブ・アクシヨンをより効果的に推進するための方策の検討を行う。

(4) 多様な就業パターンの選択が可能となるような条件整備

妊娠、出産等を機に約7割の女性が離職しているという現状においては、一旦就業を中断したとしても、それまでの就業経験を生かしつつ再就職・再就業できるような環境整備を進めることが取り分け重要である。また、個人の仕事と生活の関係に対する考え方が多様化する中、企業の経営戦略等を背景に、パートタイム労働者等の非正規労働者が大幅に増加しており、正規労働者との間の均等待遇の確保が求められている。さらに、個人々のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるとともに適正な評価と公正な待遇が図られた働き方である「短時間正社員」の普及が期待されているところである。一方、仕事と生活の調和を図りやすい柔軟な働き方の一形態として、在宅就業や、起業という働き方も近年注目されている。

こうした中で、これらの多様な就業形態を良好な就業機会とするための条件整備が以前にも増して重要となってきた。

パートタイム労働対策

平成20年4月から施行される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(第1号)に改正する法律(平成19年法律第72号)については、その内容・趣旨について事業主に周知徹底し、パートタイム労働者について、通常の労働者との均衡待遇等が確保されるよう行政指導を行っていく。

また、パートタイム労働者に係る均衡待遇の確保の推進のため、職務分析の手法や比較に係る内外の情報収集を行うとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援する。さらに、短時間正社員制度が一層普及・定着するよう努める。

在宅就業対策

テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策の検討を行う。

再就職支援

育児・介護等のために一旦退職した女性労働者がその希望に応じて早期に再就職できるよう、ワザーズハローワークにおける就職支援と併せて、再就職に関する情報の提供、セミナーの開催等を行う

とともに、キャリアコンサルティングの実施や再就職に向けた具体的なプラン策定の支援等により、再就職のための準備を計画的に行えるよう支援を行う。特に、母子家庭の母については、その就業による自立と生活の向上が図られるよう、福祉事務所とハローワーク等の連携の下、就業相談、職業能力開発、常用雇用の促進等個々の母子家庭の実情に応じたきめ細かな就業支援を推進する。

起業支援

起業は、労働時間が柔軟であったり、家事や育児等の経験を生かしやすい等のメリットから、女性の働き方の選択肢の一つとして近年注目されているところである。しかしながら、女性は男性と比べ起業以前の就業経験が必ずしも十分ではない場合が多く、起業や経営に必要な知識、経験等が不足していること、また、実際には本格的な起業に際しては家庭との面立が困難となりやすいこと等の問題を抱えている。このため、女性起業者等に対し、起業に係る情報提供、メンタからの助言、相談等の支援を引き続き行っていく。

また、地方公共団体の女性関連施設職員等に対するセミナーを開催することにより、地域において起業支援がより積極的の実施されるよう支援を行う。

### ○厚生労働省が定めるもの

後期高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基き、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を次のように定める。平成二十二年四月一日から適用し、老人保健の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成十八年厚生省令第114号)は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の老人保健の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、なお従前の例による。また、この告示の適用の際の入院日数の算定に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内に同令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第12号)第二十三条第一号又は第二十一条の三第一号に定める者である期間に係る入院日数がある場合において、その入院日数を定めるものとする。

平成十九年十一月三十日

後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額となる。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。

| 区分 |                                                                | 額          |
|----|----------------------------------------------------------------|------------|
| Ⅱ  | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第六十二条「規則」という場合に該当する者以外の者 | 一食につき三百六十円 |
|    | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第六十二条「規則」という場合に該当する者以外の者 | 一食につき三百六十円 |

(5) 関係者・関係機関との連携

個々の企業において均等法の趣旨に沿った雇用管理を進めていくには、労使が共に企業内の雇用管理制度及びその運用の見直しに取り組んでいくことが重要である。このため、労働者団体及び使用者団体と緊密に連携し、企業における取組の促進を図る。また、情報通信技術等を活用し、雇用機会均等推進責任者に対する的確な情報提供を行い、その活動の活性化を促す。

さらに、個人の働き方の選択に大きな関わりを持つ税制や社会保障制度等について、様々な世帯形態間の公平性等を勘案しつつ、その影響をできる限り働き方の選択に対して中立的なものとするよう、関係者、関係機関による検討を促す。

また、地方公共団体の労働担当部局、男女共同参画担当部局、福祉担当部局等との協力関係を深め、地方公共団体が行う関係施策との連携を図りつつ、雇用均等行政をより効果的に推進する。

(6) 行政推進体制の充実、強化

都道府県労働局における雇用均等行政と労働基準行政、職業安定行政が一体となつて対応し、効率的・効果的な業務の推進に努める。また、関係法令等の周知、実施等に当たっては、情報通信技術を積極的に活用する等、行政サービス上の質的向上に努めるとともに、業務効率化を図る。

|                                                                                              |                                                                                                                    |                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>規則第三十五條第一号に該当する者</p>                                                                      | <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日以下の者</p>                        | <p>一食につき二百十円</p>                       |
| <p>規則第三十五條第二号に該当する者</p>                                                                      | <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日を超える者</p>                       | <p>一食につき百六十円</p>                       |
| <p>規則第三十五條第二号に該当する者</p>                                                                      | <p>後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は三食に相当する額を限度とする。</p>        | <p>一食につき百円</p>                         |
| <p>規則第四十條各号に該当する者以外の者</p>                                                                    | <p>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養費（一）を算定する保険医療機関に入院している者</p> | <p>一日につき三百二十円<br/>と一食につき四百六十円との合計額</p> |
| <p>規則第四十條第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p>                                                  | <p>基準の入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者</p>                                                                           | <p>一日につき三百二十円<br/>と一食につき四百二十円との合計額</p> |
| <p>規則第四十條第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p>                                                  | <p>規則第四十條第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p>                                                                        | <p>一日につき三百二十円<br/>と一食につき三百二十円との合計額</p> |
| <p>規則第四十條第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p>                                                  | <p>規則第四十條第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p>                                                                        | <p>一日につき三百二十円<br/>と一食につき三百二十円との合計額</p> |
| <p>規則第四十條第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p>                                                      | <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日以下の者</p>                        | <p>一日につき二百十円と一食につき二百六十円との合計額</p>       |
| <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日を超える者</p> | <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日を超える者</p>                       | <p>一日につき二百十円と一食につき二百六十円との合計額</p>       |
| <p>規則第四十條第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>                                                      | <p>規則第六十七條第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日を超える者</p>                       | <p>一日につき二百十円と一食につき二百六十円との合計額</p>       |

○厚生労働省告示第三百九十六号

高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） 第四百四十九条第二号（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、老人保健法第二号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関（平成十一年厚生省告示第七十三号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

金融機関

信用金庫及び全国を地区とする信用金庫連合会

○厚生労働省告示第三百九十七号

高齡者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四条第四項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、老人保健法施行令第十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（平成十四年厚生労働省告示第二百八十六号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

治療及び疾病

- 一 人工腎臓を實施している慢性腎不全
- 二 血漿、分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅶ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- 三 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

○厚生労働省告示第三百九十八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十一条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、老人保健法施行規則第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十六号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

入の額の算定方法

高齡者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百十九号）第三十一条の規定により算定する収入の額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税協約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第六十六号）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の計算上用いられる所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額の合計額とする。

○厚生労働省告示第百九十九号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三二十五号）第三条（同令第二十七条及び附則第十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、老人保健法施行令第二十二條ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する保険者（昭和五十八年厚生省告示第十三号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。ただし、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十条第三項の規定による督促状に係る平成十九年度の提出金及び延滞金の徴収の請求については、なお従前の例による。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により医療に関する給付を行う政府

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により医療に関する給付を行う政府

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により医療に関する給付を行う国家公務員共済組合

四 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定により医療に関する給付を行う地方公務員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により医療に関する給付を行う日本私立学校振興・共済事業団

○厚生労働省告示第四百号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名中「及び国民健康保険法第四十五条第六項」を「国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項」に改める。

本則中「及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項」に改める。

○厚生労働省告示第四百一号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号）別表6及び14の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成十八年厚生労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、平成十九年十二月一日から適用する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表中「医療法人社団カレスラアテス田園記念病院」を「医療法人母慈田園記念病院」に、「医療法人孝仁公認路院并外科病院」を「医療法人孝仁公認路孝仁記念病院」に改める。

○厚生労働省告示第四百二号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表に第23部として次のように加える。

品名

アジスチン錠300mg

300mg 1錠

433.60

○厚生労働省告示第四百三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年十二月一日から適用する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二項に次の一号を加える。

百六 骨移動術による関節温存型再建（骨軟部腫瘍切除後の骨欠損に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有していること。

(2) 日本整形外科学会の認定する整形外科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有していること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 麻酔科において、医師が配置されていること。

(4) 病床を有していること。

(5) 当該療養を実施する病棟において、看護職員の数、入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(6) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。

(7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

○農林水産省告示第千五百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成十九年十一月三十日

農林水産大臣 若林 正俊

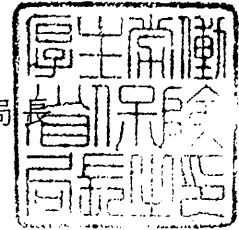


保発第1031002号

平成19年10月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局



前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の  
算定等に関する政令の施行について

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）が本日公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 政令の趣旨

本政令は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部の施行による高齢者医療制度の創設に伴い、前期高齢者交付金等の交付方法、国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額及び後期高齢者交付金の額を定めるとともに、財政安定化基金、特別高額医療費共同事業及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が高齢者医療制度関係業務に関して発行する債券に関し、必要な事項を定める等するものであること。

第二 政令の内容

第1 前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等（算定政令第1条から第3条関係）

一 支払基金は、毎年度、保険者に対して前期高齢者交付金を交付するものとする。

二 保険者が合併若しくは分割又は解散をした場合における、合併若しくは分割により成立した保険者、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下「成立保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下「合併等年度」という。）の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定を、次の1から3までの保険者の区分に応じ、それぞれ



1 から 3 までに定める額のとおりとすること。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでないこと。

- 1 合併又は分割により成立した保険者 当該保険者が当該合併により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務の額
- 2 合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者 次の(1)及び(2)に掲げる額の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額
  - (1) 前期高齢者交付金の額 当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の前期高齢者交付金に係る債権の額を加えて得た額
  - (2) 前期高齢者納付金等の額 当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の前期高齢者納付金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の前期高齢者納付金等に係る債務の額を加えて得た額
- 3 分割後存続する保険者 次の(1)及び(2)に掲げる額の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額
  - (1) 前期高齢者交付金の額 当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の前期高齢者交付金に係る債権の額を控除して得た額
  - (2) 前期高齢者納付金等の額 当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の前期高齢者納付金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の前期高齢者納付金等に係る債務の額を控除して得た額

三 合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われた場合における成立保険者等に係る合併等年度の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額並びに成立保険者等に係る合併等年度の翌年度及び翌々年度の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定について、法第 33 条第 1 項ただし書等の規定を読み替える等すること。

四 前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求は、当該保険者の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うこと。ただし、厚生労働大臣の指定する保険者に係る請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

第 2 後期高齢者医療の費用負担（算定政令第 4 条、第 5 条及び第 7 条から第 10 条関係）

一 国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額及び負担金を減額する場合について、次の 1 から 3 までのとおりとすること。

- 1 毎年度、国が後期高齢者医療給付費に対して負担する額は、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養

費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要した費用の額」という。）から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条第1項第2号の規定が適用される被保険者（以下「現役並み所得者」という。）に係る療養の給付等に要した費用の額（以下「特定費用額」という。）を控除した額（以下「負担対象額」という。）の12分の3に相当する額とすること。

- 2 毎年度、国が高額医療費に対して負担する額は、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち次の(1)の額の合計額に、(2)及び(3)の率の合計を乗じて得た額（以下「高額医療費負担対象額」という。）の4分の1に相当する額とすること。

- (1) 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号に規定する特定給付対象療養（以下「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超えるものの当該超える部分の額

- (2) 負担対象額の12分の1に相当する額を療養の給付等に要した費用の額で除して得た率

- (3) 法第100条第1項の後期高齢者負担率

- 3 国の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額について、次の(1)から(3)までのとおりとすること。

- (1) 都道府県知事は、広域連合が確保すべき収入を不当に確保していないと認めるときは、当該広域連合に対し、相当の期間を定め、当該収入を確保するために必要な措置を採るべきことを勧告することができること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の勧告をしたときは、速やかに、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならないこと。当該広域連合が当該勧告に応じ、必要な措置を採ったとき、又はその勧告に従わなかったときも、同様とすること。

- (3) 厚生労働大臣は、広域連合が(1)の勧告に従わなかったときは、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、当該広域連合に対する国の負担金の額を減額することができること。この場合においては、あらかじめ、当該広域連合に対し、弁明の機会を与えなければならないこと。

- 二 都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額及び負担金を減額する場合について、次の1から3までのとおりとすること。

- 1 毎年度、都道府県が後期高齢者医療給付費に対して負担する額は、当該年度における負担対象額の12分の1に相当する額とすること。

- 2 毎年度、都道府県が高額医療費に対して負担する額は、当該年度における高額医療費負担対象額の4分の1に相当する額とすること。
- 3 都道府県知事は、厚生労働大臣が広域連合に対する国の負担金の額を減額したときは、当該広域連合に対する都道府県の負担金の額を減額することができること。この場合においては、あらかじめ、当該広域連合に対し、弁明の機会を与えなければならないこと。

三 毎年度、市町村が後期高齢者医療給付費に対する負担金の額は、当該年度における当該市町村がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額とすること。

四 毎年度、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、次の1及び2のとおりとすること。また、法第99条第3項の都道府県の負担は、同条第1項又は第2項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

- 1 当該広域連合が施行令第18条第4項に定める基準に従い、同条第1項第1号の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該年度分の法第99条第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とすること。
- 2 当該広域連合が施行令第18条第5項に定める基準に従い、同条第1項第1号の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該年度分の法第99条第2項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とすること。

### 第3 調整交付金（算定政令第6条関係）

一 国が広域連合に対して交付する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすること。

二 普通調整交付金は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に係る所得の広域連合間における格差による後期高齢者医療の財政の不均衡を是正することを目的として交付すること。

三 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある広域連合に対し、厚生労働省令で定めるところにより交付すること。

四 普通調整交付金を調整交付金の総額の10分の9に相当する額とし、特別調整交付金を調整交付金の総額の10分の1に相当する額とすること。

五 各広域連合に対して特別調整交付金として交付すべき額の合計額が、調整交付金

の総額の10分の1に相当する額に満たないときは、その満たない額は、普通調整交付金として交付すること。

#### 第4 後期高齢者交付金（算定政令第11条及び第12条関係）

一 毎年度、支払基金が広域連合に対して交付する後期高齢者交付金の額は、当該年度における負担対象額に1から後期高齢者負担率及び100分の50を控除して得た率を乗じて得た額に、特定費用額に1から当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額とすること。

二 支払基金が後期高齢者交付金を減額する場合について、国が後期高齢者医療給付費に対する負担金を減額する場合の規定を準用すること。

#### 第5 財政安定化基金（算定政令第13条から第20条関係）

一 都道府県が行う財政安定化基金による交付事業について、その交付要件、交付金の額等を、次の1から9までのとおりとすること。

1 財政安定化基金に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、基金事業交付金の交付に係る特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の終了年度において行うものとする。

2 基金事業交付金の額は、当該広域連合を組織する市町村ごとに算定した次の（1）の額（市町村実績保険料収納額並びに当該特定期間における法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額の合計額が、市町村保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村（災害その他特別の事情により当該合計額が市町村保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村を除く。以下「保険料収納下限額未達市町村」という。）については、（2）の額）の合計額（当該額が（3）の額を超えるときは、（3）の額とする。）の2分の1に相当する額とすること。

（1）市町村予定保険料収納額から市町村実績保険料収納額並びに当該特定期間における法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額の合計額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（2）市町村予定保険料収納額から市町村保険料収納下限額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（3）基金事業対象費用額（法第116条第2項第4号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。）から基金事業対象収入額（同項第3号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。）を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

3 2の市町村実績保険料収納額は、当該広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間中に収納した保険料の合計額に当該広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額とすること。

4 2の市町村保険料収納下限額は、市町村予定保険料収納額に、当該広域連合を組織する市町村ごとに当該市町村の被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令

で定める率を乗じて得た額とすること。

5 2及び4の市町村予定保険料収納額は、市町村保険料収納必要額に当該広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額とすること。

6 5の市町村保険料収納必要額は、保険料収納必要額を、当該広域連合を組織する市町村ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が当該特定期間中に徴収する保険料の賦課額並びに当該特定期間における法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額の合計額に按分して算定した額とすること。

7 3及び5の基金事業対象比率は、各広域連合につき、次の(1)の額を(2)の額で除して得た率とすること。

(1) 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第93条第1項に規定する療養の給付等に要する費用の額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(2) 当該特定期間における保険料収納必要額

8 6及び7の保険料収納必要額は、当該広域連合に係る当該特定期間における各年度の施行令第18条第3項第1号イに掲げる合計額の見込額から同号ロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額とすること。

9 都道府県は、基金事業交付金の交付を受ける広域連合が予定保険料収納率（施行令第18条第3項第1号の予定保険料収納率をいう。以下同じ。）を不当に過大に見込んだこと等により、基金事業交付金の額が不当に過大となると認められる場合であって、必要と認めるときは、当該広域連合に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることができること。

二 都道府県が行う財政安定化基金による貸付事業について、その貸付要件、貸付金の額等を、次の1から5までのとおりとすること。

1 財政安定化基金に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、基金事業貸付金の貸付けに係る特定期間の初年度においては基金事業対象収入額のうち当該特定期間の初年度に係る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下「初年度基金事業対象収入額」という。）が基金事業対象費用額のうち当該特定期間の初年度に係る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下「初年度基金事業対象費用額」という。）に不足すると見込まれる広域連合に対し、当該特定期間の終了年度においては基金事業対象収入額及び基金事業交付金の額の合計額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる広域連合に対し、それぞれ行うものとすること。

2 基金事業貸付金の額は、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額に1.1を乗じて得た額を限度とすること。

(1) 当該特定期間の初年度 初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対

象収入額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(2) 当該特定期間の終了年度 次のイに掲げる額からロ及びハに掲げる合計額の合計額を控除して得た額

イ 当該特定期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 当該特定期間の初年度における基金事業借入金の額及び当該特定期間の終了年度における基金事業交付金の額の合計額

ハ 当該広域連合を組織する市町村のうち、保険料収納下限額未滿市町村における一の4の市町村保険料収納下限額から一の3の市町村実績保険料収納額並びに当該特定期間における法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額の合計額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

3 都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける広域連合が一の8の保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと、予定保険料収納率を不当に過大に見込んだこと等により、2の基金事業貸付金の額が不当に過大となると認められる場合であつて、必要と認めるときは、当該広域連合に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができること。

4 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを行う特定期間の終了年度の末日までとし、償還期限は当該特定期間の次の特定期間の終了年度の末日とすること。ただし、当該基金事業貸付金の償還によって保険料の額が著しく高くなると見込まれる広域連合であつて、都道府県がやむを得ないと認めるものに対する基金事業貸付金については、次の(1)又は(2)の日を償還期限とすることができること。

(1) 当該貸付けを行う特定期間の次の次の特定期間の終了年度の末日

(2) 前号に掲げる日の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日

5 基金事業貸付金は、償還期限までの間は無利子とすること。

三 法第116条第2項第1号に規定する予定保険料収納額は、施行令第13条第8項に規定する保険料収納必要額に同条第7項に規定する基金事業対象比率を乗じて得た額とすること。

四 法第116条第2項第2号に規定する実績保険料収納額（以下「実績保険料収納額」という。）は、一の3の市町村実績保険料収納額の合計額とすること。

五 基金事業対象収入額は、当該特定期間における実績保険料収納額、法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金の額の合計額、法第95条の規定による調整交付金の額の合計額、法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額、法第100条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第117条第1項の規定による交付金の額の合計額、法第102条及び第103条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のう

ち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とすること。

六 基金事業対象費用額は、当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額の合計額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額の合計額とすること。

七 都道府県が特定期間において広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）については、次の1から7までのとおりとすること。

- 1 当該特定期間における拠出金の額は、当該広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額に財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額から法第116条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を控除して得た額とすること。
- 2 1の財政安定化基金拠出率は、各都道府県の当該特定期間における、財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から各都道府県の当該特定期間における基金事業借入金の償還金の見込額の合計額を控除して得た額の3分の1に相当する額を、当該特定期間における各広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の合計額で除して得た数等を勘案して、2年ごとに、厚生労働大臣が定める率とすること。
- 2 拠出金の額のうち特定期間の初年度（以下「初年度」という。）において都道府県が広域連合から徴収する額は、拠出金の額の2分の1に相当する額以上の額とすること。
- 3 都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、拠出金の額に3を乗じて得た額とし、当該特定期間に繰り入れるものとすること。
- 4 4の額のうち初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額については、4の額から広域連合から徴収する額並びに国が負担する額の合計額を控除して得た額の2分の1に相当する額以上の額とすること。
- 5 国が負担する額は、拠出金の額に相当する額とすること。
- 6 6の額のうち初年度において国が負担する額は、拠出金の額の2分の1に相当する額以上の額とすること。

八 その他財政安定化基金の運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めること。

第6 特別高額医療費共同事業等（算定政令第21条から第25条関係）

- 一 特別高額医療費共同事業に係る交付金（以下「特別高額医療費共同事業交付金」という。）は、毎年度、法第70条第5項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が広域連合に対して交付するものとし、その額は、当該年度分として交

付すべき額の算定の基礎とすべき期間として厚生労働省令で定める期間における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、次の1の額に12分の1に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と、2の額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に2分の1を乗じて得た額とすること。

- 1 当該広域連合の被保険者（現役並み所得者を除く。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が400万円を超えるものの200万円を超える部分の額の合計額であって、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 2 当該広域連合の被保険者（現役並み所得者に限る。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が400万円を超えるものの200万円を超える部分の額の合計額であって、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 特別高額医療費共同事業に係る拠出金は、特別高額医療費共同事業拠出金及び特別高額医療費共同事業事務費拠出金とし、指定法人は、毎年度、各広域連合から徴収すること。

三 この特別高額医療費共同事業拠出金の額は、各広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の総額に、当該年度の前々年度及びその直前の2か年度において当該各広域連合に交付した特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額を当該年度の前々年度及びその直前の2か年度において交付した特別高額医療費共同事業交付金の総額の合計額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定めること。

四 この特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、各広域連合につき、広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金を交付し、広域連合から拠出金を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各広域連合の被保険者の数に応じて厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として、指定法人が定めること。

五 その他特別高額医療費共同事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第7 後期高齢者支援金等（算定政令第26条及び第27条関係）

- 一 保険者が合併、分割又は解散をした場合における後期高齢者支援金等の額の算定



について、保険者が合併、分割又は解散をした場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の規定を準用すること。

二 後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求について、前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求の規定を準用すること。

## 第8 基金高齢者医療制度債券（算定政令第28条から第37条関係）

一 支払基金が発行する債券（以下「基金高齢者医療制度債券」という。）は、無記名式とすること。

二 基金高齢者医療制度債券の発行は、募集の方法によること。

三 基金高齢者医療制度債券の募集に応じようとする者は、基金高齢者医療制度債券申込証にその引き受けようとする基金高齢者医療制度債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならないこと。また、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金高齢者医療制度債券（以下「振替基金高齢者医療制度債券」という。）の募集に応じようとする者は、このほか、当該基金高齢者医療制度債券の振替を行うための口座（以下「振替口座」という。）を記載しなければならないこと。

四 基金高齢者医療制度債券申込証は、支払基金が作成し、これに次の1から11までの事項を記載しなければならないこと。

- 1 基金高齢者医療制度債券の名称
- 2 基金高齢者医療制度債券の総額
- 3 各基金高齢者医療制度債券の金額
- 4 基金高齢者医療制度債券の利率
- 5 基金高齢者医療制度債券の償還の方法及び期限
- 6 利息の支払の方法及び期限
- 7 基金高齢者医療制度債券の発行の価額
- 8 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 9 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 10 応募額が基金高齢者医療制度債券の総額を超える場合の措置
- 11 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

五 政府若しくは地方公共団体が基金高齢者医療制度債券を引き受ける場合又は基金高齢者医療制度債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金高齢者医療制度債券を引き受ける場合においては、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならないこと。

六 基金高齢者医療制度債券の応募総額が基金高齢者医療制度債券の総額に達しない

ときでも、基金高齢者医療制度債券を成立させる旨を基金高齢者医療制度債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金高齢者医療制度債券の総額とすること。

七 基金高齢者医療制度債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金高齢者医療制度債券についてその全額の払込みをさせなければならないこと。

八 支払基金は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないこと。また、各債券には、四の1から6まで、9及び11の事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならないこと。

九 支払基金は、主たる事務所に基金高齢者医療制度債券原簿を備えて置かなければならないこと。また、基金高齢者医療制度債券原簿には、次の1から4までの事項を記載しなければならないこと。

- 1 基金高齢者医療制度債券の発行の年月日
- 2 基金高齢者医療制度債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金高齢者医療制度債券の数及び番号）
- 3 四の1から6まで、8及び11の事項
- 4 元利金の支払に関する事項

十 基金高齢者医療制度債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除すること。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでないこと。また、利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならないこと。

十一 支払基金は、基金高齢者医療制度債券の発行の認可を受けようとするときは、基金高齢者医療制度債券の募集の日の20日前までに、次の1から5までの事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- 1 基金高齢者医療制度債券の発行を必要とする理由
- 2 四の1から8までの事項
- 3 基金高齢者医療制度債券の募集の方法
- 4 基金高齢者医療制度債券の発行に要する費用の概算額
- 5 2のほか、債券に記載しようとする事項

十二 十一の申請書には、次の1から3までの書類を添付しなければならないこと。

- 1 作成しようとする基金高齢者医療制度債券申込証
- 2 基金高齢者医療制度債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 3 基金高齢者医療制度債券の引受けの見込みを記載した書面

第2の一の3の(1)及び(2)（これらの規定を第4の二において準用する場合を含む。）の都道府県が処理することとされている事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）の第一号法定受託事務とすること。

#### 第10 経過措置（算定政令附則第2条から第4条及び第15条関係）

一 平成20年度から平成25年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定について、第5の一の2及び6、二の2の(2)のハ並びに五の規定を適用する場合における読替規定を定めること。

二 平成20年度から平成25年度までの間における第5の七の2の財政安定化基金拠出率は、第5の七の2にかかわらず、各都道府県の財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額の合計額から基金事業借入金の償還金の見込額の合計額を控除して得た額の3分の1に相当する額を、各広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の合計額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とすること。

三 平成20年度から平成24年度までの各年度における第6の一の1及び2の特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定に係る当該広域連合の被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額は、第6の一の1及び2にかかわらず、当該広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第2項第4号に規定する老人医療受給対象者をいう。）が、平成15年12月1日から平成20年3月31日までの間に受けた療養に係る費用を踏まえ、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した額とすること。

四 毎年度、広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、施行令附則第13条に規定する特定市町村区域内被保険者につき、当該広域連合が同条の適用がないものとして施行令第18条に規定する基準に従い賦課を行うこととした場合に得られる当該年度の保険料の合計額から、施行令附則第13条の規定を適用して施行令第18条及び附則第13条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額（その額が現に当該年度分の法附則第14条第2項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額）とすること。また、法附則第14条第3項又は第4項の規定による負担は、同条第2項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

#### 第11 病床転換助成事業（算定政令附則第5条から第14条関係）

一 法附則第2条に規定する政令で定める日は、平成25年3月31日とすること。

二 法附則第3条第2項に規定する政令で定める率は、100分の0.25とすること。

三 毎年度、国が都道府県に対して交付する額は、当該年度における病床転換助成事業（法附則第2条に規定する病床転換助成事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額の27分の10に相当する額とすること。

四 毎年度、支払基金が都道府県に対して交付する額は、当該年度における病床転換助成事業に要した費用の額の27分の12に相当する額とすること。

五 病床転換支援金等に関する法の読替規定を定めること。

六 保険者が合併、分割又は解散をした場合における病床転換支援金等の額の算定について、保険者が合併、分割又は解散をした場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の規定を準用すること。

七 病床転換支援金等及び延滞金の徴収の請求について、前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求の規定を準用すること。

八 病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の読替規定を定めること。

九 病床転換助成事業関係業務に関し支払基金が発行する債券について、高齢者医療制度関係業務に関し支払基金が発行する債券の規定を準用すること。

十 病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の読替規定を定めること。

## 第12 施行期日

この政令は、平成20年4月1日から施行すること。

|                                        |                                        |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>         入者の数に応じて按分して得た額       </p> | <p>         入者の数に応じて按分して得た額       </p> |
|----------------------------------------|----------------------------------------|

|                                                                                                                                                               |                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>解散した保険者の権利義務を承継した保険者</p>                                                                                                                                   | <p>当該保険者に係る当該解散が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該解散により消滅した保険者に係る当該解散が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p> |
| <p>3 前項の規定は、同項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高年齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高年齢者交付金の額」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。</p> | <p>当該保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>                  |
| <p>4 成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高年齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高年齢者交付金の額」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。</p>                                 | <p>当該保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>                  |
| <p>合併により成立した保険者</p>                                                                                                                                           | <p>当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>         |
| <p>合併後存続する保険者</p>                                                                                                                                             | <p>当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>         |
| <p>分割により成立した保険者(分割後存続する保険者がある場合を除く)</p>                                                                                                                       | <p>当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>         |
| <p>分割後存続する保険者がある場合における分割により成立した保険者</p>                                                                                                                        | <p>当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>         |
| <p>解散した保険者の権利義務を承継した保険者</p>                                                                                                                                   | <p>当該解散が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額に当該解散が行われた年度の前々年度の概算前期高年齢者交付金の額を加えて得た額</p>                          |

- 5 第二項の規定は、第一項ただし書に規定する場合における第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る法第三十六条第一項に規定する前期高年齢者納付金(以下この条において「前期高年齢者納付金」という。)の額の算定について準用する。この場合において、第二項中「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第三十七條第一項ただし書」と、「概算前期高年齢者交付金」とあるのは「概算前期高年齢者納付金」と、「確定前期高年齢者交付金」とあるのは「確定前期高年齢者納付金」と読み替えるものとする。
- 6 第三項の規定は、第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高年齢者納付金の額の算定について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「同項」とあるのは「第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定は、成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高年齢者納付金の額の算定について準用する。この場合において、同項中「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第三十七條第一項ただし書」と、「概算前期高年齢者交付金」とあるのは「概算前期高年齢者納付金」と、「確定前期高年齢者交付金」とあるのは「確定前期高年齢者納付金」と読み替えるものとする。
- 第三條 法第四十四條第三項の規定による前期高年齢者納付金等及び延滞金(法第四十五條に規定する延滞金をいう。)の徴収の請求は、当該保険者の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。
- 第四條 法第九十三條第一項の規定により、毎年度国が法第四十八條に規定する後期高年齢者医療広域連合(以下「後期高年齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高年齢者医療広域連合に、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額(以下「療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十七條第一項第二号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額(第十一條において「特定費用」という。)を控除した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に相当する額とする。
- 法第九十三條第二項の規定により、毎年度国が後期高年齢者医療広域連合に対して負担する額は、各後期高年齢者医療広域連合につき、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、次に定める額の合計額に、次に掲げる率の合計を乗じて得た額(第七條第二項において「高額医療費負担対象額」という。)の四分の一に相当する額とする。
- 一 負担対象額の十二分の一に相当する額を療養の給付等に要した費用の額で除して得た率
- 二 法第九十三條第二項の政令で定めるところにより算定する額は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(高年齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。)第十四條第一項第二号に規定する特定給付対象療養(第二十一條において「特定給付対象療養」という。)を除く。)につき法第五十七條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの当該超過する部分の額とする。
- (国の後期高年齢者医療給付に對する負担金の減額)
- 第五條 都道府県知事は、後期高年齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保していないと認めるときは、当該後期高年齢者医療広域連合に対し、相当の期間を定め、当該収入を確保するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかに、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。後期高年齢者医療広域連合が同項の規定による勧告に応じ、必要な措置を採ったときは、又はその勧告に従わなかったときも、同様とする。
- 3 厚生労働大臣は、後期高年齢者医療広域連合が第一項の規定による都道府県知事の勧告に従わなかったときは、その従わなかったことにつきやむを得ない理由があること認められる場合を除き、法第九十四條の規定により、当該後期高年齢者医療広域連合に対する国の負担金の額を減額することができる。この場合においては、あらかじめ、当該後期高年齢者医療広域連合に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(調整交付金)

第六條 法第九十五條第一項の規定による調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。  
2 前項の普通調整交付金は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に係る所得の後期高齢者医療広域連合間における格差による後期高齢者医療の財政の不均衡を是正することを目的として交付する。

3 第一項の特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある後期高齢者医療広域連合に対し、厚生労働省令で定めるところにより交付する。

4 第一項の普通調整交付金の総額は、法第九十五條第二項に規定する調整交付金の総額の十分の九に相当する額とする。

5 第一項の特別調整交付金の総額は、法第九十五條第二項に規定する調整交付金の総額の十分の一に相当する額とする。

6 第三項の規定により各後期高齢者医療広域連合に対して第一項の特別調整交付金として交付すべき額の合計額が前項に規定する特別調整交付金の総額に満たないときは、その満たない額は、第一項の普通調整交付金として交付するものとする。

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第七條 法第九十六條第一項の規定により、毎年度都道府県が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における負担対象額の十二分の一に相当する額とする。

2 法第九十六條第二項の規定により、毎年度都道府県が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における高額の医療費負担対象額の四分の一に相当する額とする。

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第八條 都道府県知事は、第五條第三項の規定により厚生労働大臣が後期高齢者医療広域連合に対する国の負担金の額を減額したときは、法第九十七條の規定により、当該後期高齢者医療広域連合に対する都道府県の出負担金の額を減額することができる。この場合においては、あらかじめ、当該後期高齢者医療広域連合に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第九條 法第九十八條の規定により、毎年度市町村(特別区を含む。以下同じ。)が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、当該年度における当該市町村がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象額の十二分の一に相当する額とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第十條 法第九十九條第一項の規定により、毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該後期高齢者医療広域連合が法第十八條第四項に定める基準に従い同条第一項第一号の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額(その額が現に当該年度の法第九十九條第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)とする。

2 法第九十九條第二項の規定により、毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該後期高齢者医療広域連合が法第十八條第五項に定める基準に従い同条第一項第二号の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額(その額が現に当該年度分の法第九十九條第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)とする。

3 法第九十九條第三項の規定による都道府県の負担は、同条第一項又は第二項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

(後期高齢者交付金の額)

第十一條 法第一百條第一項の規定により、毎年度支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金の額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における負担対象額にから当該年度における後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額に特定費用額にから当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(後期高齢者交付金の減額)

第十二條 第五條の規定は、法第一百條の規定による後期高齢者交付金の減額について準用する。この場合において、第五條第一項中「確保していない」とあるのは、「確保せず、又は支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「確保する」とあるのは、「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十二條において準用する前項」と、同項」とあるのは、「同条において準用する前項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十二條において準用する第一項」と、「第九十四條」とあるのは、「第一百條」と、「国の負担金の額を減額する」とあるのは、「後期高齢者交付金の額を減額することを社会保険診療報酬支払基金に対して命ずる」と読み替えるものとする。

(財政安定化基金による交付事業)

第十三條 法第一百六條第一項第一号に掲げる事業に係る交付金(以下「基金事業交付金」という。)の交付は、基金事業交付金の交付に係る特定期間(同条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の終了年度において行うものとする。

2 基金事業交付金の額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに算定した第一号に掲げる額(市町村実額保険料収納額並びに当該特定期間における法第九十九條第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額が市町村保険料収納下限額に不足する見込まれる市町村(災害その他特別の事情により当該合計額が市町村保険料収納下限額に不足する見込まれる市町村を除く。次条第二項第二号ハにおいて「保険料収納下限額未満市町村」という。)については、第二号に掲げる額)の合計額(当該額が第三号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額とする。)の二分の一に相当する額とする。

一 市町村予定保険料収納額から市町村実額保険料収納額並びに当該特定期間における法第九十九條第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 市町村予定保険料収納額から市町村保険料収納下限額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象費用額(法第一百六條第二項第四号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。)から基金事業対象収入額(同項第三号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。)を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

3 前項の市町村実額保険料収納額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間中に収納した保険料の合計額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

4 第二項の市町村保険料収納下限額は、市町村予定保険料収納額に、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに当該市町村の被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

5 第二項及び前項の市町村予定保険料収納額は、市町村保険料収納必要額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

6 前項の市町村保険料収納必要額は、保険料収納必要額を、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が当該特定期間中に徴収する保険料の賦課額並びに当該特定期間における法第九十九條第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額の合計額に按分して算定した額とする。

7 第三項及び第五項の基金事業対象比率は、各後期高齢者医療広域連合につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第九十三條第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(以下「療養の給付等に要する費用の額」という。)、財政安定化基金拠出金及び法第一百六條第二項第一号に規定する基金事業借入金を用いる費用の額並びに基金事業借入金(法第一百六條第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該特定期間における保険料収納必要額



8 前二項の保険料収納必要額は、当該後期高齢者医療広域連合に係る当該特定期間における各年度の令第十八条第三項第一号イに掲げる合計額の見込額から同号ロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額とする。

9 都道府県は、基金事業交付金の交付を受ける後期高齢者医療広域連合が予定保険料収納率（令第十八条第三項第一号の予定保険料収納率をいう。次条第三項において同じ。）を不当に過大に見込んだこと等により、第二項の規定により算定される基金事業交付金の額が不当に過大となると認められる場合であつて、必要と認めるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることができる。

（財政安定化基金による貸付事業）

第十四条 法第六十六条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、基金事業貸付金の貸付けに係る特定期間の初年度においては基金事業対象収入額のうち当該特定期間の初年度に係る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（次項において「初年度基金事業対象収入額」という。）が基金事業対象費用額のうち当該特定期間の初年度に係る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（次項において「初年度基金事業対象費用額」という。）に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、当該特定期間の終了年度においては基金事業対象収入額及び基金事業交付金の合計額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、それぞれ行うものとする。

2 基金事業貸付金の額は、各後期高齢者医療広域連合につき、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に一・一を乗じて得た額を限度とする。

一 当該特定期間の初年度 初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該特定期間の終了年度 イに掲げる額からロ及びハに掲げる合計額の合計額を控除して得た額

イ 当該特定期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 当該特定期間の初年度における基金事業借入金金の額及び当該特定期間の終了年度における基金事業交付金の額の合計額

ハ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村のうち、保険料収納下限額未滿市町村における前条第四項に規定する市町村保険料収納下限額から同条第三項に規定する市町村実績保険料収納額並びに当該特定期間における法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額の合計額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

3 都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける後期高齢者医療広域連合が前条第八項に規定する保険料収納必要額を不当に過小に見込んだこと、予定保険料収納率を不当に過大に見込んだこと等により、前項の規定により算定される基金事業貸付金の額が不当に過大となると認められる場合であつて、必要と認めるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができる。

4 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを行う特定期間の終了年度の末日までとし、償還期限は当該特定期間の次の特定期間の終了年度の末日とする。ただし、当該基金事業貸付金の償還によつて保険料の額が著しく高くなると見込まれる後期高齢者医療広域連合であつて、都道府県がやむを得ないと認めるものに対する基金事業貸付金については、次のいずれかに掲げる日を償還期限とすることができる。

一 当該貸付けを行う特定期間の次の次の特定期間の終了年度の末日  
二 前号に掲げる日の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日  
基金事業貸付金は、償還期限までの間は無利子とする。

（予定保険料収納額の算定方法）  
第十五条 法第六十六条第二項第一号に規定する予定保険料収納額は、各後期高齢者医療広域連合につき、第十三条第八項に規定する保険料収納必要額に同条第七項に規定する基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

（実績保険料収納額の算定方法）  
第十六条 法第六十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額（次条において「実績保険料収納額」という。）は、各後期高齢者医療広域連合につき、第十三条第三項に規定する市町村実績保険料収納額の合計額とする。

（基金事業対象収入額の算定方法）

第十七条 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額、法第一百零二条及び第三十条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十二条の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とする。

（基金事業対象費用額の算定方法）

第十八条 基金事業対象費用額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十二条の規定による拠出金の納付に要した費用の額の合計額並びに基金事業借入金金の償還に要した費用の額の合計額とする。

（財政安定化基金拠出金の額の算定方法等）

第十九条 法第六十六条第三項の規定により、特定期間において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金（以下この条において「拠出金」という。）の額は、当該特定期間における、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額に財政安定化基金拠出率を乗じて得た額とするとする。

2 前項の財政安定化基金拠出率は、各都道府県が当該特定期間における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から各都道府県が当該特定期間における基金事業借入金金の償還金の見込額の合計額を控除して得た額の三分の一に相当する額を、当該特定期間における各後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の合計額で除して得た数等を助算して、二年ごとに、厚生労働大臣が定める率とする。

3 拠出金の額のうち特定期間の初年度（以下この条において「初年度」という。）において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、拠出金の額の二分の一に相当する額以上とする。

4 法第六十六条第五項の規定により、都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、拠出金の額に三を乗じて得た額とし、当該特定期間に繰り入れるものとする。

5 前項の額のうち初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額については、同項の額から第一項から第三項までの規定により後期高齢者医療広域連合から徴収する額並びに次項及び第七項の規定により国が負担する額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上とする。

6 法第六十六条第六項の規定により国が負担する額は、拠出金の額に相当する額とする。

7 前項の額のうち初年度において国が負担する額は、拠出金の額の二分の一に相当する額以上とする。

（条例への委任）

第二十条 第十三条から前条までに規定するもののほか、財政安定化基金の運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。



の応募額をもつて基金高齢者医療制度債券の総額とする。

(基金高齢者医療制度債券の払込み)  
第三十三条 基金高齢者医療制度債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金高齢者医療制度債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)  
第三十四条 支払基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金高齢者医療制度債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第三十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(基金高齢者医療制度債券原簿)  
第三十五条 支払基金は、主たる事務所に基金高齢者医療制度債券原簿を備えて置かなければならない。

2 基金高齢者医療制度債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基金高齢者医療制度債券の発行の年月日

二 基金高齢者医療制度債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、基金高齢者医療制度債券の数及び番号)

三 第三十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利金が欠けている場合)  
第三十六条 基金高齢者医療制度債券を償還する場合において、欠けている利金があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利金については、この限りでない。

2 前項の利金の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならない。

(基金高齢者医療制度債券の発行の認可)  
第三十七条 支払基金は、法第四十七條第一項の規定により基金高齢者医療制度債券の発行の認可を受けようとするときは、基金高齢者医療制度債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 基金高齢者医療制度債券の発行を必要とする理由

二 第三十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 基金高齢者医療制度債券の募集の方法

四 基金高齢者医療制度債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする基金高齢者医療制度債券申込証

二 基金高齢者医療制度債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 基金高齢者医療制度債券の引受けの見込みを記載した書面

(事務の区分)  
第三十八条 第五條第一項及び第二項(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九條第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の特例)  
第二条 平成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定については、第十三条第二項及び第六項並びに第十四条第二項第二号ハの規定を適用する場合においては、これらの規定中「の規定」とあるのは、「並びに附則第十四条第二項の規定」とする。

2 平成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定について、第十七条の規定を適用する場合においては、同条中「の規定による繰入金」とあるのは、「並びに附則第十四条第二項の規定による繰入金」とする。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金拠出率の特例)  
第三条 平成二十年度から平成二十五年度までの間における第十九条第一項の財政安定化基金拠出率は、同条第二項の規定にかかわらず、各都道府県の平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額の合計額から各都道府県の平成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業借入金の見込額の見込額の合計額を控除して得た額の三分の一に相当する額を、平成二十年度から平成二十五年度までの間における各後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の合計額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。

2 前項の厚生労働大臣が定める率は、この政令の施行前においても定めることができる。

(平成二十年度から平成二十四年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定の特例)  
第四条 平成二十年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)以下この条において「老人保健法」という。)

第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下この条において同じ。)であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の適用がされないものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(令附則第二條の規定による廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養(以下この条において「特定給付対象療養」という。)を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されるものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

4 平成二十三年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額  
期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合に係る平成二十年度及び平成二十一年度の特別高額医療費共同事業交付金の額を加えた額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されないものが平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四條に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四條の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されるものが平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四條に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四條の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

五 平成二十四年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三條の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合に係る平成二十年度から平成二十二年までの特別高額医療費共同事業交付金の額を加えた額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されないものが平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四條に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四條の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

（法附則第二条に規定する政令で定める日）

第五條 法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。  
（法附則第三条第二項に規定する政令で定める率）

第六條 法附則第三条第二項に規定する政令で定める率は、百分の〇・二五とする。  
（国の交付金）

第七條 法附則第五条の規定により、毎年度国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業（法附則第二条に規定する病床転換助成事業をいう。次条において同じ。）に要した費用の額の二十七分の十に相当する額とする。

第八條 法附則第六条第一項の規定により、毎年度支払基金が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業に要した費用の額の二十七分の十二に相当する額とする。

（病床転換支援金等に関する法の規定の読替え）

第九條 法附則第十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 法の規定中読み替へる規定 | 読み替へられる字句 | 読み替へる字句               |
|--------------|-----------|-----------------------|
| 第四十三條第二項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十三條第三項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十四條第二項     | この章       | 同条において準用する第四十五條       |
| 第四十四條第三項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十四條第四項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十五條第一項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十五條第二項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十五條第三項     | 前二項       | 附則第十条において準用する前二項      |
| 第四十五條第四項     | 前三項       | 附則第十条において準用する前三項      |
| 第四十六條第二項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |
| 第四十六條第三項     | 第一項       | 附則第十条において準用する第一項      |
| 第四十四條第一項     | 同条第三項     | 同条において準用する第四十四條第一項    |
| 第四十四條第二項     | 同条第四項     | 附則第十条において準用する第四十四條第三項 |
| 第六十一條第四項     | 前項        | 附則第十条において準用する前項       |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第百五十九条       | 保険料その他この法律の規定による徴収金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | この法律の規定による徴収金（附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十條において準用する第四十五條に規定する延滞金に限る。） |
| 第百六十条第一項     | 保険料その他この法律の規定による徴収金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | この法律の規定による徴収金（附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十條において準用する第四十五條に規定する延滞金に限る。） |
| 第百六十条第二項     | 権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 権利                                                                   |
| 第百六十一条       | 保険料その他この法律の規定による徴収金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | この法律の規定による徴収金（附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十條において準用する第四十五條に規定する延滞金に限る。） |
| 第百六十八条第一項    | 期間の                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 期間（附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十條において準用する第四十五條に規定する延滞金に限る。）            |
| 第百六十八条第二項    | 次の各号のいずれか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 附則第十條において準用する第一号                                                     |
| 第百三十四条第二項    | 同項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 附則第十條において準用する第百三十四條第二項                                               |
| 第十條          | （保険者の合併等の場合における病床転換支援金等の額の算定の特例）<br>第十條 第二條第一項（同項第二号イ及び第三号イを除く。）の規定は、法附則第十條において準用する法第四十一條の規定による成立保険者等に係る病床転換支援金等の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二條第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」とあるのは「法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金に係る債務」とあるのは「病床転換支援金等に係る債務」と、「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロ」とあるのは「法附則第十條において準用するロ」と読み替えるものとする。<br>（病床転換支援金等及び延滞金の徴収の請求）<br>第十一條 第三條の規定は、法附則第十條において準用する法第四十四條第三項の規定による病床転換支援金等及び延滞金（法附則第十條において準用する法第四十五條に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求について準用する。<br>第十二條 法附則第十一條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |                                                                      |
| 法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 読み替える字句                                                              |
| 第百三十九條第二項    | 前項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 前項及び附則第十一條第一項                                                        |
| 第百三十九條第三項    | 前二項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業（附則第二條に規定する病床転換助成事業に密接に関連するものに限る。）<br>附則第十一條第一項及び同條第二項において準用する前項   |
| 高齢者医療制度関係業務  | 病床転換助成事業関係業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 病床転換助成事業関係業務                                                         |

|                                                                                 |                                    |                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 第百四十一条第一項                                                                       | 高齢者医療制度関係業務                        | 病床転換助成事業関係業務                     |
| 第百四十一条第二項                                                                       | 前項                                 | 附則第十一條第一項において準用する前項              |
| 第百四十二条                                                                          | 加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項  | 病床転換助成事業関係業務に係る事項として厚生労働省令で定める事項 |
| 第百三十九條第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務         | 附則第十一條第一項に規定する保険者から病床転換支援金等を徴収する業務 |                                  |
| 第百四十三条                                                                          | 高齢者医療制度関係業務                        | 病床転換助成事業関係業務                     |
| 第百三十九條第一項各号に掲げる業務ごとに、その他                                                        | その他                                |                                  |
| 第百四十四条及び第百四十五条第一項                                                               | 高齢者医療制度関係業務                        | 病床転換助成事業関係業務                     |
| 第百四十五条第二項                                                                       | 前項                                 | 附則第十一條第二項において準用する前項              |
| 第百四十五条第三項                                                                       | 第一項                                | 附則第十一條第二項において準用する第一項             |
| 第百四十六条第一項                                                                       | 前項                                 | 同條第二項において準用する前項                  |
| 第百三十九條第二項                                                                       | 高齢者医療制度関係業務                        | 病床転換助成事業関係業務                     |
| 次項                                                                              | 附則第十一條第二項において準用する第百三十九條第二項         |                                  |
| 第百四十六条第二項                                                                       | 前項                                 | 附則第十一條第二項において準用する次項              |
| 第百四十六条第三項                                                                       | 前項                                 | 病床転換助成事業関係業務                     |
| 第百四十六條第三項                                                                       | 第一項                                | 附則第十一條第二項において準用する第一項             |
| 第百三十九條第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務 | 同條第一項に規定する都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務  |                                  |
| 同條第二項                                                                           | 同條第二項において準用する第百三十九條第二項             |                                  |
| 高齢者医療制度関係業務                                                                     | 病床転換助成事業関係業務                       | 病床転換助成事業関係業務                     |

|                |                                                      |                                                 |
|----------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第百四十七條第二項      | 前項                                                   | 附則第十一條第二項において準用する前項                             |
| 第百四十七條第三項      | 第一項                                                  | 附則第十一條第二項において準用する第一項                            |
| 第百四十七條第四項      | 前項ただし書                                               | 附則第十一條第二項において準用する前項ただし書                         |
| 第百四十七條第五項及び第六項 | 第一項                                                  | 附則第十一條第二項において準用する第一項                            |
| 第百四十七條第七項      | 前項                                                   | 附則第十一條第二項において準用する前項                             |
| 第百四十七條第八項      | 第一項                                                  | 附則第十一條第二項において準用する第一項                            |
| 第百四十七條第九項      | 前項                                                   | 附則第十一條第二項において準用する前項                             |
| 第百四十七條第十項      | 第一項                                                  | 附則第十一條第二項において準用する第一項                            |
| 第百四十八條         | 前項<br>前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金                             | 同条第二項において準用する第一項の<br>病床転換助成交付金                  |
| 第百四十九條         | 前条                                                   | 附則第十一條第二項において準用する前条                             |
| 第百五十條          | 高齢者医療制度関係業務<br>第百四十七條第一項                             | 病床転換助成事業関係業務<br>附則第十一條第二項において準用する第百四十七條第一項      |
| 第百五十一條         | この章<br>前条第一号                                         | 附則第十一條第二項において準用する前条第一号                          |
| 第百五十二條第一項      | 高齢者医療制度関係業務<br>支払基金又は第百四十條の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。) | 附則第十一條第二項において準用するこの章(第百三十九條第一項及び第百四十條を除く。)      |
| 第百五十二條第二項      | 高齢者医療制度関係業務<br>できる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。       | 病床転換助成事業関係業務<br>できる。                            |
| 第百五十二條第三項      | 同条第四項<br>高齢者医療制度関係業務                                 | 附則第十一條第二項において準用する前項<br>第六十一條第四項<br>病床転換助成事業関係業務 |

|                                                                                                                                                                                         |                                                                                       |                                   |                       |                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 第百五十三條                                                                                                                                                                                  | 第百五十二條第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一條第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九條に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務 | 同法第三十二條第二項                        | 社会保険診療報酬支払基金法第三十二條第二項 | 病床転換助成事業関係業務            |
| 第百五十四條                                                                                                                                                                                  | 処分                                                                                    | 第百六十八條第二項                         | 次の各号のいずれか             | 第百六十八條第二項               |
| 第百六十八條第二項                                                                                                                                                                               | 第百四十二條                                                                                | 支払基金又は受託者                         | 第百五十二條第一項             | 同項                      |
| 第百七十條第一項                                                                                                                                                                                | 場合                                                                                    | 第百四十九條                            | 第百四十九條                | 附則第十一條第二項において準用する第百四十九條 |
| (病床転換助成事業関係業務に關し支払基金が發行する債券に關する事項)<br>第十三條 第二十八條から第三十七條までの規定は、法附則第十一條第二項において準用する法第百四十七條第一項の規定により支払基金が發行する債券について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。 |                                                                                       |                                   |                       |                         |
| 第二十八條                                                                                                                                                                                   | 第百四十七條第一項                                                                             | 附則第十一條第二項において準用する法第百四十七條第一項       | 基金高齢者医療制度債券           | 基金病床転換助成事業債券            |
| 第二十九條                                                                                                                                                                                   | 基金高齢者医療制度債券                                                                           | 基金病床転換助成事業債券                      | 基金高齢者医療制度債券の          | 基金病床転換助成事業債券の           |
| 第三十條第一項                                                                                                                                                                                 | 基金高齢者医療制度債券の                                                                          | 基金病床転換助成事業債券の                     | 基金高齢者医療制度債券申込証        | 基金病床転換助成事業債券申込証         |
| 第三十條第二項                                                                                                                                                                                 | 基金高齢者医療制度債券(次条第二項)                                                                    | 基金病床転換助成事業債券(附則第十三條において準用する次条第二項) | 振替基金高齢者医療制度債券         | 振替基金病床転換助成事業債券          |
| 前項                                                                                                                                                                                      | 振替基金高齢者医療制度債券                                                                         | 振替基金病床転換助成事業債券                    | 附則第十三條において準用する前項      | 附則第十三條において準用する前項        |
| 同条第二項                                                                                                                                                                                   | 当該基金高齢者医療制度債券                                                                         | 当該基金病床転換助成事業債券                    | 同条において準用する次条第二項       | 同条において準用する次条第二項         |
| 証                                                                                                                                                                                       | 基金高齢者医療制度債券申込証                                                                        | 基金病床転換助成事業債券申込証                   |                       |                         |



|          |                                                |                                                                                               |
|----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三十條第三項  | 基金高齢者医療制度債券申込証                                 | 基金病床転換助成事業債券の                                                                                 |
| 第三十一条第一項 | 前条<br>基金高齢者医療制度債券                              | 附則第十三条において準用する前条                                                                              |
| 第三十一条第二項 | 前項<br>振替基金高齢者医療制度債券                            | 附則第十三条において準用する前項                                                                              |
| 第三十二条    | 基金高齢者医療制度債券の<br>基金高齢者医療制度債券を<br>基金高齢者医療制度債券申込証 | 基金病床転換助成事業債券の<br>基金病床転換助成事業債券を<br>基金病床転換助成事業債券申込証                                             |
| 第三十三条    | 基金高齢者医療制度債券<br>前条                              | 基金病床転換助成事業債券<br>附則第十三条において準用する前条                                                              |
| 第三十四条第一項 | 基金高齢者医療制度債券<br>第三十条第三項第一号                      | 基金病床転換助成事業債券<br>附則第十三条において準用する第三十条第三項第一号                                                      |
| 第三十五条第一項 | 基金高齢者医療制度債券原簿<br>基金高齢者医療制度債券の<br>第三十条第三項第一号    | 基金病床転換助成事業債券原簿<br>基金病床転換助成事業債券の<br>附則第十三条において準用する第三十条第三項第一号                                   |
| 第三十六条第一項 | 基金高齢者医療制度債券<br>前項                              | 基金病床転換助成事業債券<br>附則第十三条において準用する前項                                                              |
| 第三十七条第一項 | 第四百四十七條第一項<br>基金高齢者医療制度債券<br>第三十条第三項第一号<br>第二号 | 附則第十一条第二項において準用する法第四百四十七條第一項<br>基金病床転換助成事業債券<br>附則第十三条において準用する第三十条第三項第一号<br>附則第十三条において準用する第二号 |
| 第三十七條第二項 | 前項<br>基金高齢者医療制度債券申込証<br>基金高齢者医療制度債券の           | 附則第十三条において準用する前項<br>基金病床転換助成事業債券申込証<br>基金病床転換助成事業債券の                                          |

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)

第十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|           |    |                                            |                                                                                                                                        |                                 |                                                                   |                                                                                  |                                                              |
|-----------|----|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第百三十九条第二項 | 前項 | 事業<br>事業（附則第二条に規定する病床転換助成事業に密接に関連するものを除く。） | 事項<br>事項（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十二条において読み替えられた第百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務（以下「病床転換助成助成事業関係業務」という。）に係る事項として厚生労働省令で定める事項を除く。） | 処分<br>処分（病床転換助成事業関係業務に係るものを除く。） | 徴収金<br>徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金を除く。） | 第百六十一条<br>期間の<br>期間（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金に係るものを除く。）の | 第百七十条第一項<br>場合<br>場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合を除く。） |
|-----------|----|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|

(後期高齢者医療広域連合の特別会計への繰入れ等)

第十五条 法附則第十四条第二項の規定により毎年度後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に關する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、令附則第十三条に規定する特定市町村区域内被保険者につき、当該後期高齢者医療広域連合が同条の適用がないものとして令第十八条に規定する基準に従い賦課を行うこととした場合に得られる当該年度の保険料の合計額から令附則第十三条の規定を適用して令第十八条及び附則第十三条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額（その額が現に当該年度分の法附則第十四条第二項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額）とする。

2 法附則第十四条第三項又は第四項の規定による負担は、同条第二項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

|        |       |
|--------|-------|
| 厚生労働大臣 | 舩添 要一 |
| 内閣総理大臣 | 福田 康夫 |

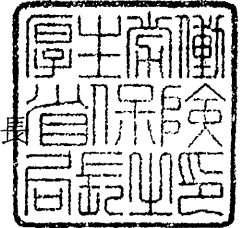


保発第1122001号

平成19年11月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等  
の額の算定等に関する省令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。）が本日公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 省令の趣旨

本省令は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、必要な規定を定めるものであること。

第二 省令の内容

第1 前期高齢者交付金関係（算定省令第1条～第16条関係）

一 前期高齢者である加入者

法第32条第1項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、75歳以上の加入者とする。

二 前期高齢者交付調整金額

- 1 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額を超える保険者（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額は、次の計算式によって算定されるものであること。

$$(\text{前々年度概算前期高齢者交付金額} - \text{前々年度確定前期高齢者交付金額}) \times \text{前期高齢者交付算定率}$$



- 2 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない保険者（以下「前期高齢者交付加算対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額は、次の計算式によって算定されるものであること。

$$(\text{前々年度確定前期高齢者交付金額} - \text{前々年度概算前期高齢者交付金額}) \times \text{前期高齢者交付算定率}$$

- 3 前期高齢者交付算定率は、次の(1)の額を(2)の額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とすること。

(1) すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及びすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

(2) すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額とすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

### 三 医療に関する給付

法第34条第2項第1号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の1から6までの保険者の区分に応じ、それぞれ1から6に定める給付とすること。

- 1 健康保険の保険者 健康保険法（大正11年法律第70号）第52条及び第127条に掲げる保険給付
- 2 船員保険の保険者 船員保険法（昭和14年法律第73号）に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法（昭和22年法律第100号）第89条に規定する療養補償に相当するもの及び通勤によるものを除く。）並びに傷病手当金及び葬祭料の支給（職務上の事由又は通勤によるものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金及び家族葬祭料の支給
- 3 国民健康保険の保険者 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。）並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付
- 4 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第51条第1項第1号から第9号までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条の2第1項に規定する在外組合員及び同令第33条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）
- 5 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第53条第1項第1号から第9号までに掲げる短期給付

- 6 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第20条第1項第1号から第9号までに掲げる短期給付

#### 四 前期高齢者給付費見込額の算定方法

- 1 法第34条第2項第1号に規定する前期高齢者給付費見込額は、次の(1)の額に(2)の率を乗じて得た額とすること。
  - (1) 法第35条第2項第1号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）
  - (2) 2の新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額をそれらの保険者に係る(1)の額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
- 2 前々年度の4月2日から当該年度の4月1日までの間に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）に係る前期高齢者給付費見込額は、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とすること。

#### 五 調整対象外給付費見込額の算定方法

- 1 法第34条第2項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、次の計算式によって算定されるものであること。
$$\text{前期高齢者給付費見込額} - (1) \times (2)$$
  - (1) 法第34条第5項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額に当該年度に係る同条第2項第2号に規定する政令で定める率を乗じて得た額
  - (2) 前期高齢者である加入者の見込数
- 2 当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費見込額は、九の厚生労働大臣が定める額を基礎として当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとすること。

#### 六 一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法

法第34条第2項第2号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、前期高齢者給付費見込額を前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とすること。

#### 七 前期高齢者である加入者の見込数の算定方法

- 1 前期高齢者である加入者の見込数は、(1)の数に(2)の率を乗じて得た額とす

ること。

- (1) 前々年度における前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）
  - (2) 新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る(1)の数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
- 2 新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の見込数は、新設保険者等が設立又は成立した日から当該年度の4月1日までの間における前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とすること。

#### 八 概算加入者調整率の算定方法

- 1 法第34条第4項に規定する概算加入者調整率は、粗概算加入者調整率に概算補正係数を乗じて得た率とすること。
- 2 1の粗概算加入者調整率は、全保険者平均前期高齢者加入率見込値を当該保険者の保険者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率とすること。
- 3 1の概算補正係数は、(1)の額を(2)の額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とすること。
  - (1) すべての保険者に係る次のイ及びロの額の合計額の総額
    - イ 調整対象給付費見込額（前期高齢者給付費見込額－調整対象外給付費見込額）
    - ロ 法第34条第1項第2号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額
  - (2) すべての保険者に係る次のイ及びロの額の合計額の総額
    - イ 調整対象給付費見込額×粗概算加入者調整率
    - ロ 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額×粗概算加入者調整率
- 4 2の全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、前期高齢者である加入者の見込数の総数を加入者見込総数で除して得た額とすること。
- 5 2の保険者別前期高齢者加入率見込値は、前期高齢者である加入者の見込数を加入者見込数で除して得た数とすること（その率が法第34条第4項に規定する下限割合に満たないときは、下限割合とすること。）。

#### 九 一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法

一人平均前期高齢者給付費見込額は、前期高齢者給付費見込額の総額を前期高齢者である加入者の見込数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とすること。

#### 十 前期高齢者給付費額の算定方法

法第35条第2項第1号に規定する前期高齢者給付費額は、次の1から6までの保険者の区分に応じ、それぞれ1から6までの給付の額のうち、前期高齢者である加入者に係る給付の額の合計額（3の保険者のうち、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じている保険者については、当該合計額に一部負担金の割合が減ぜられていないものとして厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）とすること。

- 1 健康保険の保険者 健康保険法第52条第1号、第6号及び第9号並びに第127条第1号、第6号、第9号及び第10号に掲げる保険給付
- 2 船員保険の保険者 船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法第89条に規定する療養補償に相当するもの及び通勤によるものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- 3 国民健康保険の保険者 国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- 4 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法第51条第1項第1号から第2号の2までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令第12条の2第1項に規定する在外組合員及び同令第33条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）
- 5 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法第53条第1項第1号から第2号の2までに掲げる短期給付
- 6 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる短期給付

#### 十一 調整対象外給付費額の算定方法

- 1 法第35条第2項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費額」という。）は、次の計算式によって算定されるものであること。

前期高齢者給付費額－(1)×(2)

- (1) 法第35条第5項に規定する一人平均前期高齢者給付費額に前々年度に係る法第34条第2項第2号に規定する政令で定める率を乗じて得た額
- (2) 前々年度における前期高齢者である加入者の数
- 2 前々年度において新たに設立された保険者、合併若しくは分割により成立若しくは消滅した保険者又は解散をした保険者に係る調整対象外給付費額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費額は、十四の厚生労働大臣が定める額を基礎として当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

#### 十二 一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法

法第35条第2項第2号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額は、前期高齢者給付費額を前期高齢者である加入者の数で除して得た額とすること。

### 十三 確定加入者調整率の算定方法

法第35条第4項に規定する確定加入者調整率の算定について、八の概算加入者調整率の算定の規定を準用すること。

### 十四 一人平均前期高齢者給付費額の算定方法

一人平均前期高齢者給付費額は、前々年度における前期高齢者給付費額の総額を前々年度における前期高齢者である加入者の数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とすること。

## 第2 前期高齢者納付金等関係（算定省令第17条～第22条関係）

### 一 前期高齢者納付調整金額

法第37条第2項に規定する前期高齢者納付調整金額の算定について、第1の二の前期高齢者交付調整金額の算定の規定を準用すること。

### 二 法定給付費見込額

1 法第38条第1項第1号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額（以下「法定給付費見込額」という。）は、次の(1)から(3)までの額の合計額とすること。

(1) イの額にロの率を乗じて得た額

イ 前々年度における第1の三の医療に関する給付の額の合計額

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る医療に関する給付の額の動向その他の事情を勘案して年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(2) イの額にロの率を乗じて得た額

イ 前々年度における健康保険法第176条に規定する確定日雇拋出金の額

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る健康保険法第173条第2項に規定する日雇拋出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(3) イの額にロの率を乗じて得た額

イ 前々年度における国民健康保険法附則第13条第1項に規定する確定療養給付費等拋出金の額

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る国民健康保険法附則第10条第1項に規定する療養給付費等拋出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る法定給付費見込額は、当該新設保険者等に係る加入者の数

その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とすること。

- 3 前々年度の4月2日から当該年度の4月1日までの間に合併又は分割をして存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る(1)イ、(2)イ及び(3)イの額は、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とすること。

### 三 加入者見込総数等の算定方法

- 1 法第38条第3項及び第120条第1項に規定するすべての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、すべての保険者に係る2により算定する数の総数と3により算定する数の総数の合計数とすること。
- 2 法第38条第3項及び第120条第1項に規定する当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、次の(1)の数に(2)の率を乗じて得た数とすること。
  - (1) 前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）
  - (2) 新設保険者等以外の加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る(1)の数の合計数で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
- 3 新設保険者等に係る加入者見込数は、新設保険者等が設立又は成立した日から当該年度の4月1日までの間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とすること。

### 四 加入者の総数等の算定方法

- 1 法第39条第3項及び第121条第1項に規定する前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の数の総数とすること。
- 2 法第39条第3項及び第121条第1項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とすること。

### 五 前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法

法第40条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金の額は、当該年度における法第139条第1項第1号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とすること。ただし、当該年度の4月2日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年

度の3月31日までの間の日数に応じて算定した額とすること。

#### 六 前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請

- 1 法第46条第1項の規定により前期高齢者納付金等の一部の納付の猶予を受けようとする保険者は、支払基金に対し、次の(1)及び(2)の事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならないこと。
  - (1) 納付の猶予を受けようとする前期高齢者納付金等の一部の額
  - (2) 納付の猶予を受けようとする期間
- 2 納付猶予申請書には、やむを得ない事情により納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならないこと。

### 第3 市町村の特別会計への繰入れ等関係（算定省令第23条関係）

- 一 算定政令第10条第1項に規定する市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、広域連合の当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条第4項第4号に規定する場合に該当することが10月20日までの間に明らかになった被保険者に係る当該年度分の保険料について、広域連合が同項の基準に従い同条第1項及び第2項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第99条第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とすること。
- 二 算定政令第10条第2項に規定する市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、広域連合の当該年度の賦課期日において、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間にあることが、10月20日までの間に明らかになった施行令第18条第5項第1号に規定する被扶養者であった被保険者に係る当該年度分の保険料について、広域連合が同号の基準に従い同条第1項及び第2項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第99条第2項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とすること。

### 第4 財政安定化基金関係（算定省令第24条～第33条関係）

#### 一 算定政令第13条第2項第1号関係

算定政令第13条第2項第1号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の計算式によって算定されるものであること。

市町村予定保険料収納額－{(1)+(2)}×基金事業対象比率

#### (1) 次のイ及びロの額の合計額

イ 特定期間の初年度において当該市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の4月1日から交付金基準日までの間に収納した当該年度分の保険料の額に、①の額を②の額で除して得た率を乗じて得た額

① 交付金基準日の属する年度（以下「交付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度において当該市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

② 次の(i)及び(ii)の額の合計額

(i) 交付金算定基準年度の前年度の4月1日から交付金算定基準年度の前年度における当該交付金基準日に応答する日（以下「交付金基準日応答日」という。）までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 交付金算定基準年度の前々年度の4月1日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

(2) 当該特定期間における交付金基準日までに、当該市町村の一般会計から当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額

## 二 算定政令第13条第2項第2号関係

算定政令第13条第2項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間における当該市町村につき算定した市町村予定保険料収納額から市町村保険料収納下限額を控除して得た額とすること。

## 三 算定政令第13条第2項第3号関係

第13条第2項第3号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額とすること。

1 特定期間における基金事業対象費用額は、初年度においては、当該特定期間の初年度の基金事業対象費用額の実績額とし、終了年度においては、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該特定期間の終了年度} \\ \text{の4/1から交付金基準日までの} \\ \text{基金事業対象費用額} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の4/1} \\ \text{から交付金基準日応当日までの} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}$$

2 特定期間における基金事業対象収入額は、初年度においては、当該特定期間の初年度の基金事業対象収入額の実績額とし、終了年度においては、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該特定期間の終了年度} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}}$$



$$\left[ \begin{array}{l} \text{の 4/1 から交付金基準日までの} \\ \text{基金事業対象収入額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の 4/1} \\ \text{から交付金基準日応当日までの} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}$$

※貸付金基準日…基金事業貸付金を算定する月の前月の末日

#### 四 市町村保険料収納必要額の算定方法

算定政令第 13 条第 6 項の市町村保険料収納必要額は、広域連合における同条第 8 項の保険料収納必要額に、(1)の額を(2)の額で除して得た率を乗じて得た額とすること。

- (1) 当該特定期間において当該市町村が各年度に徴収する賦課期日における被保険者の各年度分の保険料の賦課額の合計額と当該市町村につき算定した当該特定期間における法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金の額の合計額
- (2) 当該広域連合を組織する市町村につき算定した(1)の額の合計額

#### 五 算定政令第 13 条第 7 項第 1 号関係

算定政令第 13 条第 7 項第 1 号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、(1)の額から(2)の額を控除して得た額とすること。

- (1) 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額の合計額
- (2) 当該特定期間の各年度における施行令第 18 条第 3 項第 1 号ロに掲げる額の合計額のうち(1)の額に係るものの額の合計額の合計額

#### 六 初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事業対象費用額の算定方法

- 1 初年度基金事業対象収入額は、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該特定期間の初年度の 4/1 から} \\ \text{貸付金基準日までの間における} \\ \text{基金事業対象収入額} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{4/1 から貸付金基準日応当日までの} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}}$$

- 2 初年度基金事業対象費用額は、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該特定期間の初年度の 4/1 から} \\ \text{貸付金基準日までの間における} \\ \text{基金事業対象費用額} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{4/1 から貸付金基準日応当日までの} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}$$

#### 七 特定期間の初年度における基金事業貸付金の額の算定方法

算定政令第 14 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

は、当該広域連合につき算定した初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対象収入額を控除して得た額とすること。

#### 八 算定政令第14条第2項第2号イ関係

算定政令第14条第2項第2号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額とすること。

- 1 特定期間における基金事業対象費用額は、初年度においては、当該特定期間の初年度の基金事業対象費用額の実績額とし、終了年度においては、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該特定期間の終了年度} \\ \text{の 4/1 から貸付金基準日までの} \\ \text{基金事業対象費用額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の 4/1} \\ \text{から貸付金基準日当日までの} \\ \text{基金事業対象費用額の合計額} \end{array}}$$

- 2 特定期間における基金事業対象収入額は、初年度においては、当該特定期間の初年度の基金事業対象収入額の実績額とし、終了年度においては、次の計算式によって算定されるものとする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該特定期間の終了年度} \\ \text{の 4/1 から貸付金基準日までの} \\ \text{基金事業対象収入額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度及び前々年度の各年度の 4/1} \\ \text{から貸付金基準日当日までの} \\ \text{基金事業対象収入額の合計額} \end{array}}$$

#### 九 算定政令第14条第2項第2号ハ関係

算定政令第14条第2項第2号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の計算式によって算定されるものであること。

広域連合を組織する各保険料収納下限額未滿市町村につき算定した  
市町村予定保険料収納額－{(1)+(2)}×基金事業対象比率

- (1) 次のイ及びロの額の合計額

イ 特定期間の初年度において当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の4月1日から貸付金基準日までの間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した当該年度分の保険料の額に、①の額を②の額で除して得た率を乗じて得た額

① 貸付金基準日の属する年度（以下「貸付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度において当該保険料収納下限額未滿市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

② 次の(i)及び(ii)の額の合計額

(i) 貸付金算定基準年度の前年度の4月1日から貸付金算定基準年度の前年度における当該貸付金基準日に応答する日（以下「貸付金基

準日応答日という。)間での間に当該保険料収納下限額未満市町村が  
収納した貸付金算定基準年度の前年度の保険料の額

(ii) 貸付金算定基準年度の前々年度の4月1日から貸付金算定基準年  
度の前々年度における貸付金基準応当日までの間に当該保険料収納  
下限額未満市町村が収納した貸付金算定基準年度の前々年度分の保  
険料の額

(2) 当該特定期間における貸付金基準日までに、当該保険料収納下限未満市  
町村の一般会計から当該保険料収納下限未満市町村の後期高齢者医療に関  
する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第99条第1項及び第  
2項の規定による繰入金の額

#### 十 基金事業対象収入額の算定方法

算定政令第17条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収  
入額は、当該特定期間における各年度の実績保険料収納額、法第93条、第96条  
及び第98条の規定による負担金の額の合計額、法第95条の規定による調整交付  
金の額の合計額、法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額、  
法第100条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第117条第1項の  
規定による交付金の額の合計額、法第102条及び第103条の規定による補助金  
の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の  
給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定に  
よる拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額  
に係るものの額として次の1又は2の額の合計額とすること。

- 1 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第  
117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入  
金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は、  
当該額
- 2 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第  
117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入  
金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は  
、当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

#### 第5 特別高額医療費共同事業関係（算定省令第34条及び第35条関係）

##### 一 特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び算定方法

- 1 特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間は、前年度の1月  
1日から当該年度の12月31日までとすること。
- 2 特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法について、算定政令第21条第  
1号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、1の期間における当該  
広域連合の被保険者（法第67条第1項第2号の規定が適用される被保険者を除  
く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病  
院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象

療養を除く。)につき、法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額) (法第70条第5項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第21条第1項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。) が400万円を超えるものの200万円を超える部分の額の合計額とすること。

- 3 算定政令第21条第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、1の期間における当該広域連合の被保険者(法第67条第1項第2号の規定が適用される被保険者に限る。)に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く。)につき、法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額) (法第70条第5項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第21条第1項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。) が400万円を超えるものの200万円を超える部分の額の合計額とすること。

## 二 特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定方法

- 1 算定政令第24条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該年度における法第117条第1項及び第2項の規定により広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金(算定政令第21条に規定する特別高額医療費共同事業交付金をいう。)を交付し、広域連合から拠出金(法第117条第2項の規定による拠出金をいう。)を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、前々年度の当該広域連合の被保険者の数を前々年度の各広域連合の被保険者の数の合計数で除して得た率を乗じて得た額とすること。
- 2 前項の広域連合の被保険者の数は、4月から3月までの各月末における被保険者の数の合計数とすること。

## 第6 後期高齢者支援金等関係(算定省令第36条～第43条関係)

### 一 後期高齢者調整金額

法第119条第2項に規定する後期高齢者調整金額の算定について、第1の二の前期高齢者交付調整金額の算定の規定を準用すること。

### 二 保険納付対象額の見込額の算定方法

法第120条第1項に規定する保険納付対象額の見込額の総額は、次の計算式によって算定されるものであること。

$$(1) \times \{1 - (\text{後期高齢者負担率} + 50 / 100)\} + (2) \times (1 - \text{後期高齢者負担率})$$

(1) イの額にロの率を乗じて得た額

イ 前々年度におけるすべての広域連合の負担対象額の総額

ロ すべての広域連合の負担対象額の見込額の総額を前々年度におけるすべ

ての広域連合の負担対象額の総額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(2) イの額にロの率を乗じて得た額

イ 前々年度におけるすべての広域連合の特定費用額の総額

ロ すべての広域連合の特定費用額の見込額の総額を前々年度におけるすべての広域連合の特定費用額の総額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

三 加入者一人当たり負担見込額の算定方法

加入者一人当たり負担見込額は、保険納付対象額の見込額の総額を、加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とすること。

四 保険納付対象額の算定方法

法第121条第1項に規定する保険納付対象額の総額は、次の計算式によって算定されるものであること。

負担対象額の総額  $\times \{1 - (\text{前々年度の後期高齢者負担率} + 50 / 100)\} + \text{特定費用額の総額} \times (1 - \text{前々年度の後期高齢者負担率})$

五 加入者一人当たり負担額の算定方法

加入者一人当たり負担額は、前々年度における保険納付対象額の総額を、前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とすること。

六 後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法

法第122条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定について、第2の五の前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定の規定を準用すること。

七 広域連合が行う支払基金に対する通知

法第123条第1項の規定により広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の1及び2の事項について、それぞれ1及び2に定める期日までに行うものとする。

1 各月ごとの保険納付対象額及びその内訳 翌々月の15日

2 各年度ごとの保険納付対象額及びその内訳 翌年度の6月1日

八 後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請

法第124条の規定により準用する法第46条第1項の規定により後期高齢者支援金等の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について、第2の六の前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請の規定を準用すること。

## 第7 雑則関係（算定省令第44条～第47条関係）

### 一 保険者が行う支払基金に対する報告

- 1 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を翌年度の6月1日までに報告しなければならないこと。
- 2 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、翌年度の11月1日までに報告しなければならないこと。
- 3 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第38条第1項第1号ロ（2）に規定する保険者の給付に要する費用等の額（以下「法定給付費額」という。）を翌年度の9月1日までに報告しなければならないこと。
- 4 保険者は、支払基金に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳について、翌々月の15日までに報告しなければならないこと。
- 5 合併、分割又は解散が4月2日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の当該年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を当該合併、分割又は解散が行われた日から3ヶ月以内に文書により報告しなければならないこと。

### 二 新設等の届出

- 1 新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があつた日から14日以内に次の（1）から（3）までの事項を支払基金に届け出なければならないこと。
  - （1） 保険者の名称及び保険者番号
  - （2） 主たる事務所の所在地
  - （3） 代表者の氏名及び住所
- 2 保険者は、合併若しくは分割があつたとき、若しくは解散した保険者の権利義務を承継したとき、又は1の（1）から（3）までの事項のいずれかについて変更があつたときは、14日以内にその旨を支払基金に届け出なければならないこと。

### 三 端数計算

- 1 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金等又は後期高齢者支援金等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金等又は後期高齢者支援金等の額の算定における端数計算の方法を定めること。

#### 四 公示

- 1 算定省令の規定中、厚生労働大臣が定める率又は額について、厚生労働大臣が定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、次の(1)から(4)までの率又は額について、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
  - (1) 第1の八の4に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値
  - (2) 第1の十三において準用する第1の八の4に規定する全保険者平均前期高齢者加入率
  - (3) 法第38条第3項に規定する負担調整対象見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額
  - (4) 法第39条第3項に規定する負担調整対象額の総額を前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額

#### 第8 経過措置関係（算定省令附則第2条～第14条及び第23条関係）

- 一 平成20年度及び平成21年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費拠出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定において、以下の数又は額の算定方法の特例を定めたこと。
  - 1 前期高齢者給付費見込額
  - 2 前期高齢者である加入者の見込数
  - 3 法定給付費見込額
  - 4 加入者見込数
  - 5 保険納付対象額の見込額の総額
  - 6 加入者見込総数
  - 7 加入者一人当たり負担見込額
- 二 平成20年度の前期高齢者給付費額及びその内訳の報告に関し第7の一の4の規定により難い特別の事情のある保険者については、厚生労働大臣の承認を受けて別に定める前期高齢者給付費額及びその内訳の報告をもって代えることができること。
- 三 厚生労働大臣は、第8の一の5又は第8の二の5の規定により平成20年度及び平成21年度の保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

四 施行令附則第13条に規定する特定市町村における平成20年度から平成25年度までの間の基金事業交付金又は基金事業貸付金の額の算定については、第4の一の(2)、第4の四の(2)、第4の九の(2)、第4の十の規定を適用する場合における読替規定を定めること。

五 平成20年度及び平成21年度における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の基礎となる額を定めること。

六 平成20年度から平成24年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定に係る療養の費用の額の算定方法について定めること。

七 平成20年度から平成24年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法について定めること。

八 平成20年度及び平成21年度における被保険者の数の特例について定めること。

九 広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、施行令附則第13条に規定する特定市町村が加入する広域連合の当該年度の賦課期日において、同条に規定する特定市町村区域内被保険者であることが当該年度の10月20日までの間に明らかになった被保険者について、当該広域連合が同条の規定の適用がないものとして施行令第18条に規定する基準に従い賦課を行うこととした場合に得られる当該年度の保険料の合計額から施行令附則第13条の規定を適用して施行令第18条及び附則第13条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額（その額が現に当該年度分の法附則第14条第2項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額）とすること。

## 第9 病床転換助成事業関係（算定省令附則第15条～第22条関係）

### 一 法附則第2条の厚生労働省令で定める者

法附則第2条の厚生労働省令で定める者は、次の1から3までの者とする。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- 2 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（1に該当する者を除く。）
- 3 医療法第8条の規定により、診療所の開設の届出をした者

### 二 法附則第2条の厚生労働省令で定める病床

法附則第2条の厚生労働省令で定める病床は、次の1又は2の病床とすること。

- 1 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護保険法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設を除く。）



2 医療の効率的な提供の推進のために病床の転換が必要と認められる病床

三 法附則第2条の厚生労働省令で定める施設

法附則第2条の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームその他厚生労働大臣が定めるものとする。

四 病床転換支援金に係る加入者見込数の算定方法

- 1 法附則第8条に規定するすべての保険者に係る加入者の見込総数の算定について、第2の三の加入者見込総数の規定を準用すること。
- 2 法附則第8条に規定する当該保険者に係る加入者の見込数の算定について、第2の三の加入者見込数の規定を準用すること。
- 3 新設保険者等に係る加入者見込数の算定について、第2の三の新設保険者等に係る加入者見込数の規定を準用すること。

五 病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方法

法附則第9条に規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定について、第2の五の前期高齢者事務費拠出金の額の算定の規定を準用すること。

六 病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請

法附則第10条において準用する法第46条第1項の規定により病床転換支援金等の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について、第2の六の前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請の規定を準用すること。

七 病床転換支援金等に係る端数計算

病床転換支援金等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

八 平成20年度及び平成21年度の病床転換支援金等に係る算定の特例

病床転換支援金の算定に係る平成20年度及び平成21年度の加入者見込数について、第8の一の4の平成20年度及び平成21年度の加入者見込数の規定を準用すること。

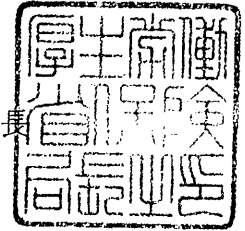
第10 施行期日（算定省令附則第1条関係）

この政令は、平成20年4月1日から施行すること。



都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の施行について

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「規則」という。）が本日公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 省令の趣旨

本省令は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、必要な規定を定めるものであること。

第二 省令の内容

第1 普通調整交付金の交付（規則第2条関係）

普通調整交付金は、調整対象需要額が調整対象収入額を超える広域連合に対して交付すること。

第2 普通調整交付金の額の算定（規則第3条関係）

普通調整交付金の額は、調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額とすること。

第3 調整対象需要額の算定方法（規則第4条関係）

一 調整対象需要額の算定方法を次のとおりとすること。

調整対象需要額＝{負担対象額×(1/1.2＋後期高齢者負担率)＋特定費用額×後期高齢者負担率}×調整係数

(1) 負担対象額＝第1号被保険者（法第67条第1項第1号に掲げる場合に該当する者をいう。）に係る次のイ及びロの額の合計額

(2) 特定費用額＝第2号被保険者（法第67条第1項第2号に掲げる場合に該当する者をいう。）に係る次のイ及びロの額の合計額

イ 請求費用算定期間（前年度の12月11日から当該年度の12月10日までの間）における請求に係る療養の給付に要した費用の額であって当該年度の12月末日において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに請求費用算定期間における請求に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額であって当該年度の12月末日において審査決定しているものの合計額

ロ 支給費用算定期間（前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間）における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費、移送費、高額療養費並びに高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

二 調整係数の算定方法を次のとおりとすること。

調整係数＝補正前調整係数×補正係数

三 二の補正前調整係数は、次の(1)の額を(2)の額で除して得た率とすること。

(1) 調整前調整対象需要額－（特別調整交付金の額＋高額医療費公費負担の額）

(2) 調整前調整対象需要額

四 二の補正係数は、次の(1)の額を(2)の額で除して得た率を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定めること。

(1) 調整交付金の総額から特別調整交付金の総額を控除して得た額

(2) 各広域連合ごとに算定した次のイの額からロの額を控除した額の合計額

イ 調整前調整対象需要額×補正前調整係数

ロ 第4の一の(1)及び(2)に掲げる額の合計額×補正前調整係数

#### 第4 調整対象収入額の算定方法（規則第5条関係）

一 調整対象収入額の算定方法を次のとおりとすること。

調整対象収入額＝{(1)の額＋(2)の額}×第3の一の調整係数

(1) (第3の一の負担対象額＋第3の一の特定費用額)×5/100

(2) (1)×所得係数

二 一の所得係数は、1人当たり所得額を1人平均所得額で除して得た率とすること。

三 二の1人当たり所得額は、賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における被保険者の数の合計数を12で除して得た数で除して得た額とすること。

四 二の1人平均所得額は、各広域連合の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額を各広域連合の平均被保険者数の合計数で除して得た額を基礎として、毎年度、厚生労働大臣が定める額とすること。

## 第5 特別調整交付金の額（規則第6条関係）

特別調整交付金の額を、次の一から七までのとおりとすること。

- 一 構成市町村（広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）につき、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額の合計額が、当該構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額の100分の1に相当する額以上である場合 該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額の合計額の10分の8以内の額の合計額
- 二 構成市町村につき、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における次のイに掲げる額がロに掲げる額の100分の1に相当する額以上である場合 該当する構成市町村の当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合計額の10分の8以内の額の合計額
  - イ 災害その他特別の理由による療養の給付に係る一部負担金の減免額、当該一部負担金減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合計額
  - ロ イの額、療養の給付に係る一部負担金の額並びに保険外併用療養費、特別療養費又は訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費、特別療養費又は訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の合計額
- 三 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、流行病、災害を原因とする疾病若しくは負傷又は地域的に発生する特殊疾病に係る額の占める割合が100分の5を超える場合 該当する構成市町村ごとに算定した調整前調整対象需要額 $\times$ (当該割合 $-5/100$ ) $\times 5/10$ 以内の額の合計額
- 四 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117条）にいう被爆者に係る額の占める割合が100分の3を超える場合 該当する構成市町村の被爆者につき算定した当該被爆者に係る額の10分の8以内の額の合計額
- 五 調整前調整対象需要額のうち、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）第5号の規定に基づき定められた療養担当手当に係る額がある場合 当該療養担当手当に係る額の4分の3以内の額
- 六 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、結核性疾病及び精神病に係る額の占める割合が100分の15を超える場合 該当する構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額 $\times$ (当該割合 $-15/100$ ) $\times 8/10$ 以内の額の合計額
- 七 その他特別の事情がある場合 別に定める額

## 第6 端数計算（規則第7条関係）

調整交付金の額、調整対象需要額又は調整対象収入額を算定する場合における端数計算について、次のとおりとすること。

- (1) 500円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (2) 500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数を1,000円に切り上げる。

## 第7 経過措置（規則附則第2条及び第3条関係）

### 一 平成20年度の調整対象需要額の算定の特例

平成20年度の調整対象需要額の算定に係る請求費用算定期間を平成20年4月1日から平成20年12月末日までとし、支給費用算定期間を平成20年4月1日から12月31日までとすること。

### 二 平成20年度の調整対象収入額の算定の特例

平成20年度の調整対象収入額の算定に係る1人当たり所得額は、賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を平成20年4月から12月までの各月末における被保険者の数の合計数を9で除して得た数で除して得た額とすること。

### 三 平成20年度から平成23年度までの間における特別調整交付金の額の算定の特例

平成20年度から平成23年度までにおける特別調整交付金の額の算定の特例を次のとおりとすること。

- (1) 平成20年度の特別調整交付金の額については、規則第6条に基づき算定された額に8分の11を乗じて得た額とする。
- (2) 平成21年度から平成23年度までの特別調整交付金の額については、規則第6条に基づき算定された額に12分の11を乗じて得た額とする。

## 第8 施行期日

この省令は、平成20年4月1日から施行すること。



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令

(厚生労働一四〇)

○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(同一四一)

〔告 示〕

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

(厚生労働三八八)

○製材(枠組壁工法構造用製材を除く。)の格付の表示の様式及び表示の方法を定める件(農林水産一四六五)

○製材、押角及び耳付材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件(同一四六六)

(同一四六七)

○奈良県ヘリポートの飛行場灯火について告示した事項に変更があった件

(国土交通一五〇八)

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件

(同一五〇九)

〔官庁報告〕

国家試験

平成十九年度弁理士試験合格者  
(工業所有権審議会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・

記章紛失、外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・

記章紛失関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第四百十号  
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令を次のように定める。  
平成十九年十一月二十二日  
厚生労働大臣 舩添 要一

令  
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省

目次

第一章 前期高齢者交付金(第一条―第十六条)

第二章 前期高齢者納付金等(第十七条―第二十三条)

第三章 市町村の特別会計への繰入れ等(第二十三条)

第四章 財政安定化基金

第一節 財政安定化基金による交付事業(第二十四条―第二十八条)

第二節 財政安定化基金による貸付事業(第二十九条―第三十三条)

第五章 特別高額医療費共同事業(第三十四条―第三十五条)

第六章 後期高齢者支援金等(第三十六条―第四十三条)

第七章 雑則(第四十四条―第四十七条)

附則

第一章 前期高齢者交付金  
(法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者とする。

(前期高齢者交付調整金額)

第二条 前々年度の概算前期高齢者交付金の額(法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。)が前々年度の確定前期高齢者交付金の額(法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。)を超える保険者(以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。)に係る前期高齢者交付調整金額(法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。)は、その超える額(以下「前期高齢者交付超過額」という。)に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない保険者(以下「前期高齢者交付加算対象保険者」という。)に係る前期高齢者交付調整金額は、その満たない額(以下「前期高齢者交付不足額」という。)に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

(前期高齢者交付算定率の算定方法)

第三条 前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及びすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金(法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額とすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

(法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一 健康保険の保険者 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十二条及び第二百二十七条に掲げる保険給付

二 船員保険の保険者 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給(船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条に規定する療養補償に相当するもの及び通勤によるものを除く。)並びに傷病手当金及び葬祭料の支給(職務上の事由又は通勤によるものを除く。)並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金及び家族葬祭料の支給

三 国民健康保険の保険者 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。)並びに出産育児一時金及び葬祭料の支給並びに葬祭の給付

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十一条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付(国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第百七号)第十二条の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。)

五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第五十三条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

六 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

(前期高齢者給付費見込額の算定方法)

第五条 法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額(以下「前期高齢者給付費見込額」という。)は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額(その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。)

二 次項に規定する新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額をそれらの保険者に係る前号に掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に新たに設立された保険者及び当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者(以下「新設保険者等」という。)に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者(法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。)の数の他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

(調整対象外給付費見込額の算定方法)

第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「調整対象外給付費見込額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 法第三十四条第五項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額(以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。)に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数

2 当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、

一人平均前期高齢者給付費見込額は、第十一条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

(一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法)

第七条 法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

(前期高齢者である加入者の見込数の算定方法)

第八条 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数(その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

二 当該年度における新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、新設保険者等が設立又は成立した日から当該年度の四月一日までの間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数の他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(概算加入者調整率の算定方法)

第九条 法第三十四条第四項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値を同条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率とする。

3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額(当該各保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。次号において同じ。)

ロ 各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

第十条 全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度におけるすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、第十九条第一項に規定する加入者見込総数で除して得た率とする。

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、第十九条第二項に規定する加入者見込数で除して得た率(その率が下限割合(法第三十四条第四項に規定する下限割合をいう。以下同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)とする。

|                    |                     |                               |
|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 第九條第一項             | 粗概算加入者調整率           | 粗確定加入者調整率                     |
| 第九條第二項             | 概算補正係数              | 確定補正係数                        |
| 第九條第二項             | 粗概算加入者調整率           | 粗確定加入者調整率                     |
| 第九條第二項             | 全保険者平均前期高齢者加入率見込値   | 全保険者平均前期高齢者加入率                |
| 第九條第二項             | 保険者別前期高齢者加入率見込値     | 保険者別前期高齢者加入率                  |
| 第九條第三項             | 概算補正係数              | 確定補正係数                        |
| 第九條第三項             | 調整対象給付費見込額          | 調整対象給付費額                      |
| 第九條第三項             | 前期高齢者給付費見込額         | 前期高齢者給付費額                     |
| 第九條第三項             | 調整対象外給付費見込額         | 調整対象外給付費額                     |
| 第九條第三項             | 法第三十四条第一項第二号        | 法第三十五条第一項第二号                  |
| 第九條第三項             | 後期高齢者支援金の概算額        | 後期高齢者支援金の確定額                  |
| 第十條第一項<br>(見出しを含む) | 粗概算加入者調整率           | 粗確定加入者調整率                     |
| 第十條第一項             | 全保険者平均前期高齢者加入率見込値   | 全保険者平均前期高齢者加入率                |
| 第十條第二項             | 当該年度                | 当該年度の前々年度                     |
| 第十條第二項             | 前期高齢者である加入者の見込数     | 前期高齢者である加入者の数                 |
| 第十條第二項             | 第十九條第一項に規定する加入者見込総数 | 当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数 |
| 第十條第二項             | 保険者別前期高齢者加入率見込値     | 保険者別前期高齢者加入率                  |
| 第十條第二項             | 当該年度                | 当該年度の前々年度                     |
| 第十條第二項             | 前期高齢者である加入者の見込数     | 前期高齢者である加入者の数                 |
| 第十條第二項             | 第十九條第二項に規定する加入者見込数  | 当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数    |



| 第二項         | 第二項第一項                                   |                                          |
|-------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
|             | 概算前期高齢者交付金の額(法第三十八條第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額) | 概算前期高齢者納付金の額(法第三十八條第一項に規定する概算前期高齢者納付金の額) |
| 第二項第二項      | 確定前期高齢者交付金の額(法第三十五條第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額) | 確定前期高齢者納付金の額(法第三十五條第一項に規定する確定前期高齢者納付金の額) |
|             | 前期高齢者交付控除対象保険者                           | 前期高齢者納付控除対象保険者                           |
|             | 前期高齢者交付超過額                               | 前期高齢者納付超過額                               |
|             | 前期高齢者交付算定率                               | 前期高齢者納付算定率                               |
|             | 概算前期高齢者交付金                               | 概算前期高齢者納付金                               |
|             | 確定前期高齢者交付金                               | 確定前期高齢者納付金                               |
|             | 前期高齢者交付加算対象保険者                           | 前期高齢者納付加算対象保険者                           |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |
|             | 前期高齢者交付算定率                               | 前期高齢者納付算定率                               |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |
| 第三項(見出しを含む) | 第三項第一項                                   |                                          |
|             | 前期高齢者交付加算対象保険者                           | 前期高齢者納付加算対象保険者                           |
|             | 前期高齢者交付算定率                               | 前期高齢者納付算定率                               |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |
|             | 前期高齢者交付加算対象保険者                           | 前期高齢者納付加算対象保険者                           |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |
|             | 前期高齢者交付算定率                               | 前期高齢者納付算定率                               |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |
|             | 前期高齢者交付加算対象保険者                           | 前期高齢者納付加算対象保険者                           |
|             | 前期高齢者交付不足額                               | 前期高齢者納付不足額                               |

(法定給付見込額)

第十八条 法第三十八條第一項第一号(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額(以下「法定給付見込額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度における健康保険法第七十六條に規定する確定日雇拠出金の額」

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る健康保険法第七十三條第二項に規定する日雇拠出金の見込額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

二 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度における健康保険法第七十六條に規定する確定日雇拠出金の額」

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る健康保険法第七十三條第二項に規定する日雇拠出金の見込額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

三 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度における国民健康保険法附則第十三條第一項に規定する確定療養給付費等拠出金の額」

ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る国民健康保険法附則第十條第一項に規定する療養給付費等拠出金の見込額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る法定給付見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

3 当該年度の「前々年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割をして存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る第一項第一号イ、同項第二号イ及び同項第三号イに掲げる額は、これらの規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

(加入者見込総数等の算定方法)

第十九条 法第三十八條第三項及び第二百一十條第一項に規定する当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数(以下「加入者見込総数」という。)は、すべての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計額とする。

2 法第三十八條第三項及び第二百一十條第一項に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数(以下「加入者見込数」という。)は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の「前々年度における当該保険者に係る加入者の数(その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

二 新設保険者等以外のすべての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

3 新設保険者等に係る加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、新設保険者等が設立又は成立した日から当該年度の四月一日までの間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(加入者の総数等の算定方法)

第二十條 法第三十九條第三項及び第二百一十條第一項に規定する前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の「前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の数の総数とする。

2 法第三十九條第三項及び第二百一十條第一項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の「前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

(前期高齢者関係事務費拠出金の算定方法)

第二十一條 法第四十條に規定する前期高齢者関係事務費拠出金(以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。)の額は、当該年度における法第三十九條第一項第一号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(前期高齢者納付金等の申請)

第二十二條 法第四十六條第一項の規定により前期高齢者納付金等(法第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者は、支払基金に對し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一 納付の猶予を受けようとする前期高齢者納付金等の一部の額

二 納付の猶予を受けようとする期間

2 前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

## 第三章 市町村の特別会計への繰入れ等

## (市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第二十三条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三十五号。以下「算定政令」という。）第十条第一項に規定する毎年度市町村（特別区を含む。以下同じ。）が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度の賦課期日（法第六十六条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号。以下「施行令」という。）第十八条第四項第四号に規定する場合に該当することが、当該年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が同項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第九十九条第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

2 算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度の賦課期日において法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、当該年度の十月二十日までの間に明らかになった施行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者であった被保険者に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第九十九条第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

## 第四章 財政安定化基金

## 第一節 財政安定化基金による交付事業

(算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十四条 算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、市町村が交付事業対象となる市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率（同条第七項に規定する基金事業対象比率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間（法第六十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の初年度において当該市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から基金事業交付金（算定政令第十三条第一項に規定する基金事業交付金をいう。以下同じ。）を算定する月の前月の末日（以下「交付金基準日」という。）までの間に収納した当該年度分の保険料の額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 交付金基準日の属する年度（以下「交付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度において当該市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における当該交付金基準日に応ずる日（以下「交付金基準日」という。）までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における交付金基準日までに、当該市町村の一般会計から当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金金の額

(算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十五条 算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間における当該市町村につき算定した市町村が交付事業対象となる市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率（同条第四項に規定する市町村保険料収納下限額をいう。以下同じ。）を控除して得た額とする。

(算定政令第十三条第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十六条 算定政令第十三条第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額（法第六十六条第二項第四号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。）

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

(ii) 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

二 一次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額（法第六十六条第二項第三号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。）

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

一次のイ及びロに掲げる額の合計額

(1) 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

(ii) 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

(iii) 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

(市町村保険料収納必要額の算定方法)

第二十七条 算定政令第十三条第六項に規定する市町村保険料収納必要額は、当該後期高齢者医療広域連合における同条第八項に規定する保険料収納必要額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間において当該市町村が各年度に徴収する当該各年度の賦課期日における被保険者に係る各年度分の保険料の賦課額の合計額

ロ 当該市町村につき算定した当該特定期間における法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金金の額の合計額

二 当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村につき算定した前号イ及びロに掲げる額の合計額の合計額

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八條 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額(法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。)、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。の償還に要する費用の額の合計額の合計額)

二 当該特定期間の各年度における施行令第十八条第三項第一号に掲げる額の合計額のうち前項の額に係るものの額の合計額の合計額

## 第二節 財政安定化基金による貸付事業

(初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事業対象費用額の算定方法)

第二十九條 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象収入額(以下「初年度基金事業対象収入額」という。は、当該特定期間の初年度の四月一日から基金事業貸付金(同項に規定する基金事業貸付金をいう。以下同じ。を算定する月の前月の末日(以下「貸付金基準日」という。までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 貸付金基準日の属する年度(以下「貸付金算定基準年度」という。の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額の合計額

二 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における当該貸付金基準日に応ずる日(以下「貸付金基準日」という。までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

2 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象費用額(以下「初年度基金事業対象費用額」という。は、当該特定期間の初年度の四月一日から貸付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額

二 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

(特定期間の初年度における基金事業貸付金の額の算定方法)

第三十條 算定政令第十四条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき算定した初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対象収入額を控除して得た額とする。

(算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第三十一條 第二十六條の規定は、算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、第二十六條中「交付金基準日まで」とあるのは「貸付金基準日まで」と、「交付金算定基準年度」とあるのは「貸付金算定基準年度」と、「交付金基準日」とあるのは「貸付金基準日」と読み替えるものとする。

(算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額の算定方法)

第三十二條 算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する各保険料収納下限額未滿市町村(算定政令第十三条第二項に規定する保険料収納下限額未滿市町村をいう。以下同じ。につき算定した市町村保険料収納下限額から、次の各号に掲げる額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額を控除して得た額の合計額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度において当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から貸付金基準日まで間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した当該年度分の保険料の額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度において当該保険料収納下限額未滿市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金基準日応当日までの間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した貸付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した貸付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における貸付金基準日まで、当該保険料収納下限額未滿市町村の一般会計から当該保険料収納下限額未滿市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金(以下「繰入金」という。の額

(基金事業対象収入額の算定方法)

第三十三條 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額(法第一百六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。)、法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第二百二条及び第二百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額(算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとして次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとして算定することができる場合は当該額

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとして算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

第五章 特別高額医療費共同事業

(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び額)

第三十四条 算定政令第二十一条の厚生労働省令で定める期間は、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までとする。

2 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者(法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者を除く)に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養(施行令第四十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。)を除く)につき法第五十七条第一項に規定する法令により給付が行われたときは、その給付額を控除した額)(法第七十条第五項の規定により指定法人(同項に規定する指定法人をいう。附則第九条を除き、以下同じ。)が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

3 算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者(法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者に限る)に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く)につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)(法第七十条第五項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

(特別高額医療費共同事業費拠出金の額の算定方法)

第三十五条 算定政令第二十四条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各後期高齢者医療広域連合に於て、当該年度における法第六十七条第一項及び第二項の規定により後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金(算定政令第二十一条に規定する特別高額医療費共同事業交付金をいう。)を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金(法第六十七条第二項の規定による拠出金をいう。)を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、当該年度の前々年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の前々年度の各後期高齢者医療広域連合の被保険者の数の合計数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 前項の後期高齢者医療広域連合の被保険者の数は、四月から三月までの各月末における被保険者の数の合計数とする。

第六章 後期高齢者支援金等

(後期高齢者調整金額)

第三十六条 第二及び第三号の規定は、法第九十九条第二項に規定する後期高齢者調整金額の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| 第二号第一項                                     |                                            |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 概算前期高齢者交付金の額(法第三十条第四項第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額) | 概算後期高齢者支援金の額(法第二百一十一条第一項に規定する概算後期高齢者支援金の額) |
| 確定前期高齢者交付金の額(法第三十条第五項第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額) | 確定後期高齢者支援金の額(法第二百一十一条第一項に規定する確定後期高齢者支援金の額) |
| 前期高齢者交付控除対象保険者                             | 後期高齢者支援控除対象保険者                             |
| 前期高齢者交付超過額                                 | 後期高齢者支援超過額                                 |

| 第二号第二項                                           |                                                |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 前期高齢者交付算定率                                       | 後期高齢者支援算定率                                     |
| 概算前期高齢者交付金                                       | 概算後期高齢者支援金                                     |
| 確定前期高齢者交付金                                       | 確定後期高齢者支援金                                     |
| 前期高齢者交付加算対象保険者                                   | 後期高齢者支援加算対象保険者                                 |
| 前期高齢者交付不足額                                       | 後期高齢者支援不足額                                     |
| 前期高齢者交付算定率                                       | 後期高齢者支援算定率                                     |
| 前期高齢者交付算定率                                       | 後期高齢者支援算定率                                     |
| 前期高齢者交付加算対象保険者                                   | 後期高齢者支援加算対象保険者                                 |
| 前期高齢者交付不足額                                       | 後期高齢者支援不足額                                     |
| 前期高齢者交付超過額                                       | 後期高齢者支援超過額                                     |
| 前期高齢者交付超過額                                       | 後期高齢者支援超過額                                     |
| 前期高齢者交付金(法第三十一条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務 | 後期高齢者支援金等(法第二百一十一条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう)を徴収する業務 |

第三十七条 法第二百一十条第一項に規定する保険納付対象額の見込額の総額は、第一号に掲げる額に、一から当該年度に係る後期高齢者負担率(法第二百一十条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、第二号に掲げる額に、一から当該年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

一 当該年度の額に口に掲げる率を乗じて得た額  
イ 当該年度の前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額(算定政令第四十条第一項に規定する負担対象額をいう。以下同じ。)の総額  
ロ 当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の見込額の総額を当該年度の

前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率  
二 口に掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額  
イ 当該年度の前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額(算定政令第四

条第一項に規定する特定費用額をいう。以下同じ。)の総額  
ロ 当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の見込額の総額を当該年度の

前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率  
(概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法)

第三十八条 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の見込額の総額に加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法)

第三十九条 法第二百一十一条第一項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に、一から当該年度の前々年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に、一から当該年度の前々年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

(確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法)  
第四十条 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(後期高齢者関係事務費拠出金の算定方法)

第四十一条 第二十一条の規定は、法第百二十二条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金(以下「後期高齢者関係事務費拠出金」という。)の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第百三十九条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対する通知)

第四十二条 法第百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

一 各月ごとの保険納付対象額(法第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。以下同じ。)及びその内訳 当該月の翌々月の十五日  
二 各年度ごとの保険納付対象額及びその内訳 当該年度の翌年度の六月一日

(後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請)

第四十三条 第二十二條の規定は、法第百二十四条において準用する法第四十六条第一項の規定により後期高齢者支援金等(法第百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

第七章 雑則

(保険者が行う支払基金に対する報告)

第四十四条 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等(法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。)の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織(保険者が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により、当該年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

3 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の額(第五項において「法定給付費額」という。)を、当該年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

4 保険者は、支払基金に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに報告しなければならない。

5 合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以後に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者(分割後存続する保険者がある場合を除く。)及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散した保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の当該年度の各月末日(当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。)における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

(新設等の届出)

第四十五条 新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払基金に届け出なければならない。

- 一 保険者の名称及び保険者番号
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 代表者の氏名及び住所

2 保険者は、合併若しくは分割があつたとき、若しくは解散した保険者の権利義務を承継したとき、又は前項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があつたときは、合併若しくは分割があつた日若しくは解散した保険者の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があつた日から十四日以内に、その旨を支払基金に届け出なければならない。

(端数計算)

第四十六条 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金等又は後期高齢者支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

|                                                     |               |
|-----------------------------------------------------|---------------|
| 第二条第一項に規定する前期高齢者交付金控除対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額            | 一円未満の端数を切り捨てる |
| 第二条第二項に規定する前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額             |               |
| 第十七条において準用する第二条第一項に規定する前期高齢者納付控除対象保険者に係る前期高齢者納付調整金額 |               |
| 第十七条において準用する第二条第二項に規定する前期高齢者納付加算対象保険者に係る前期高齢者納付調整金額 |               |
| 第三十六条において準用する第二条第一項に規定する後期高齢者支援控除対象保険者に係る後期高齢者調整金額  |               |
| 第三十六条において準用する第二条第二項に規定する後期高齢者支援加算対象保険者に係る後期高齢者調整金額  |               |
| 法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額               |               |
| 法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額                             |               |
| 法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額               |               |
| 法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額                             |               |
| 法第三十八条第一項第一号ロ本文に掲げる額                                |               |
| 法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額                                |               |



|                                              |                   |
|----------------------------------------------|-------------------|
| 第五條第一項に規定する前期高齢者給付費見込額                       | 一円未満の端数を四捨五入する    |
| 第六條第一項に規定する調整対象外給付費見込額                       |                   |
| 第七條に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額 |                   |
| 第十三條第一項に規定する調整対象外給付費額                        |                   |
| 第十四條に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額  |                   |
| 第十八條第一項各号本文に掲げる額                             |                   |
| 第三十七條に規定する保険納付対象額の見込額の総額                     |                   |
| 第三十七條第一号本文に掲げる額                              |                   |
| 第三十七條第二号本文に掲げる額                              |                   |
| 第三十九條に規定する保険納付対象額の総額                         |                   |
| 第八條第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数           | 一未満の端数を四捨五入する     |
| 第十九條第二項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数                  |                   |
| 第九條第一項に規定する概算加入者調整率                          | 小数点以下第五位未満を四捨五入する |
| 第九條第二項に規定する粗概算加入者調整率                         |                   |
| 第十五條において準用する第九條第一項に規定する確定加入者調整率              |                   |
| 第十五條において準用する第九條第二項に規定する粗確定加入者調整率             |                   |
| 第十條第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値                   | 少数点以下第八位未満を四捨五入する |
| 第十五條において準用する第十條第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率          |                   |

(公示)

第四十七條 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

- 一 第三條に規定する前期高齢者交付算定率
- 二 第五條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
- 三 第八條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
- 四 第九條第三項に規定する概算補正係数
- 五 第十一條に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額
- 六 第十二條に規定する厚生労働大臣が定める率
- 七 第十五條において準用する第九條第三項に規定する確定補正係数
- 八 第十六條に規定する一人平均前期高齢者給付費額

- 九 第十七條において準用する第三條に規定する前期高齢者納付算定率
  - 十 第十八條第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十一 第十八條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十二 第十八條第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十三 第十九條第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十四 第二十一條に規定する厚生労働大臣が定める額
  - 十五 第三十六條において準用する第三條に規定する後期高齢者支援算定率
  - 十六 第三十七條第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十七 第三十七條第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
  - 十八 第三十八條に規定する加入者一人当たり負担見込額
  - 十九 第四十條に規定する加入者一人当たり負担額
  - 二十 第四十一條において準用する第二十一條に規定する厚生労働大臣が定める額
- 2 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
- 一 第十條第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値
  - 二 第十五條において準用する第十條第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率
  - 三 法第三十八條第三項に規定する負担調整対象見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額
  - 四 法第三十九條第三項に規定する負担調整対象額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(平成二十年年度の概算前期高齢者交付金の額等に係る算定の特例)

第二条 平成二十年年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八條の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の平成十八年度前期高齢者である加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

2 平成二十年年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八條の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の平成十八年度前期高齢者である加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

3 平成二十年年度の概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年年度における法定給付費見込額は、第十八條の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の老人保健法第五十五條第一項第一号(2)に規定する保険者の給付に要する費用その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

- 4 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費支出金の額並びに概算後期高齢者交付金の額（法第二百二十条第一項に規定する概算後期高齢者支援金の額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者関係事務費支出金の額の算定に係る平成二十年度における加入者見込数は、第十九条第二項の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。
- 5 平成二十年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二十年度における保険納付対象額の見込額の総額は、第三十七条の規定にかかわらず、老人保健法の規定による平成十八年度の各保険者の七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額その他の事情を踏まえて、あらかじめ厚生労働大臣が定めるものとする。
- 6 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費支出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費支出金の額の算定に係る平成二十年度における加入者見込数の算定については、第十九条第一項中「次項の規定により算定する数の総額と第三項の規定により算定する数の総額との合計数」とあるのは、「附則第二条第四項の規定により算定する数」とする。
- 7 平成二十年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二十年度における第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額の算定については、同条中「前条」とあるのは、「附則第二条第五項」とする。
- （平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額等に係る算定の特例）
- 第三条 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十一年度における前期高齢者交付金見込額は、第五条の規定にかかわらず、平成十九年度における第十二条各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付に相当するものの額のうち、平成十九年度前期高齢者である加入者（平成十九年度において、六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて七十五歳に達する日の属する月以前であるもの）をいう。次項において同じ。）に係る額の合計額その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。
- 2 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十一年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、平成十九年度における各保険者の平成十九年度前期高齢者である加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。
- 3 平成二十一年度の概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十一年度における法定給付費見込額は、第二十一条の規定にかかわらず、平成十九年度における各保険者の老人保健法第五十五条第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。
- 4 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費支出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費支出金の額の算定に係る平成二十一年度における加入者見込数は、第十九条第二項の規定にかかわらず、平成十九年度における各保険者の加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。
- 5 平成二十一年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二十一年度における保険納付対象額の見込額の総額は、第三十七条の規定にかかわらず、老人保健法の規定による平成十九年度の各保険者の七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額その他の事情を踏まえて、あらかじめ厚生労働大臣が定めるものとする。
- 6 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費支出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費支出金の額の算定に係る平成二十一年度における加入者見込数の算定については、第十九条第一項中「次項の規定により算定する数の総額と第三項の規定により算定する数の総額との合計数」とあるのは、「附則第三条第四項の規定により算定する数」とする。
- 7 平成二十一年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二十一年度における第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額の算定については、同条中「前条」とあるのは、「附則第三条第五項」とする。

- （平成二十年度の前期高齢者給付費額及びその内訳の報告の特例）
- 第四条 平成二十年度における前期高齢者給付費額及びその内訳の報告に関し第四十四条第四項の規定により難い特別の事情のある保険者については、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて別に定める前期高齢者給付費額及びその内訳の報告をもって平成二十年度における同項の報告に代えることができる。
- （公示）
- 第五条 厚生労働大臣は、附則第二条第五項の規定により平成二十年度における保険納付対象額の見込額を定めたとき、又は附則第三条第五項の規定により平成二十一年度における保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。
- （平成二十年度から平成二十五年までの間の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額並びに基金事業対象収入額の算定の特例）
- 第六条 施行令附則第十三条に規定する特定市町村における平成二十年度から平成二十五年までの間の基金事業交付金又は基金事業貸付金の額の算定については、第二十四条第二号及び第二十七条第一号ロ中「繰入金金の額」とあるのは「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金金のうち当該特定市町村に係る額」と、第三十二条第二号中「当該保険料収納下限額未達市町村」とあるのは「当該特定市町村である保険料収納下限額未達市町村」と、繰入金金の額」とあるのは「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金金のうち当該特定市町村である保険料収納下限額未達市町村に係る額」とする。
- 2 施行令附則第十三条に規定する特定市町村が含まれる後期高齢者医療広域連合における平成二十年度から平成二十五年までの間の基金事業対象収入額の算定については、第三十三条中「繰入金金の額」とあるのは「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金」とする。
- （平成二十年度及び平成二十一年度の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の基礎となる額）
- 第七条 平成二十年度における基金事業貸付金の額の算定に係る初年度基金事業対象収入額は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。
- 1 平成二十年度四月一日から平成二十年度における貸付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額
- 2 平成二十年度四月一日から貸付金基準日の属する月までの月数
- 2 平成二十年度における基金事業貸付金の額の算定に係る初年度基金事業対象費用額は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。
- 1 平成二十年度四月一日から平成二十年度における貸付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額
- 2 平成二十年度の四月から貸付金基準日の属する月までの月数
- 3 平成二十一年度における第二十四条第一号の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- 1 平成二十一年度において当該市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額
- 2 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間に収納した平成二十一年度分の保険料の額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- イ 前号の額
- ロ 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間に当該市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額
- 4 平成二十一年度における第二十六条第一号（第三十一条において準用する場合を含む。）の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- 1 平成二十一年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額
- 2 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- イ 前号の額
- ロ 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

5 平成二十一年度における第二十六条第二号(第三十一条において準用する場合を含む)の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 平成二十一年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額  
二 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 前号の額

ロ 平成二十年四月一日から平成二十一年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

6 平成二十一年度における第三十二条第一号の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 平成二十一年度における当該保険料収納下限額未満市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額  
二 平成二十一年度四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した平成二十一年度分の保険料の額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 前号の額

ロ 平成二十年四月一日から平成二十一年度における交付金基準日応当日までの間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額

納下限額未満市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額  
(平成二十年度から平成二十四年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定に係る療養の費用の額の算定方法)

第八条 算定政令附則第四条第一項第二号、同条第二項第一号、同条第三項第一号、同条第四項第一号及び同条第五項第一号の療養に係る費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、医療等(老人保健法第二十条に規定する医療等(高額医療費の支給を除く)をいう)の額とする。

(平成二十年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第九条 算定政令附則第四条第一項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者(老人保健法第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下この条において同じ)であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の適用がされないものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として前条で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(施行令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養(次項において、特定給付対象療養)という)を除く)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により給付が行われたときは、その給付額を控除した額(国民健康保険法第四十五条第六項の規定により指定法人(同項に規定する厚生労働大臣が指定する法人をいう。次項において同じ)が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書に係るものに限り)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

2 算定政令附則第四条第一項第一号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として前条で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により給付が行われたときは、その給付額を控除した額(指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書に係るものに限り)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

(平成二十一年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十条 前条第一項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号イ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号イ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号ロ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

4 前条第二項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

(平成二十一年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十一条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号イ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

2 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号イ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

3 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号ロ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

4 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十二条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第四項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

2 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第四項第一号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。



(平成二十四年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十三条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四項第五号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

2 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四項第五号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

(平成二十年度及び平成二十一年度における被保険者の数の特例)

第十四条 平成二十年度における特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額(算定政令第二十四条に規定する特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額をいう。次項において同じ。)の算定については、第三十五条第一項中「当該年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七十七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下同じ。)の数の合計額を平成十八年度における各後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者の数の合計額」と、同条第二項中「後期高齢者医療広域連合の被保険者」とあるのは「後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者」と、「被保険者の数の」とあるのは「老人医療受給対象者の数の」とする。

2 平成二十一年度における特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定については、第三十五条第一項中「当該年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七十七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下同じ。)の数の合計額を平成十九年度における各後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者の数の合計額」と、同条第二項中「後期高齢者医療広域連合の被保険者」とあるのは「後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者」と、「被保険者の数の」とあるのは「老人医療受給対象者の数の」とする。

(法附則第二条の厚生労働省令で定める者)

第十五条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十九条第二項に規定する医療法人

二 医療法第七十七条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者(前号に該当する者を除く。)

三 医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

(法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別)

第十六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別は、次に掲げる病床とする。

一 医療法第七十七条第二項第四号に規定する療養病床(介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。)

二 医療の効率的な提供の推進のために病床の転換(法附則第二条に規定する病床の転換をいう。)が必要と認められる病床

(法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)

第十七条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十号の六に規定する軽費老人ホームその他厚生労働大臣が定めるものとする。

(病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法)

第十八条 第十九条第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2 第十九条第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

3 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用する。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方法)

第十九条 第二十一条の規定は、法附則第九条に規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法附則第十一号」と読み替えるものとする。

(病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請)

第二十条 第二十二条の規定は、法附則第十条において準用する法第四十六条第一項の規定により病床転換支援金等(法附則第七項第一項に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

(病床転換支援金等に係る端数計算)

第二十一条 病床転換支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平成二十年度及び平成二十一年度の病床転換支援金等に係る算定の特例)

第二十二条 附則第二条第四項及び附則第三条第四項の規定は、病床転換支援金等の額の算定に係る平成二十年度及び平成二十一年度における加入者見込数の算定について準用する。

(後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第二十三条 算定政令附則第十五条第一項の法附則第十四条第二項の規定により毎年度後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度の賦課期日において施行令附則第十三条に規定する特定区市町村域内被保険者であることが、当該年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者について、当該後期高齢者医療広域連合が同条の規定の適用がないものとして施行令第十八条に規定する基準に従い賦課を行うこととした場合に得られる当該年度の保険料の合計額から施行令附則第十三条の規定を適用して施行令第十八条及び附則第十三条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額(その額が現に当該年度分の法附則第十四条第二項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額)とする。

〇厚生労働省令第百四十一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第六條第二項及び第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令を次のように定める。

平成十九年十一月二十二日

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令

厚生労働大臣 外添 要一

(趣旨)

第一条 後期高齢者医療の調整交付金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「法」という。第九十五条第一項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。)の交付額の算定に關しては、この省令の定めるところによる。

(普通調整交付金の交付)

第二条 普通調整交付金(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)以下「算定政令」という。第六條第一項に規定する普通調整交付金をいう。以下同じ。)は、調整対象要額(第四條第一項に規定する調整対象要額をいう。同項を除き、以下同じ。)を超える後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)に対して交付する。

(普通調整交付金の額の算定)

第三条 普通調整交付金の額は、当該後期高齢者医療広域連合の調整対象需要額から当該後期高齢者医療広域連合の調整対象収入額を控除した額とする。

(調整対象需要額の算定方法)

第四条 調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率(法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。)(以下「調整前調整対象需要額」という。)に調整係数を乗じて得た額とする。

一 被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち、法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第一号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間(以下このイ及び次号イにおいて「請求費用算定期間」という。)における請求に係る第一号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。第三十七条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間(以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。)における第一号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(2) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(3) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(4) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二 被保険者のうち、法第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第二号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(2) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(3) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。))に要した費用の額

(4) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二 調整前調整対象需要額

前項の調整係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。以下「補正前調整係数」という。)に補正係数を乗じて得た率(小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。))とする。

一 調整前調整対象需要額から第六条の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に属する特別調整交付金(算定政令第百六条第一項に規定する特別調整交付金をいう。以下同じ。)の額並びに算定政令第四十二条第二項及び第七十二条の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額を控除して得た額

二 調整前調整対象需要額

前項の補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定める率とする。

一 当該年度において交付する調整交付金の総額から当該年度において各後期高齢者医療広域連合に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定したイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額の合計額

イ 調整前調整対象需要額に補正前調整係数を乗じて得た額

ロ 次条第一項各号に掲げる額の合計額に補正前調整係数を乗じて得た額

## (調整対象収入額の算定方法)

第五條 調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額に前条第一項に規定する調整係数を乗じて得た額とする。

一 前条第一項各号に掲げる額の合計額の百分の五に相当する額

二 前号に掲げる額に所得係数を乗じて得た額

三 前項第二号の所得係数は、一人当たり所得額を一人平均所得額で除して得た率（小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。）とする。

四 前項の一人当たり所得額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、賦課期日（法第六六条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額を前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数（その数に一端の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額（その額に一端未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）とする。

五 第二項の一人平均所得額は、各後期高齢者医療広域連合の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額を各後期高齢者医療広域連合の平均被保険者数の合計数で除して得た額を基礎として、毎年度、厚生労働大臣が定める額とする。

（特別調整交付金の額）

第六條 算定政令第六六条第三項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に掲げる額の合計額とする。

一 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村（特別区を含む。以下「構成市町村」という。）につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額の合計額が、当該構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額の百分の一に相当する額以上である場合、当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額の合計額の十分の八以内の額の合計額

二 構成市町村につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間におけるイに掲げる額が口に掲げる額の百分の一に相当する額以上である場合、当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村の当該療養費の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合計額の十分の八以内の額の合計額

イ 次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額

(1) 災害その他特別の理由による療養費の給付に係る一部負担金の減免額

(2) 災害その他特別の理由による療養費の給付に係る一部負担金の減免（以下「一部負担金減免」という。）により加算された保険外併用療養費の額

(3) 一部負担金減免により加算された訪問看護療養費の額

(4) 一部負担金減免により加算された特別療養費の額

ロ 次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額

(1) イに掲げる額

(2) 療養費の給付に係る一部負担金の額

(3) 保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額

(4) 訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

三 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、流行病、災害を原因とする疾病若しくは負傷又は地域的に発生する特殊疾病に係る額の占める割合が百分の五を超える場合、当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額に当該割合から百分の五を控除した割合を乗じて得た額の十分の五以内の額の合計額

四 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）にいう被爆者に係る額の占める割合が百分の三を超える場合、当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村につき算定した当該被爆者に係る額の十分の八以内の額の合計額

五 調整前調整対象需要額のうち、診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）第五号の規定に基づき定められた療養担当手当に係る額がある場合、当該療養担当手当に係る額の四分の三以内の額

六 構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち、結核性疾患及び精神病に係る額の占める割合が百分の十五を超える場合、当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額に当該割合から百分の十五を控除した割合を乗じて得た額の十分の八以内の額の合計額

七 その他特別の事情がある場合、別に定める額

（端数計算）

第七條 調整交付金の額、調整対象需要額又は調整対象収入額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数を千円に切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（平成二十年の調整対象需要額及び調整対象収入額の算定の特例）

第二条 平成二十年の調整対象需要額の算定については、第四条第一項第一号イ(1)中「前年度の十二月十一日から当該年度の」とあるのは「平成二十年四月一日から」と、同号イ(1)及び同項第二号イ(1)中「当該年度の十二月末日」とあるのは「平成二十年十二月末日」と、同項第一号ロ(1)中「前年度の一月一日から当該年度の」とあるのは「平成二十年四月一日から」とする。

2 平成二十年の調整対象収入額の算定については、第五条第三項中「前年度の一月から当該年度の」とあるのは「平成二十年四月から」と、「十二で」とあるのは「九で」とする。

第三条 平成二十年から平成二十三年までの間に係る特別調整交付金の額の算定の特例

（平成二十年の調整対象収入額の算定の特例）

2 平成二十年から平成二十三年までの間に係る特別調整交付金の額の算定については、第六六条中「合計額とする」とあるのは「平成二十年四月一日から」と、同条第一号及び第二号中「前年度の一月一日から当該年度の」とあるのは「平成二十年四月一日から」とする。

2 平成二十一年から平成二十三年までの間に係る特別調整交付金の額の算定については、第六六条中「合計額とする」とあるのは「合計額に十二分の十一を乗じて得た額とする」とする。

## 告

## 示

## ○厚生労働省告示第三八十八号

保険医療機関及び保険医療費負担規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び負担に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月二十二日

厚生労働大臣 外添 要一